

平成 31 年 第 1 回

大崎町議会 3 月定例会会議録

開会 平成 31 年 3 月 6 日

閉会 平成 31 年 3 月 20 日

大 崎 町 議 会

平成31年第1回大崎町議会定例会

会 期

平成31年3月 6日（水）から

15日間

平成31年3月20日（水）まで

月 日	曜 日	時刻	本会議	委員会	摘 要
3月 6日	水	10	第1日		会 期 の 決 定 諸 般 の 報 告 議案・陳情等上程
7日	木	9		委員会	付託案件の審査
8日	金	9		委員会	特別委員会（一般当初）
9日	土				休 会
10日	日				休 会
11日	月	9		委員会	特別委員会（一般当初）
12日	火				予 備
13日	水				予 備
14日	木	10	第2日		一 般 質 問 付託案件の審査報告 議案・陳情等上程
15日	金				予 備
16日	土				休 会
17日	日				休 会
18日	月				予 備
19日	火				予 備
20日	水	10	第3日		付託案件の審査報告 議案・陳情等上程

平成31年第1回大崎町議会定例会会議録目次

第1号（3月6日）（水）

1. 開 会	5
2. 開 議	5
3. 日程第1 会議録署名議員の指名	5
4. 日程第2 会期の決定	5
5. 日程第3 諸般の報告	5
6. 日程第4 行政報告	6
7. 日程第5 議案第1号 平成30年度大崎町一般会計補正予算（第6号）	8
東町長提案理由説明	8
中倉総務課長	8
中山美幸君	11
東町長	12
小野住民環境課長	12
川添教委管理課長	12
中山美幸君	12
小野住民環境課長	13
中山美幸君	13
小野住民環境課長	13
8. 日程第6 議案第2号 平成30年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正 予算（第2号）	13
東町長提案理由説明	13
中村保健福祉課長	14
9. 日程第7 議案第3号 平成30年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予 算（第1号）	15
東町長提案理由説明	15
中村保健福祉課長	15
10. 日程第8 議案第4号 平成30年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算 （第2号）	16
東町長提案理由説明	16
中村保健福祉課長	16
中山美幸君	17
東町長	18

中村保健福祉課長	18
中山美幸君	18
中村保健福祉課長	18
11. 日程第9 議案第5号 平成30年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予 算(第4号)	19
東町長提案理由説明	19
高田水道課長	19
12. 日程第10 議案第6号 平成31年度大崎町一般会計予算	20
13. 日程第11 議案第7号 平成31年度大崎町国民健康保険事業特別会計予 算	20
14. 日程第12 議案第8号 平成31年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算	20
15. 日程第13 議案第9号 平成31年度大崎町介護保険事業特別会計予算	20
16. 日程第14 議案第10号 平成31年度大崎町水道事業会計予算	20
17. 日程第15 議案第11号 平成31年度大崎町公共下水道事業特別会計予 算	20
東町長提案理由説明	20
本高税務課長	31
小野住民環境課長	32
中村保健福祉課長	33
高田水道課長	35
大地農業委員会事務局長	36
川畑農林振興課長	36
福永耕地課長	39
18. 休 憩	39
時見建設課長	39
川添教委管理課長	40
今吉社会教育課長	41
上橋企画調整課長	43
中倉総務課長	44
中村保健福祉課長	47
高田水道課長	52
19. 休 憩	56
20. 日程第16 議案第12号 大崎町町税条例の一部を改正する条例の制定に ついて	57

東町長提案理由説明	57
本高税務課長	57
稲留光晴君	57
本高税務課長	57
稲留光晴君	57
本高税務課長	57
中山美幸君	58
本高税務課長	58
稲留光晴君	58
東町長	58
21. 休 憩	59
22. 日程第 1 7 議案第 1 3 号 災害被害者に対する町税の減免に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	59
23. 日程第 1 8 議案第 1 4 号 大崎町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	59
東町長提案理由説明	59
本高税務課長	59
中村保健福祉課長	60
24. 日程第 1 9 議案第 1 5 号 大崎町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部 を改正する条例の制定について	61
東町長提案理由説明	62
中村保健福祉課長	62
中山美幸君	63
中村保健福祉課長	63
25. 日程第 2 0 議案第 1 6 号 大崎町中山間ふるさと・水と土保全基金条例を 廃止する条例の制定について	63
東町長提案理由説明	64
福永耕地課長	64
26. 日程第 2 1 議案第 1 7 号 大崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	65
東町長提案理由説明	65
中倉総務課長	65
稲留光晴君	66
中倉総務課長	66

稲留光晴君	67
稲留光晴君	67
27. 休 憩	67
稲留光晴君	67
28. 日程第22 議案第18号 大崎町持続可能なまちづくり条例の制定について	68
東町長提案理由説明	68
上橋企画調整課長	68
稲留光晴君	69
上橋企画調整課長	69
稲留光晴君	69
上橋企画調整課長	69
29. 日程第23 議案第19号 鹿屋市との間において締結した定住自立圏形成協定の変更について	70
東町長提案理由説明	70
上橋企画調整課長	70
30. 散 会	72
第2号（3月14日）（木）	
1. 開 議	79
2. 日程第1 会議録署名議員の指名	79
3. 日程第2 一般質問	79
宮本昭一君	79
東町長	79
宮本昭一君	80
東町長	80
宮本昭一君	81
東町長	81
宮本昭一君	82
東町長	82
宮本昭一君	82
東町長	82
宮本昭一君	83
東町長	84

宮本昭一君	84
東町長	84
宮本昭一君	85
東町長	85
宮本昭一君	85
東町長	86
宮本昭一君	86
東町長	86
宮本昭一君	86
東町長	87
宮本昭一君	87
東町長	87
中村保健福祉課長	87
宮本昭一君	88
東町長	89
宮本昭一君	89
東町長	89
宮本昭一君	90
東町長	90
中村保健福祉課長	90
宮本昭一君	90
藤井教育長	90
宮本昭一君	91
藤井教育長	91
宮本昭一君	92
東町長	92
宮本昭一君	92
東町長	93
宮本昭一君	93
稲留光晴君	93
東町長	93
稲留光晴君	94
東町長	94
稲留光晴君	95

東町長	95
稲留光晴君	96
東町長	96
稲留光晴君	96
東町長	96
稲留光晴君	97
東町長	97
稲留光晴君	97
東町長	98
稲留光晴君	98
東町長	99
稲留光晴君	99
東町長	99
時見建設課長	99
稲留光晴君	99
時見建設課長	99
稲留光晴君	100
東町長	101
稲留光晴君	101
東町長	101
中村保健福祉課長	101
稲留光晴君	101
東町長	101
稲留光晴君	101
稲留光晴君	102
東町長	102
稲留光晴君	102
東町長	103
稲留光晴君	103
東町長	103
稲留光晴君	104
東町長	104
稲留光晴君	104
4. 休 憩	104

中山美幸君	105
東町長	105
中山美幸君	106
東町長	106
上橋企画調整課長	106
中山美幸君	107
上橋企画調整課長	107
中山美幸君	107
上橋企画調整課長	107
中山美幸君	107
東町長	107
中山美幸君	107
東町長	108
中山美幸君	108
東町長	108
中山美幸君	108
上橋企画調整課長	108
中山美幸君	109
東町長	109
中山美幸君	109
東町長	109
中山美幸君	109
東町長	110
中山美幸君	110
東町長	110
中山美幸君	111
東町長	111
中山美幸君	112
東町長	112
中山美幸君	112
東町長	113
中山美幸君	113
東町長	113
中山美幸君	113

東町長	113
中山美幸君	113
東町長	114
中山美幸君	114
東町長	114
中山美幸君	114
東町長	115
小野住民環境課長	115
中山美幸君	115
東町長	115
中山美幸君	115
東町長	115
中山美幸君	116
東町長	116
中山美幸君	117
東町長	117
中山美幸君	117
東町長	117
中山美幸君	117
東町長	118
中山美幸君	118
上橋企画調整課長	118
中山美幸君	119
上橋企画調整課長	119
中山美幸君	119
5. 休 憩	120
東町長	120
中山美幸君	120
東町長	121
中山美幸君	121
6. 日程第3 議案第1号 平成30年度大崎町一般会計補正予算(第6号)	121
児玉総務厚生常任委員長報告	122
7. 日程第4 議案第2号 平成30年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正 予算(第2号)	124

児玉総務厚生常任委員長報告	124
8. 日程第5 議案第3号 平成30年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	125
児玉総務厚生常任委員長報告	125
9. 日程第6 議案第4号 平成30年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	126
児玉総務厚生常任委員長報告	127
10. 日程第7 議案第5号 平成30年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	128
中倉文教経済常任委員長報告	128
11. 散 会	129
第3号(3月20日)(水)	
1. 開 議	135
2. 日程第1 会議録署名議員の指名	135
3. 日程第2 議案第6号 平成31年度大崎町一般会計予算	135
神崎予算審査特別委員長報告	135
4. 日程第3 議案第7号 平成31年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算	139
児玉総務厚生常任委員長報告	139
稲留光晴君	140
児玉総務厚生常任委員長報告	140
5. 日程第4 議案第8号 平成31年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算	141
児玉総務厚生常任委員長報告	141
6. 日程第5 議案第9号 平成31年度大崎町介護保険事業特別会計予算	142
児玉総務厚生常任委員長報告	142
7. 日程第6 議案第10号 平成31年度大崎町水道事業会計予算	143
中倉文教経済常任委員長報告	143
8. 日程第7 議案第11号 平成31年度大崎町公共下水道事業特別会計予算	146
中倉文教経済常任委員長報告	146
9. 日程第8 議案第12号 大崎町町税条例の一部を改正する条例の制定について	148
児玉総務厚生常任委員長報告	148
中山美幸君	149
児玉総務厚生常任委員長報告	149

稲留光晴君	149
児玉総務厚生常任委員長報告	149
10. 日程第 9 議案第 18 号 大崎町持続可能なまちづくり条例の制定について ..	150
児玉総務厚生常任委員長報告	150
11. 日程第 10 同意第 1 号 教育委員会委員の任命について	152
東町長提案理由説明	152
下村議会事務局長	153
12. 日程第 11 同意第 2 号 固定資産評価審査委員会委員の任命について	154
東町長提案理由説明	154
13. 日程第 12 閉会中継続審査・調査申出書	155
14. 閉 会	156

第 1 号

3月6日 (水)

平成31年第1回大崎町議会定例会会議録（第1号）

平成31年3月6日

午前10時00分開議

於 会 議 議 場

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（10番，11番）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- (総) 日程第 5 議案第 1号 平成30年度大崎町一般会計補正予算（第6号）
- (総) 日程第 6 議案第 2号 平成30年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正
予算（第2号）
- (総) 日程第 7 議案第 3号 平成30年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予
算（第1号）
- (総) 日程第 8 議案第 4号 平成30年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算
（第2号）
- (文) 日程第 9 議案第 5号 平成30年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予
算（第4号）
- (特) 日程第10 議案第 6号 平成31年度大崎町一般会計予算
- (総) 日程第11 議案第 7号 平成31年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算
- (総) 日程第12 議案第 8号 平成31年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算
- (総) 日程第13 議案第 9号 平成31年度大崎町介護保険事業特別会計予算
- (文) 日程第14 議案第10号 平成31年度大崎町水道事業会計予算
- (文) 日程第15 議案第11号 平成31年度大崎町公共下水道事業特別会計予算
- (総) 日程第16 議案第12号 大崎町町税条例の一部を改正する条例の制定につい
て
- 日程第17 議案第13号 災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部
を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第14号 大崎町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部
を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第15号 大崎町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改
正する条例の制定について
- 日程第20 議案第16号 大崎町中山間ふるさと・水と土保全基金条例を廃止

する条例の制定について

- 日程第 2 1 議案第 1 7 号 大崎町職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部
を改正する条例の制定について
- (総) 日程第 2 2 議案第 1 8 号 大崎町持続可能なまちづくり条例の制定について
- 日程第 2 3 議案第 1 9 号 鹿屋市との間において締結した定住自立圏形成協定
の変更について

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1 番 児 玉 孝 徳	7 番 中 山 美 幸
2 番 稲 留 光 晴	8 番 上 原 正 一
3 番 諸 木 悦 朗	9 番 中 倉 毅
4 番 宮 本 昭 一	10 番 長 重 充 輝
5 番 中 倉 広 文	11 番 神 崎 文 男
6 番 吉 原 信 雄	12 番 小 野 光 夫

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第 1 2 1 条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長 東 靖 弘	農林振興課長 川 畑 定 浩
副 町 長 千 歳 史 郎	耕 地 課 長 福 永 敏 郎
教 育 長 藤 井 光 興	建 設 課 長 時 見 和 久
会 計 管 理 者 東 正 隆	農委事務局長 大 地 敏 郎
総 務 課 長 中 倉 幸 二	水 道 課 長 高 田 利 郎
企 画 調 整 課 長 上 橋 孝 幸	教 委 管 理 課 長 川 添 俊 一 郎
住 民 環 境 課 長 小 野 厚 生	社 会 教 育 課 長 今 吉 孝 志
保 健 福 祉 課 長 中 村 富 士 夫	税 務 課 長 本 高 秀 俊

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事 務 局 長 下 村 俊 郎
次 長 兼 調 査 係 長 宮 本 修 一
次 長 兼 議 事 係 長 垣 内 吉 郎
庶 務 係 主 幹 西 ゆかり

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（小野光夫君） おはようございます。これより、平成31年第1回大崎町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小野光夫君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番、長重充輝君、及び11番、神崎文男君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（小野光夫君） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から3月20日までの15日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月20日までの15日間と決定いたしました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（小野光夫君） 日程第3「諸般の報告」を行います。

去る2月21日から22日にかけて奄美市で開催されました県町村議会議長会第70回定期総会についてであります。21日に平成31年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会が開催され、副議長の私が議事進行役を務めるために出席しなければなりませんので、第70回定期総会につきましては神崎副議長に出席していただきました。この報告につきましては、神崎副議長に報告をしていただきます。

11番、神崎君。

○副議長（神崎文男君） それでは、去る2月21日に開催されました第70回鹿児島県町村議会議長会定期総会に議長の代理として出席いたしましたので、御報告申し上げます。

この第70回定期総会は、今回、記念大会として奄美大島で開催されました。定期総会の前に、第70回定期総会記念講演として、鹿児島県大島支庁長の松本俊一

氏より「奄美群島の現状と課題」と題して講演がありました。

講演会の後、定期総会が開催されました。定期総会は、町村議会議長会会長の中種子町議会議長鎌田勇二郎氏の挨拶で始まり、引き続き、来賓として鹿児島県町村会会長の伊集院会長から祝辞をいただき、その後、自治功労者表彰として鹿児島県町村議会議長会表彰と全国町村議会議長会表彰の伝達が行われました。全国町村議会議長会表彰伝達といたしまして、町村議会議長として7年以上在職されました小野議長が表彰伝達されました。また、中倉毅議員、上原正一議員、中山美幸議員、吉原信雄議員の4名が町村議会議員15年以上在職として表彰伝達されました。

一時休息の後、議事に入り、会務報告、監査報告に続き、平成29年度決算の承認、平成31年度事業計画案、同じく予算案の提案説明があり、審議の結果、いずれも原案のとおり可決されました。なお、平成31年度鹿児島県町村議会議長会会計予算総額は4,763万6,000円であります。

最後に、住民の代表機関として町村の最終意志決定を預かる議会の役割と責任を深く自覚し、総力を結集して地方創生のさらなる推進、ほか9項目の実現を期するため決議案が提案され、これを全会一致で採択いたしました。

第70回鹿児島県町村議会議長会定期総会については、以上のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（小野光夫君） 議員派遣の報告につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（小野光夫君） 日程第4「行政報告」を行います。これを許可いたします。

町長。

○町長（東 靖弘君） 平成31年第1回議会定例会に当たり、諸般の行政報告をいたします。

まず初めに、農林振興課関係でございます。

昨年、牛の予防注射の代金を職員が私的に使い込んでしまうという不祥事が発生し、町民の皆様には多大な御迷惑をおかけいたしました。予防注射代金のほとんどは既に口座引き落とし処理になっておりますが、一部の予防注射で現金での代金のやりとりが存在していたことがその一因でもありました。その再発防止策といたしまして、現金の授受をなくすため口座引き落としに移行するための手続きを、そお鹿児島農協との間で進めてきたところであります。このほど、その手続きが整いま

して、平成31年4月1日から、牛の予防注射代金の支払いにつきましてはそのすべてが口座引き落としとすることになったところでございます。

また、農業振興センター関係でございますが、農業関係機関をワンフロアに集約し、隣接するそお農業共済組合も含めた大崎町農業振興センターがスタートして10年が経過しました。ここへまいりまして、協定を結んでおりましたそお鹿児島農協及びそお農業共済組合がそれぞれの事務所の統廃合等の事由により機構改革を迫られ、これに伴い、これまでどおりの人員の配置が維持できない状況になってきております。それぞれの部署に引き上げざるを得ない形となっておりますことにつきましては理解もしておりますし、やむを得ないものと考えております。ワンストップ支援窓口としての本来の役割は、これまでの間十分果たしてきたのではないかと考えているところです。

一方、この10年間で農業を取り巻く情勢はすっかり様変わりし、地域の中核的担い手への農地の集積が一挙に進んでいる状況にあります。本町の喫緊の課題は、水田の圃場整備率の向上であります。そこで、本年4月から、耕地課を別館に移行し、農林振興課、農業委員会と同じフロアで業務を行いたいと考えております。これは、水田の圃場整備を行う場合、地域の将来における明確な営農ビジョンを作成することが必須となっているなど、いまや営農部門との連携が欠かせないものとなっていることと、今後の圃場整備の推進を加速化していきたいと考えているからであります。ワンフロアの形こそ変わりますが、そお鹿児島農協及びそお農業共済組合との間でこれまで築いてきたお互いの密なる連携は、今後とも引き続き維持し、本町農業振興のためにより一層まい進してまいりたいと考えております。

次に、企画調整課関係でございます。

去る2月20日から2月25日までの間、内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局が所管するオリパラ基本推進事業を活用させていただき、中南米のトリニダードトバゴの2020東京オリンピック女子マラソン代表候補選手と陸上連盟関係者を本町にお招きし、女性アスリートによる講演会や陸上教室などを開催するとともに、小学校訪問や剣道練習風景視察などの交流事業を実施しました。

今回の事業は、陸上競技の強豪国トリニダードトバゴにジャパンアスリートトレーニングセンター大隅を含む本町の優れたトレーニング環境を視察していただき、ことし5月に横浜で開催される世界リレー2019の事前合宿地に決定していただくこと、さらには2020東京オリンピックの事前合宿地決定につなげることを目的としております。

事業実施後に、今回来町した陸上連盟関係者への意見聴取を行ったところ、世界

リレー時の本町における事前合宿に前向きであったことから、今後も引き続き同国関係者への働きかけを行うとともに、2020東京オリンピックの際も本町で事前合宿を行っていただけるよう誘致活動に取り組んでまいります。

以上で、報告を終わります。

○議長（小野光夫君） これで、行政報告は終わりました。

-----○-----

日程第5 議案第1号 平成30年度大崎町一般会計補正予算（第6号）

○議長（小野光夫君） 日程第5、議案第1号「平成30年度大崎町一般会計補正予算（第6号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,448万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を93億2,659万3,000円にするものでございます。歳出の主なものは、リサイクル未来創生奨学基金積立金及びふるさと納税関連経費などでございます。歳入は、寄附金、繰入金の増が主なものでございます。

よろしく審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（中倉幸二君） それでは、御説明いたします。今回の補正予算は、人件費をはじめ事業費の決定、実績見込みなどによる調整が主なものでございますので比較的金額の大きいもの、また、一部国の補正予算の成立等に伴いまして実施する予定の事業もございますので、主にこれらの事業について御説明させていただきます。

それでは、歳出から御説明いたしますので、補正予算書の16ページをお願いいたします。

款2総務費、目4財政管理費、節25積立金3,000万円は、施設整備事業基金への積立金でございます。

次に、18ページをお願いいたします。目13公共施設カーボン・マネジメント強化事業費の補正は、合計で1,829万円の減でございますが、これは小中学校の空調及び照明設備工事に係る事業費の実績に伴うものでございます。

目14諸費、節23償還金、利子及び割引料は1,190万8,000円の増でございます。主なものは、へき地児童生徒援助費等補助金に係る補助対象外分の返納金等でございます。

次に、19ページをお願いいたします。款3民生費、目1社会福祉総務費、節19負担金、補助及び交付金のうち、システム整備負担金191万6,000円は、プ

レミアム付き商品券事業に係るシステムを整備するための負担金でございます。本事業は、消費税増税に伴う影響緩和及び地域消費喚起を目的とした国の施策でございますが、平成31年度に繰り越すもので、繰越明許費のところで再度御説明させていただきます。

目6食の自立支援事業費、節13委託料794万4,000円の減は、食の自立支援事業業務委託料でございます。実績を見込みましての減でございます。

次に、20ページをお願いいたします。目7障害者福祉費、節20扶助費1,081万3,000円の減は、身体障害者厚生医療給付費500万円の減が主なものでございます。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節20扶助費580万円は、保育園等における施設型給付費の増でございます。実績を見込みましての増でございます。

次に、21ページをお願いいたします。款4衛生費、目3環境衛生費、節19負担金、補助及び交付金2,200万円の減は、おおさき国際交流事業補助金の減でございます。本事業は、インドネシア共和国バリ州において、廃棄物処理対策等の技術を普及していく事業でございますが、現地の火山活動が再び活発化し、関係者の安全性を確保するため、事業実施を先送りせざるを得なくなったことにより減額するものでございます。

次に、22ページをお願いいたします。項2清掃費、目1し尿塵芥処理費、節12役務費600万円は、ごみ処分に係る手数料でございます。決算見込みに伴う増でございます。節13委託料277万9,000円の減でございますが、し尿等メタン発酵処理事業化可能性調査事業委託料252万2,000円の減が主なものでございます。

次に、23ページをお願いいたします。款5農林水産業費、目10農地費でございますが、次の24ページをお願いいたしまして、節19負担金、補助及び交付金1,627万5,000円は、県営農村地域防災減災事業負担金100万円をはじめとするそれぞれの負担金等の確定によるものでございます。主なものは、上から5行目の県営畑地帯総合整備事業負担金1,635万4,000円の増でございますが、これは国の補正予算に伴う事業費の増によるものでございます。

次に、25ページをお願いいたします。目14営農推進費、節19負担金、補助及び交付金5,606万円の減は、それぞれの補助金の決算見込みに伴う増減でございます。主なものは、上から4行目の機構集積協力金事業補助金5,524万7,000円の減でございますが、協力金単価の大幅な減額に伴うものでございます。

次に、26ページをお願いいたします。款6商工費、目2商工業振興費の補正額は合計で2億9,956万3,000円でございます。補正の内容は、主にふるさと

納税促進事業の実績見込みに伴うもので、歳入のふるさと納税寄附金3億円の補正増を見込むことに伴う関連経費の増減でございます。なお、これら関連経費の実績見込みに伴いまして、次の27ページをお願いいたしまして、節25積立金1億1,349万7,000円をふるさと応援基金に積み立てる予定でございます。目3観光費、節19負担金、補助及び交付金129万円の減は、株式会社おおすみ観光未来会議への負担金でございますが、決算見込みに伴い減額するものでございます。

次に、29ページをお願いいたします。款9教育費、目2事務局費、節25積立金1億200万円は、リサイクル未来創生奨学金への積立金でございます。うち、1億円はふるさと応援基金より、100万円は鹿児島相互信用金庫からの寄附金、残りの100万円は匿名によります寄附金を充当するものでございます。

次に、32ページをお願いいたします。款10災害復旧費につきましては、項1農林水産業施設災害復旧費から、次の33ページをお願いいたしまして、項5その他公共施設・公用施設災害復旧費まででございますが、いずれも台風24号等に伴う被害に対する災害復旧の実績に伴う減でございます。

以上で歳出を終わりました、次に歳入について御説明いたします。

9ページをお願いいたします。歳入につきましても主なものについて御説明いたします。款10地方交付税、目1地方交付税3,085万2,000円は、普通交付税の増でございます。決定に伴う財源の調整でございます。

款12分担金及び負担金から、めくっていただきまして13ページの款15県支出金までにつきましては、総じて説明欄に記載してございます事業等を、これまでの事業実績に基づく決定等により補正をお願いするものでございます。主なものとしましては、10ページへ帰っていただきまして、一番上の欄の款14国庫支出金、目1民生費国庫負担金、節2児童福祉費負担金の施設型給付費負担金824万3,000円、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節1社会福祉費補助金のプレミアム付商品券事務費補助金191万6,000円などでございます。

引き続き、14ページをお願いいたします。款17寄附金、目1一般寄附金3億円は、ふるさと納税寄附金でございます。なお、30年度のふるさと納税寄附金の予算総額は17億円でございます。目2教育費寄附金200万円は、リサイクル未来創生奨学金への支援に対する寄附金でございます。歳出でも御説明いたしました、内訳は鹿児島相互信用金庫から100万円、匿名による寄附金が100万円でございます。

款18繰入金、目1財政調整基金繰入金500万円の減は、財源の調整でございます。目5ふるさと応援基金繰入金9,000万円は、ふるさと応援基金を活用し

た事業費の見込みに伴う繰入金の増でございます。リサイクル未来創生奨学金の財源としての1億円と公共施設カーボン・マネジメント強化事業の実績見込みに伴う1,000万円の減でございます。

次に、15ページをお願いいたします。款20諸収入、目1雑入の補正額は合計で2,415万円の減でございますが、主なものは上から3行目の草の根技術協力事業助成金2,200万円の減でございます。これは、おおさき国際交流事業の財源として予定した助成金でございますが、事業が先送りになったための減でございます。そのほか、下から7行目のカーボン・マネジメント強化事業補助金1,246万6,000円の減と、さらにその2行下の地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業費補助金255万5,000円の減については、事業費の実績見込みに伴うものでございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

次に、6ページをお願いいたします。第2表繰越明許費でございますが、はじめに、プレミアム付商品券事業でございます。消費税増税に伴う影響緩和及び地域消費喚起を目的とした国の施策でございますが、歳出でも御説明いたしました事業を行うための事務費相当分でございます。なお、国の補正予算を充当するものでございます。

次に、合宿施設等整備事業でございますが、現在進めている合宿施設等整備事業のうち、消防詰所整備に係る事業分について繰り越すものでございます。

次に、第3表債務負担行為補正でございます。(1)の変更でございますが、学校給食業務委託料でございます。補正予算(第2号)で計上しておりましたが、契約金額の実績に基づきまして、補正前の限度額8,225万円から補正後の限度額7,619万7,000円に減額するものでございます。

次に、スクールバス運行業務委託料、中沖・菱田方面1路線でございます。補正予算(第4号)で計上しておりましたが、契約金額の実績に基づきまして、補正前の限度額874万6,000円から補正後の限度額851万4,000円に減額するものでございます。

以上で説明を終わりますが、34ページ以降に給与費明細書を添付していただきますので御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長(小野光夫君) これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○7番(中山美幸君) まず、4の1、款4の目1し尿処理費の中のし尿等メタン発酵処理事業化可能性の委託調査料252万2,000円、これ減額になっておりますが、実績に伴う減額だというふうに理解しておりますが、これの調査の進捗状況、

事業化についての状況がどうであったのか問います。

それから、もう1点は教育費、教育振興費の中の9の2工事請負費、スクールバス停留所設置事業の工事費が32万4,000円計上してございます。これについて、新年度からの中学生もしくは、その通学に関する新設の状況だと思われませんが、スクールバスのルート変更については、これに関するものについてルート変更があるのかどうか、その状況についてお示しをいただきたいと思います。

○町長（東 靖弘君） 4の1のし尿等メタン発酵処理事業化可能性調査事業委託料について、その調査の進捗と事業化の進展についてどうなのかという御質問でありましたので、この点については担当課長の答弁とさせていただきます。

○住民環境課長（小野厚生君） ただいま中山議員からの御質問でございしますが、メタンの発生濃度につきましては、ほぼ濃度を高めるためのタンク設備の改良工事に期間を要しましたものですから、その分の期間が減となりまして、252万2,000円の減となっております。ただし、試験途中でございましたが80%を超えるメタンガス濃度の抽出ができておりまして、ほぼ可能性としてはよい方向に向かっていると考えております。

以上でございます。

○教委管理課長（川添俊一郎君） 御質問のありましたスクールバスのバス停の新設の件でございしますが、現在、中沖・菱田路線につきましては、中沖地区のバス停が中沖地区の公民館の中にごございます。来年度入学する生徒を含めまして、スクールバスの乗車の希望を取ったところ、中型バスでは乗り切れない、大型バスでないと対応できないという状況が見込まれまして、大型バスになりますと、今の現状では道路の通行、また、現在の公民館の敷地内での旋回というのが非常に難しくなるところから、正門側の部分に新たに停留所と駐輪所を設けまして新年度はスタートする予定でございします。中沖小学校の正門近くです。場所を具体的に言いますと、小野商店さんの前の、そこにちょっと非常に敷地としては十分かなというところで、安全性も考慮しまして、そこを今予定をしておりますが、ルートにつきましては受託事業者と調整中でございまして、一番安全性のある、無理のないルートで運行するように計画いたしております。

以上でございます。

○7番（中山美幸君） さらに伺います。

今、住民課長のほうから答弁がございましたが、濃度80%の濃度がということで、可能性があるということなんです、この調査の結果を使われまして事業化する可能性があるのかどうか、そこまでお答えいただきたいというふうに先ほど申し上げたところですが、どういった事業化を進めていくのかと、当初計画では、そう

いった事業化を進めるということでこの予算は議会としてはお認めしたということであつたらうと思います。この点についても、前の議会のときも私質問しておりまして、同僚議員も質問しておりますが、その事業化の推進、どういった方向で、どういう形で推進していくのかということ、それがこの調査の結果においては出てないとおかしいんじゃないのかなと私は思っているんですが、いかがですか。

○住民環境課長（小野厚生君） ただいまの御質問でございますが、まだ試験途中でございますまして、平成31年度も試験を続けさせていただきまして、確実な状況を把握しまして、南部厚生事務組合とかそういうところと協議しながら進めていきたいと考えております。

○7番（中山美幸君） 今、進めていきたいということでございましたけども、それは進めていきたいという要望であつて、進めるということではないんですか。再度、正確なところをお知らせください。

○住民環境課長（小野厚生君） ただいまの件でございますが、確実な試験結果というのが平成31年度に出てくるものですから、それを踏まえて進めていきたいと考えております。

○議長（小野光夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よつて、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第6 議案第2号 平成30年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（小野光夫君） 日程第6、議案第2号「平成30年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,857万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ18億6,225万8,000円とするものでございます。補正の主なものは、一般被保険者に係る保険給付費の補正減及び県補助金確定に伴い補正するものでございます。

よろしく審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（中村富士夫君） それでは御説明いたします。

はじめに、歳出の主なものについて御説明いたしますので補正予算書の8ページをお願いいたします。

今回の補正は主に、これまでの実績と今後の見込み、また執行残を整理したものでございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、国保連合会へ支払います電算共同処理手数料や国保事務電算委託料等につきまして、これまでの実績と今後の見込みに基づき減額するものでございます。

次に、款2保険給付費、項1療養諸費は、一般被保険者に係る診療報酬等が当初の見込みより減少したことに伴います減額で、合計で895万円を減額するものでございます。

次の9ページをお願いいたします。項2高額療養費につきましては、目1一般被保険者高額療養費は当初の見込額より減少したことによりまして271万3,000円を減額し、目2退職被保険者等高額療養費は当初の見込みより増加したことによりまして100万円増額し、合計で201万3,000円減額をするものでございます。次の項4出産育児諸費、目1出産育児一時金42万円の減は、出生数を当初10人見込んでおりましたが、実績見込みを9人として減少するものでございます。

次に、款5保健事業費、項1保健事業費、目2疾病予防費の29万3,000円の減は、人間ドック等への助成金で、実績見込みによる減額でございます。

次に、10ページをお願いいたします。項2特定健康診査等事業費は352万7,000円の減額で、主なものは節13委託料の特定健診業務委託料の314万6,000円の減でございます。

款6基金積立金、目1国保給付準備積立基金積立金は、基金利子が確定したため2,000円を増額するものでございます。

款7公債費、目1利子、節23償還金、利子及び割引料の24万7,000円の減は、一時借入金をした場合の利子の見込みによるものでございます。

次の款8諸支出金、目1一般被保険者保険税還付金、節23償還金、利子及び割引料100万円の減は、還付金の見込みによるものでございます。

以上で歳出を終わりました、次に歳入を御説明いたします。6ページをお願いいたします。

款3県支出金、目1保険給付費等交付金は、それぞれ交付決定に基づきまして増減額するものでございます。

次に、款4財産収入、目1利子及び配当金は、基金利子の確定見込みに伴い増額

するものでございます。

次に、款5繰入金、目1一般会計繰入金、節4出産育児一時金等繰入金の28万円の減は、実績見込みに基づき減額するものでございます。

次の7ページをお願いいたします。款7諸収入、項1延滞金、加算金及び過料30万9,000円の増、及び項4雑入の474万円の減につきましては、実績見込みによりまして増減額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第2号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第7 議案第3号 平成30年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（小野光夫君） 日程第7、議案第3号「平成30年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,192万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億7,579万8,000円とするものでございます。補正の主なものは、後期高齢者医療保険料及び広域連合納付金等の見込みに伴い補正するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（中村富士夫君） それでは、はじめに歳出から御説明いたします。補正予算書の7ページをお願いいたします。

なお、今回の補正は、確定及び実績見込みに伴うものでございます。

款1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金1,202万5,000円の増は、県広域連合へ納付いたします後期高齢者医療広域連合納付金及び保険基盤安定分担金の実績見込みによる増減額でございます。

款2諸支出金、目1後期高齢者保険料還付金10万円の減は、実績見込みによる減額でございます。

以上で歳出を終わりました。前のほうの6ページをお願いいたします。歳入につ

いて御説明いたします。

款1 後期高齢者医療保険料は、実績見込みによりまして増額するものでございます。

款3 繰入金14万3,000円の減は、低所得者等に係る保険料の軽減分に対するもので、実績見込みにより減額するものでございます。

次に、款4 繰越金438万1,000円の増は、繰越額の確定によるものでございます。

款5 諸収入、項2 償還金及び還付加算金、目1 還付金19万9,000円の減は、保険料に係る還付金でございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。何か質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第3号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第8 議案第4号 平成30年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（小野光夫君） 日程第8、議案第4号「平成30年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,868万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億7,911万9,000円とするものでございます。補正の主なものは、要介護者等に対して行います保険給付費が見込みより伸びていることによります補正増でございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（中村富士夫君） それでは、歳出から御説明いたします。補正予算書の7ページをお願いいたします。

今回の補正は、これまでの実績と今後の見込みによる調整が主なものでございます。

款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費は合計で5,000万円の増でございます。これは、要介護の認定を受けた方のサービスに対する保険給付費でございます。このうち、目1 居宅介護サービス給付費の3,000万円の増額は、通所介

護等の利用者の増が要因となっております。目5施設介護サービス給付費の1,500万円の増は、老人保健施設等に係る利用者の増が要因となっております。これらのサービスの増加に伴いまして、目9居宅介護サービス計画給付費が500万円の増額となっております。

次に、項2介護予防サービス等諸費は1,000万円の増でございます。これは要支援と認定された方の介護予防通所リハビリテーション等のサービス利用の増が主な要因でございます。

8ページをお願いいたします。項6特定入所者介護サービス等費400万円の増でございます。主な要因といたしまして、ショートステイの利用数の増によるものでございます。

次に、款3地域支援事業費、項1介護予防・生活支援サービス事業費450万円の増は、総合事業に係る介護予防・生活支援サービス事業費や介護予防ケアマネジメント事業費の実績見込みによる増額でございます。

次に、項3包括的支援事業・任意事業費の203万円の減は、それぞれ事業実績見込みによる減額でございます。

以上で歳出を終わります。次に歳入を御説明いたします。

6ページをお願いいたします。款3国庫支出金から款5県支出金までは、それぞれ国・県支出金等の交付見込みに基づきまして調整するものでございます。款3国庫支出金、目4保険者機能強化推進交付金の161万9,000円の増は、平成30年度から新規事業で、町の自立支援重症化防止等の取組を支援するために創立されたものでございます。

次に、款6繰入金、目1一般会計繰入金661万5,000円の増は、介護給付費等に係る町の法定負担分の繰入れを、実績見込みにより増額するものでございます。

款7繰越金、目1繰越金6,294万9,000円の増は、前年度からの繰越額の確定によるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○7番（中山美幸君） 款3、目6認知症総合支援事業35万円減額補正が組まれておりますが、各種報償費ということで減額になっておりますが、これの支援事業を予定されておりました支援事業、その中で何が報償費から減額になったのかということですね。非常に認知症については可能性が高くなっている現状が私はあるかと思っておりますが、そういった状況の中で減額処理がされているということは、本町については少なくなっているのか、もしくは支援事業自体が密に行われていないのかど

うかということに若干疑義がありますので、その点についてお答えいただきたいと思ひます。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○保健福祉課長（中村富士夫君） 認知症総合支援事業費の35万円の減の要因につきましては、平成30年度から認知症につきまして集中支援チーム検討委員会というのと、それから支援チームをつくっております。その検討委員会を実施して、支援チームの方々にも早期に、初期に支援をしていただくということなんですけれども、会合等の出席者の報償費等の減が、実際この35万円の中に含まれております。

それから、あと、地域包括支援センターのほうにもいろいろと電話等で相談があった場合に回っていただいているんですけど、なかなか人数的にまだ不足というようなことで、全部のほうを支援できていないというようなことがありますので、今後につきましてはそこをさらに強化するような形で、この間、さわやか交流会のほうでも春別府先生の講演があったんですけども、やはり認知症の方については寄り添って、というようなことがありますので、さらにそういったことが進まないような形で取組たいと考えております。

以上でございます。

○7番（中山美幸君） 支援チームの出席の問題ですけれども、出席が少なくなったのか、それとも会合が少なくなったのか、いずれかですねお示しをいただきたいということと、そこら辺をもう少し今後は充実した活動にしていけないと、かなり今問題になっておりますので、もう少しそこら辺を手厚く充実する必要もあろうかと思われまますので、その点についても合わせて答弁をお願いいたします。

○保健福祉課長（中村富士夫君） 出席者については、病院の先生方も実際その中に含まれております。それから、支援チームにつきましては、また別個です。検討委員会の中には歯科医師の先生、それから、個人名で申しますと春別府先生、それと包括とか事業所の方も含まれておりますけれども、出席率としては9割近くなんですけども、介護自体を、本来は年3回、4回開くべきところを、2回しか実施していないというようなこともございまして、今後は、先ほど申しましたように、やはり介護予防ということ考えると非常に重要でございますので、さらにこの支援チーム、検討会を充実させて、今後も認知症予防対策に努めたいと考えております。

○議長（小野光夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第4号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

**日程第9 議案第5号 平成30年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算
(第4号)**

○議長（小野光夫君） 日程第9、議案第5号「平成30年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ50万円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億938万6,000円にするものでございます。歳出は、職員手当等や需用費の減、及び償還金利子等の確定に伴う減でございます。歳入は、一般会計繰入金の減でございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○水道課長（高田利郎君） それでは、公共下水道事業特別会計補正予算について、御説明申し上げます。

今回の補正は、決算見込みによるものが主なものでございます。

予算書の事項別明細書の歳出から御説明いたしますので、7ページをお開きください。

款1公共下水道事業費、項1公共下水道事業費、目1下水道総務費25万8,000円の減でございますが、節3職員手当及び節11需用費の減は、決算見込みによるものでございます。

款2公債費、項1公債費、目2利子24万2,000円の減は、地方債償還金の確定によるものと一時借入金未執行によるものでございます。

次に、歳入を御説明いたしますので、前のページの6ページをお願いいたします。款4繰入金、項1他会計繰入金、目1他会計繰入金50万円の減は、決算見込みによります財源の調整によるものでございます。

8ページ以降に給与費明細書が添付してございますので、御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。何か質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第5号は、会議規則第39条第1項の規定により、文教経済常任委員会に付託いたします。

-----○-----

- 日程第10 議案第 6号 平成31年度大崎町一般会計予算
- 日程第11 議案第 7号 平成31年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第12 議案第 8号 平成31年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第13 議案第 9号 平成31年度大崎町介護保険事業特別会計予算
- 日程第14 議案第10号 平成31年度大崎町水道事業会計予算
- 日程第15 議案第11号 平成31年度大崎町公共下水道事業特別会計予算

○議長（小野光夫君） 日程第10、議案第6号「平成31年度大崎町一般会計予算」、日程第11、議案第7号「平成31年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第12、議案第8号「平成31年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第13、議案第9号「平成31年度大崎町介護保険事業特別会計予算」、日程第14、議案第10号「平成31年度大崎町水道事業会計予算」、日程第15、議案第11号「平成31年度大崎町公共下水道事業特別会計予算」、以上6件を一括議題といたします。

ここで、町長から提案理由の説明とあわせて平成31年度施政方針について説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 平成31年第1回大崎町議会定例会において新年度当初予算及び関連諸議案の御審議をお願いするに当たり、平成最後の私の所信表明と当初予算の概要を御説明申し上げますとともに、議員各位をはじめ町民の皆様に町政への御理解と御協力を賜りたいと存じます。

さて、政府は、国の新年度予算案において、全世代型の社会保障制度への転換に向け、幼児教育・保育の無償化、年金生活者支援給付金の支給、低所得高齢者の介護保険料の負担軽減強化といった社会保障の充実を掲げております。10月に、8%から10%へと消費税率引き上げが行われる予定でございますが、低所得・子育て世帯向けプレミアム付き商品券や中小小売業等に関する消費者へのポイント還元等の施策により、消費税率引き上げによる地域経済への影響の平準化に向け施策を総動員することとしております。

また、最近の経済状況でございますが、有効求人倍率が47都道府県すべてで1を超え、雇用情勢の改善が続き、緩やかに回復しつつあります。その一方で、医療、福祉、農業等各種産業を担う人材の不足が顕在化しており、企業経営への影響がさらに広がる可能性が出ております。本町においても、この人材不足を補う形で技能実習制度を活用した外国人研修生が現在約250名と、町民の約2%を占めて

おり、昨年末に国会で審議された出入国管理法の改正により、今後も増加傾向にあることが予想されます。

このような状況をかんがみるとき、既に本町の企業経営は外国人抜きには非常に困難な状況であり、今後、外国人との多文化共生社会の構築が大きな課題になると思われます。そこで、町民や企業、各種団体など多様な主体が参画する町民と外国人との相互理解を進める取り組みを検討してまいりたいと思います。

さて、5月には元号が改まり、新しい時代の幕開けとなります。思い起こせば、大きな自然災害が相次いだ平成の時代でした。阪神・淡路大震災、東日本大震災をはじめとする大きな災害があった一方で、本町も幾度となく台風や豪雨災害に直面しましたが、そのたびに住民が助け合い、力をあわせることで困難を乗り越えてまいりました。急速に進む少子高齢化や激動する社会情勢、厳しい財政状況といった困難は続きますが、輝かしい大崎町を、子や孫の世代に引き渡すために、将来にわたって持続可能な地域社会の構築に向け、力をあわせて新しい時代を切り拓くという認識のもとに、新年度における私の所信について述べさせていただきます。

本年度の予算案においては、「持続可能なまちづくり」と「未来への投資」を大きな柱として掲げ、全力で取り組んでまいり所存でございます。

まずは、SDGs、すなわち持続可能な開発目標についてでございます。昨年12月に首相官邸において、第2回ジャパンSDGsアワード内閣官房長官賞を受賞いたしました。本町のこれまでのリサイクル活動が、2015年に国連で採択されたSDGsの理念である「誰一人取り残さない」社会の実現という視点で評価されたものであり、全国の自治体の中で唯一の受賞となりました。本議会において、「大崎町持続可能なまちづくり条例」を上程し、御審議していただくこととしておりますが、今後、これまでの実績をもとに、環境、社会、経済をつなぐさらなる展開に取り組んでまいりたいと考えております。

また、ただいま申し上げましたSDGsの理念を踏まえながら、地域課題の解決等に向けた取り組みを進めるために、昨年、鹿児島相互信用金庫、慶應義塾大学SFC研究所との連携協定、ことし1月には、地域おこし企業人交流プログラムに伴う人材派遣協定を一般社団法人リバースプロジェクトと締結しました。これから、連携協定に基づき、地方創生を担う人材の招致及び慶應義塾大学大学院への職員派遣研修による人材育成を図り、「持続可能なまちづくり」を進めてまいります。

次に、社会保障関連です。少子高齢化により平成の30年間で日本の出生率は1.57から1.26まで落ち込み、逆に高齢化率は10%から30%へと上昇しました。これまでも定住化施策をはじめとした人口減少対策にとどまらず、教育環境から医療分野での支援を含め、若者や子育て世代に対する包括的な支援策を行って

まいりましたが、さらなる定住化を促すために住宅整備の検討を行います。

一方で、住民生活の安全・安心と良好な生活環境の確保のために、危険家屋除去に対する補助事業も行い、切れ目のない施策を展開してまいります。

また、消費税率引き上げの影響を平準化するために、「プレミアム付商品券」の発行を通じ、住民の皆様の負担を軽減します。

次に、教育関連でございます。今さら申すまでもなく、この大崎町の未来を担うのは子どもたちです。リサイクル未来創生奨学金制度にとどまらず、子ども・子育て支援事業計画を策定し、子どものよりよい育ち環境の実現を目指します。

学びの環境の改善のために行っている学校の大規模改造についても引き続き取り組むとともに、小学校の遊具の設置も行っております。

次に、農業関連です。農こそ国の基（もとい）です。引き続き、本町の基幹産業である農林水産業について、産地パワーアップ事業への取り組み、圃場整備、畑かん営農の推進、農道のメンテナンスフリー工事など、生産基盤の整備に努め、強い農業づくりに取り組んでまいります。さらに、2022年の第12回全国和牛能力共進会が本県で開催されることから、畜産振興にこれまで以上に努力してまいります。

次に、防災関連です。5月に完成予定の菱田消防分団詰所をはじめとして、災害における人命と財産、そして地域の安全・安心を守るため、さらなる防災・減災に向けた施策にも取り組んでまいります。

また、本庁舎の耐震工事、地方改善施設整備事業による三文字地区の排水対策事業や防犯灯や防火水槽の設置、消防車両の整備だけでなく、今後の防災行政を中長期的な観点から考えた場合、庁舎の在り方を検討する段階にきたと感じており、今年度は職員による検討を始めてまいります。

次に、スポーツ関連でございますが、いよいよ4月に「ジャパン・アスリート・トレーニングセンター・大隅」がオープンいたします。既に多くの実業団等の合宿が町内で始まっておりますが、全国高等学校総合体育大会が開催される今年、そして国民体育大会、全国障害者スポーツ大会が開催される来年へと、東京オリンピック開催に関するホストタウンの取り組み等によるスポーツ振興の勢いを加速させてまいります。特に、「熱い鼓動、風は南から」をスローガンとする第75回国民体育大会「燃ゆる感動 かがしま国体」と第20回全国障害者スポーツ大会「燃ゆる感動 鹿児島大会」の開催まで、約1年5カ月余りとなりました。本町でも国体のリハーサル大会を開催することとしており、両大会の開催の機運の醸成を図るとともに、多くの町民の方々や子どもたちの思い出となり、心に残るよう競技団体等と連携した取り組みを積極的に推進してまいります。

また、ふれあいの里ランニングコース整備工事を行い、「陸上競技の聖地」実現プロジェクトに引き続き取り組んでまいります。

大きく6点ほど申し上げましたが、「持続可能なまちづくり」と「未来への投資」に対する政策を重点的に行い、素晴らしい田園風景、緑あふれる山なみ、伝統あるふるさとを次の世代に引き渡していくため、各般の施策に全力で取り組んでまいります。

以上、私の所信について申し上げましたが、こうした考えのもと、編成しました平成31年度当初予算につきまして、一般会計予算額は87億739万1,000円でございます。なお、対前年比で8.2%の増となっております。

目的別に歳出の主なものについて申し上げますと、民生費17億3,513万1,000円で予算総額に占める割合は19.9%、衛生費が12億2,284万8,000円で14%、農林水産業費が11億6,620万1,000円で13.4%、商工費が10億8,096万6,000円で12.4%、総務費が10億2,949万3,000円で11.8%、土木費が6億2,782万1,000円で7.2%となっております。

それでは、各課の施策等について御説明申し上げます。

はじめに、農林振興課関係でございます。農業振興地域整備計画について見直しを行います。前回の見直しからおおむね10年が経過しておりますことから、計画の内容を現在の実態に合ったものに見直すものであります。

水田農業関係では、早期水稲の上位等級比率の向上に努め、収益性の高い安心安全な米づくりを推進してまいります。また、飼料作物等の転換作に対し各種交付金の支払いを行う経営所得安定対策等推進事業に引き続き取り組んでまいります。

営農推進関係では、主要農産物の振興を図ってまいりますとともに、生産性と環境保全が調和する「環境に優しい農業」を推進してまいります。また、農地中間管理事業を通じた農地の集積が進んでおりますことから、今後も引き続きこれを推進してまいります。加えて、農用地の効率的利用促進や生産性向上と地域の活性化に努めるとともに、認定農業者及び新規就農者への支援等を行ってまいります。また、畑かん営農関係につきましては、受益者への個別推進等を図りながら水利用の拡大に努めてまいります。

畜産関係でございますが、子牛相場は好調で、高止まりの状況が続いております。目下の課題であります生産頭数の維持・確保に努めてまいります。また、2022年に鹿児島での開催が決まっております第12回全国和牛能力共進会に本町からの出品を果たすため、意欲の高い畜産農家の育成及び支援を行ってまいります。

家畜防疫につきましては、依然として国内外で口蹄疫、鳥インフルエンザ、豚流

行性下痢、豚コレラ等の家畜伝染病が発生している状況にかんがみ、自衛防疫の認識を高めるよう関係機関と連携し防疫対策に取り組んでまいります。

林業振興につきましては、木材の安定供給体制の整備確立のため各種補助事業を導入し、健全な森林の育成と間伐や主伐後の新植・下刈り等による森林整備を行ってまいります。また、白砂青松の「くにの松原」の美しい景観の保全、並びに飛砂防備保安林機能の維持・向上を図ることを目的に、松くい虫等の森林害虫から松林を守る防除事業を引き続き実施してまいります。

有害鳥獣対策では、サル、イノシシ等による農作物への被害対策に取り組んでおりますが、継続してこれを実施していくことで被害の軽減に努めてまいります。

水産振興につきましては、資源培養管理型漁業推進の先駆けとして実施しているウナギとヒラメの放流事業に取り組みます。今後とも、各漁業団体と密に連携を図りながら、漁業経営の安定に努めてまいります。また、都市部の中高年世代等の宿泊及び日帰り体験など、農家民泊の需要も増えつつあり、交流人口の増加につながるグリーンツーリズム型観光振興に引き続き努めてまいります。

次に、耕地課関係でございます。

県営事業でございますが、農村地域防災減災事業につきましては、畑地帯の農地浸食防止を図るため、現在進めております西中沖地区の排水対策事業を引き続き実施し、農地の保全に努めてまいります。

畑地帯総合整備事業につきましては、第4曾於南部地区において農道等の改修工事を引き続き実施してまいります。

海岸保全施設整備事業につきましては、高潮で被災を受けた菱田海岸防潮堤の復旧工事を年次的に進めてまいります。また、農業者の費用負担を求めない農地中間管理機構関連農地整備事業により、本年度、益丸地区水田ほ場整備事業の国への採択申請を行い、事業実施に向けて取り組んでまいります。

町が実施する土地改良事業につきましては、農地耕作条件改善事業により、横瀬地区天神排水路と永吉西地区農道の整備を、前年度に引き続き実施してまいります。近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴い集落機能が低下していることから、地域においては適切な農地の保全管理が困難となっており、このようなことから、今後とも、多面的機能支払交付金を活用しながら地域資源の保全管理が図られるよう各保全協議会と連携して活動支援に努めてまいります。

次に、建設課関係でございます。

道路は、地域の社会・経済活動を支えるとともに、私たちの日常生活を支える社会基盤として大変重要な役割を担っております。この基盤を、より長く、安全に利

用していただくために、道路の適切な維持補修・改善を行い、快適な道路環境の保全に努めてまいります。道路改良工事につきましては、持留中沖線のほか、昨年度に引き続き、「かごしま国体」関連事業である中尾山村線を過疎対策道路整備事業により実施いたします。

次に、社会資本整備総合交付金事業により、永吉菱田線の永吉工区を引き続き実施するとともに、また仮宿工区につきましても昨年度に引き続き、児童生徒の通学路や地震津波時の避難路及び緊急輸送道路確保を図るため整備していく予定でございます。また、大雨等による三文字地区の内水氾濫軽減対策を図るため、地方改善施設整備事業により、本年度も引き続き農協前通り線を整備いたします。

橋りょう整備につきましては、橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、社会資本整備総合交付金事業により、橋りょうの修繕工事と修繕設計委託を行います。

住宅整備につきましては、公営住宅等長寿命化計画に基づき、住民の安全で快適な住まいを長期的に確保するため、適切な住宅環境の維持改善に努めてまいります。

東九州自動車道関係でございますが、(仮称)志布志インターチェンジから鹿屋串良ジャンクションの区間が、平成32年度までに開通できる見通しとなりましたので、今後も、一日も早い開通に向け整備促進に努めてまいります。

次に、国営事業関係でございますが、国営事業につきましては国道220号益丸地区と菱田地区の自歩道整備が実施されます。県営事業につきましては、地方特定道路整備事業県道黒石串良線と急傾斜地崩壊対策事業西迫地区の工事が継続して実施されます。

次に、保健福祉課関係でございます。

子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりを目指し、その中心的役割を担う母子保健医療対策の充実を図ります。

妊婦健康審査に加えて、新たに産婦健康診査、産後ケアを導入しサポートしてまいります。また、新生児の誕生を祝うこんにちは赤ちゃんギフト事業や子ども医療費助成及び不妊治療助成も引き続き行ってまいります。併せて、認定こども園・保育園の保育事業や子育て支援センターなど、子ども・子育て支援等の充実に取り組んでまいります。

健康増進対策につきましては、特定健康診査や保健指導の取り組みを強化し、人間ドックの助成のほか、保健師等による未受診者や糖尿病重症化予防対象者及び重複・頻回受診者への訪問を重ねて、住民の健康意識の向上を図ってまいります。

高齢者福祉につきましては、住みなれた地域において安心して暮らせ支援策として、配食サービス、介護手当及び介護用品支給事業を引き続き実施いたします。ま

た、社会的つながりを持つことにより、生きがい・やりがいづくり支援策として、ふれあいいきいきサロン、老人クラブ育成、マスターズプロジェクト、ころぼん体操のさらなる普及に力を入れてまいります。

障害者福祉につきましては、障がいのある人が安心して暮らせるサービスの充実はもとより、障がいの有無で分け隔てられることなく、すべての人が互いに個性と人権を尊重しあいながら暮らせるノーマライゼーションの町づくりに努めてまいります。

次に、住民環境課関係でございます。

窓口業務につきましては、町民は基より、増加傾向でございます外国人研修生等に対しても、笑顔で丁寧な挨拶を心がけ、迅速かつ正確な事務処理に努め、適切な窓口サービスの提供を図ってまいります。また、マイナンバー制度に係る個人番号カード等の交付事務については、個人情報の適正な管理に基づく業務の遂行に努めてまいります。

環境関係につきましては、住民の皆様をはじめとする衛生自治会など関係団体の共生協働の取り組みにより、ごみリサイクル率11年連続日本一を達成いたしました。今後も、この成果におごることなくリサイクルの取り組みを維持できるよう努めてまいります。31年度においては、インドネシア共和国バリ州において、JICAの支援によりごみリサイクルの技術協力をすることとなっております。また、ごみ出しが困難な高齢者世帯等を対象としたごみ出しサポート等事業を引き続き実施することにより、安否確認を含めた生活支援対策を推進してまいります。

次に、税務課関係でございます。

町税につきましては、人口減少の中にあっても総所得金額が伸びるなど、個人住民税と太陽光発電関係の償却資産の固定資産税がここ数年伸びてきている状況にあり、若干、前年度を上回る予算を計上したところでございます。町税は、町が住民と地域の特色に応じた行政を、自主的に責任を持って進めるための重要な自主財源であり、住民にとっては行政サービスに応じた負担であり、対価でもございます。今後も適正な賦課公平な納税を念頭に、引き続き町税収納率の向上にも努めてまいります。

次に、企画調整課関係でございます。

平成31年度は、第1期「大崎町総合戦略」の計画期間の最終年度であることから、集大成の年度とも言えます。国においても、本年1月に検証会を開催し、第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」のKPIの効果検証を行い、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定を行うこととしております。本町においても、地方創生を実現するために推進してまいりました各種の施策は、基本目標毎の

K P I の達成度に差が生じており、成果があらわれているものについては、さらなる飛躍のための施策を講じるとともに、成果が芳しくないものについては、その原因等の把握と効果的な対策を講じるなど、第1期「大崎町総合戦略」を踏まえた第2期「大崎町総合戦略」を策定することとしております。

昨年度、地方創生の柱として取り組んでまいりました「陸上競技の聖地」実現プロジェクトについては、くにの松原クロスカントリーコースの設置や積極的な合宿誘致活動の結果、合宿者数も大幅に増加しており、少しずつではありますが陸上競技合宿の町として認知され始めております。来月1日には、本プロジェクトの中心であるジャパンアスリートトレーニングセンター大隅が供用開始されますことから、今後、さらなる合宿者の増加と、これに伴う地域経済の活性化が期待される所でございます。

観光関係では、ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅の供用開始に伴い、スポーツを活用した地域活性化を図るためのスポーツ合宿の誘致並びに域外から安定的に多くの人々を呼び寄せるための受け入れ環境の充実を図り、スポーツを観光コンテンツと捉えた観光振興策の推進、交流人口の増加による観光収入の確保に努めてまいります。併せて、菱田中学校跡地に計画しております合宿施設の整備実現に向け、現在、特別目的会社である株式会社O T C と合宿施設の詳細について協議中でございますが、ジャパン・アスリート・トレーニングセンター・大隅の指定管理者とも情報の共有を図り、誘致計画等に適した合宿施設の建設を目指してまいります。

人口減少対策につきましては、これまで実施してまいりました定住住宅取得補助や賃貸住宅家賃補助の継続による移住・定住人口の増加を図るとともに、今年1月に地域おこし企業人交流プログラムに伴う人材派遣協定を締結しました一般社団法人リバープロジェクトの御支援・御協力を得ながら、住んでみたい魅力あるまちづくりを進め、さらなる移住・定住者の確保に努めます。

また、国における制度の見直しを図られる予定のふるさと納税でございますが、寄附の募集に関しては、適切な運用に努めつつ、返礼品については、関係機関と連携し地場産品の振興を図りながら、寄附者との新たな関係性を築き、大崎町の成長と活性化を目指してまいります。なお、これまで頂いた多くの寄附金は、地域貢献という寄附者の意思に応えられるよう、まちづくり施策の向上への貴重な財源として活用してまいります。

次に総務課関係でございます。

行政関係でございますが、高齢化の進展に伴い、自治公民館加入者の減少や役員の業務軽減のため、文書発送の回数を減らし、行政連絡文書等のスリム化に努めま

す。

情報通信関係につきましては、マイナンバー制度等の普及に併せ、高度な情報セキュリティ対策が求められる中、窓口での住民サービスに支障がないよう十分な対策を取ってまいります。近年では、低コストで効率的な体制やセキュリティ水準を向上する体制の構築が求められておりますが、この取り組みとして自治体クラウドの推進に努めてまいります。

また、消防防災関係につきましては、住民の生命と財産を守るため、継続的に対策を取ってまいります。町内2カ所に消防水利の確保のため、防火水槽を新設いたします。なお、新年度でも、全国的に災害が多発する中、津波の発生を想定した防災訓練を計画し、災害に対する体制の強化と、住民及び関係者の意識高揚を図ってまいります。

行政施策の維持管理につきましては、本年度、本庁舎の耐震補強工事を実施し、環境省関連のカーボン・マネジメント強化事業を継続して、本庁舎や野方支所等の施設に空調機器と照明設備を整備してまいります。

次に、教育委員会関係でございます。

教育委員会は、「人間性豊かでたくましく生きる、輝くひとづくり」を基本目標とし、「おおらか・さわやか・きわやかな大崎の教育」を合言葉に、学校教育、社会教育の振興に取り組んでまいります。

管理課では、本年度も学校・家庭・地域の教育力を、様々な方向から総合的に高める取り組みを推進してまいります。

ソフト面では、学力や体力の向上に関する教育、道徳教育・人権教育をはじめとする各種事業を継続して実施するとともに、平成30年度から、町内全小中学校を指定し、設置したコミュニティ・スクールの充実を図り、地域に支えられる、地域とともにある学校づくりを推進してまいります。また、大崎町で育った人材が、故郷の活性化を担う人材に成長するため勉学に励み、再び大崎町に定住し活躍することを支援するための、大崎町リサイクル未来創生奨学金制度の積極的な活用にも努めてまいります。

また、永久歯のむし歯予防にとって最も重要な学童期に、できるだけすべての子どもたちに対してむし歯を予防する機会を平等に設ける必要があるため、町内全小中学校でフッ化物洗口事業を行う計画であります。

ハード面については、学校施設等整備計画に基づき、老朽化した学校施設整備に取り組んでまいります。また、民間企業の資金やノウハウを活用することにより質の高いサービスを提供でき、長期間における町の財政負担の縮減が図られることから、民間公募型による手法による教職員住宅の整備を平成30年度から行っており

ますが、平成31年度末の完了を目標に整備してまいります。

次に、社会教育課でございますが、まず、2020年開催されます「燃ゆる感動かごしま国体」につきましては、本年開催されるリハーサル大会と併せまして、選手団や全ての参加者が満足できるおもてなしを含めたビーチバレーボール及びドッジボールの競技開催ができるよう慎重に準備を進めてまいります。

生涯学習等の推進につきましては、住民一人ひとりが生涯にわたって豊かで充実した人生を送ることができるよう、住民の自発性と自主性を尊重し、実践的、体験的な事業としての様々な生涯学習をはじめ、海外研修派遣事業及び「遊びの学校」等を実施することにより、生きがいの醸成及び国際的視野の拡充並びに子どもたちの豊かな心と生きる力の育成に努めます。このほか、現在、技能実習生等の外国人が増加傾向にあり、まだまだ数は少ないものの、共に暮らす社会が形成されつつあります。「来て良かった」「住んで良かった」と言われるような町になるためには、相手を思いやる心、人権意識が必要であります。基本的な人権が尊重される社会の構築に向けて、人権教育の推進及び啓発に努めてまいります。

また、様々な地域活動の拠点である中央公民館は、利用しやすい地域に開かれた施設としての環境整備を図り、公民分館との連携の下、家庭教育の推進、青少年の健全育成など、地域活動や社会教育活動の活性化に努めてまいります。

文化振興関係では、町内の遺跡や郷土資料展示室を活用し、観光資源としての有効活用を図りながら、文化財保護審議会や歴史探学会おおさきの支援に努めてまいります。また、文化協会との連携によりまして、文化芸術活動の推進並びに人材の発掘に努めてまいります。

図書館関係でございますが、大隅広域図書館ネットワーク事業の利用の周知や、幼児や児童を対象とした親子読書会の実施、及びブックスタート事業と併せまして、一人でも多くの住民が本に触れる機会の拡充に努めてまいります。

生涯スポーツ関係につきましては、生涯にわたって運動に親しむ社会の実現を目指し、スポーツ推進委員会をはじめとした関係団体と連携し、軽スポーツの普及と併せて、健康づくりや交流の場の提供に努めます。また、スポーツを通じて豊かな地域コミュニティの創造を育むために、総合型地域スポーツクラブとの連携や活動の支援に努めてまいります。

次に、特別会計について御説明いたします。

まず、水道事業会計でございますが、水道事業は住民生活において重要なライフラインであり、常に安全性と安定性を確保しなければなりません。現在、サービスの提供に必要な施設等の老朽化に伴う更新投資の増大、人口減少に伴う料金収入の減少等により、公営企業をめぐる経営環境は厳しさを増しつつあります。

昨年12月には水道法も改正されましたが、公営企業の経営環境の変化に適切に対応し、その在り方について絶えず検討を行うことが求められます。水道事業において作成しております水道ビジョンや経営戦略をもとに、老朽施設の更新や耐震化等適切な更新を図るとともに、水道施設の維持管理に必要な技術の継承を行い、安定的な経営に取り組んでまいります。

本年度の予定としまして、収益的収入は2億2,764万7,000円を見込み、このうち水道料金は2億1,050万5,000円を計上いたしました。なお、収益的支出は2億262万6,000円を計上しました。また、資本的収入としまして730万5,000円、資本的支出としまして1億5,383万5,000円を計上しております。

主な事業としまして、町道木入道下原線宮園地区配水管布設替工事、国道220号益丸地区配水管布設替工事、町道永吉菱田線三文字地区配水管新設工事などを計画しております。

次に、公共下水道事業特別会計でございますが、公共下水道は快適で豊かな生活環境を確保するための施設であり、河川等の公共用水域の水質を保全していく上で重要な役割を担っております。しかしながら、近年は少子高齢化に伴う人口減少や地域社会の構造変化など、下水道を取り巻く環境は大きく変化しており、公共性を踏まえながら経済性を考慮し、持続可能な下水道事業経営を行っていく必要があります。また、施設整備から15年以上経過した今日、老朽化した施設の更新が必要となっており、中期的計画に沿った財政計画が必要となっており、今後はこのような状況を踏まえ、クリーンセンターやマンホールポンプ場の適正な運転管理に努めながら、管路施設の維持管理強化や使用料の確保に努め財政の健全化を図って参ります。

平成31年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ1億9,443万2,000円でございます。

次に、国民健康保険事業特別会計でございますが、予算総額は19億5,259万2,000円でございます。国民健康保険制度を取り巻く環境は、少子高齢化、医療の高度化による医療費の増大等依然として厳しい状況にあります。

このような状況の中、昨年示された「骨太の方針2018」において、国は社会保障制度改革に重点的に取り組むとされました。健康寿命の延伸を最終的な目標と定め、「人生100年時代」の到来を念頭に、保健事業へのインセンティブをはじめ、社会保障制度を持続可能なものとするための取り組みが議論されているところでございます。また、平成30年4月から、県が国保財政の責任主体として国保運営の中心的役割を担い、安定的・効率的な事業運営の確保と財政基盤の強化を図っ

ていく制度が施行され、町としても国の情勢や制度改革に迅速かつ的確に対応し、保険者としての役割と責任を再認識し、「持続可能な事業の運営」に努め、住民の健康の保持・増進のための施策を講じてまいります。

このようなことから、医療機関からの特定健診情報提供を促進することで特定健診の受診率を向上させ、住民の健康状況を把握し必要な保健事業を実施いたします。また、健診受診後の支援のため保健師等による保健指導を強化するとともに、ジェネリック医薬品の普及・啓発や重複・頻回受診者への訪問指導による医療費適正化対策を講じ、町民の健康寿命の延伸を図ってまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計でございますが、予算総額は1億6,304万円でございます。後期高齢者医療制度は、県内全市町村が加入する鹿児島県後期高齢者医療広域連合が保険者となり運営しております。町は、被保険者の身近な窓口といたしまして各種申請を受け付けるとともに、長寿健診等の保健事業を強化し、住民の健康の保持増進に努めることで、安定的な事業の運営に努めてまいります。

次に、介護保険事業特別会計でございますが、予算総額は18億6,336万円でございます。本事業では、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築が求められております。そのため、地域全体で支える体制として、在宅医療介護連携推進事業、認知症施策の総合的な推進事業、生活支援体制整備事業、地域ケア会議の推進を図ってまいります。また、自立支援・重度化防止のため、従来の介護予防事業やこころばん体操に力を注ぎ、介護給付費や保険料を抑制できますよう適正な運営に努めてまいります。

以上、新年度の施政方針と各会計の施策等につきまして御説明いたしました。これらすべての会計で編成いたしました予算総額は131億846万2,000円で、対前年度比6.6%の増となっております。

一般会計、特別会計予算の詳細につきましては担当課長等が説明いたしますので、よろしく御審議いただき、御可決賜りますよう重ねてお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（小野光夫君） まず、議案第6号について、補足説明を求めます。税務課長。

○税務課長（本高秀俊君） それでは、歳出につきまして税務課関係の主なものについて御説明いたします。

予算書の38ページをお願いいたします。一番上の段になります。前のページからの目15諸費でございますが、税務課関係は節23償還金、利子及び割引料の300万円を町税の還付金と還付加算金として計上しております。

次に、目1税務総務費の8,600万5,000円でございますが、これは税務課

職員12名分の人件費と固定資産評価審査委員会、及び税を考える週間作品募集に関する経費でございます。

次の目2賦課徴収費でございますが、3,070万6,000円を計上いたしました。前年度と比較しまして1,276万2,000円の増額となっておりますが、主な要因は、今年度のみ歳出であります。eLTA Xサービス地方税共通納税システム改修業務委託料170万7,000円と航空写真撮影事業負担金828万円が主なものでございます。節11需用費の95万8,000円は、図書購入及び書籍の追録代、事務作業に係る消耗品費と、窓あき封筒や「特別徴収のしおり」等の印刷に係る印刷製本費でございます。節12役務費の247万7,000円は、口座振込やコンビニ収納などの各種手数料と通信運搬費でございます。

次の39ページをお願いいたします。節13委託料の1,419万5,000円は、登記委託料133万9,000円をはじめ各種業務委託料及びシステム保守料でございます。次の節14使用料及び賃借料の230万2,000円でございますが、課税事務及び業務管理に係るシステムのリース料、使用料でございます。次の節19負担金、補助及び交付金の900万9,000円でございますが、曾於地区地方税協議会をはじめとする各種協議会等への負担金でございます。

以上で、税務課関係の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○住民環境課長（小野厚生君） 続きまして、住民環境課関係の主なものにつきまして御説明いたします。

予算書の34ページをお願いいたします。このページの中ほどになりますが、款2総務費、項1総務管理費、目7支所費は310万6,000円でございます。これは、野方支所の維持管理や事務処理に必要な経費で、主なものとしましては庁舎警備業務委託料でございます。

次に、40ページをお願いいたします。このページの上から41ページの上の欄までになりますが、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費は6,981万8,000円でございます。これは、職員6名分の人件費と窓口業務に係る経費で、人件費以外の主なものは戸籍システム機器リース料等でございます。

次に、43ページをお願いします。中ほどの項5統計調査費、目3人口動態調査費は3万4,000円でございます。これは、人口動態調査と人口移動調査に係る経費でございます。

次に、48ページをお願いします。このページの中ほどになりますが、款3民生費、項1社会福祉費、2番目の目9国民年金事務費は31万1,000円でございます。これは、年金の事務事務に必要な経費でございます。

次に、50ページの下から2段目をお願いいたします。款4衛生費、項1保健衛

生費、目2予防費は3,579万7,000円でございます。このうち住民環境課関係は119万9,000円で、狂犬病予防に関する経費でございます。

次に、その下から51ページの中ほどでございますが、目3環境衛生費は4,985万3,000円でございます。これは、ごみ分別など環境衛生と海岸環境保全に要する経費でございます。主なものとしましては、海岸漂着物地域対策推進事業委託料と曾於南部厚生事務組合火葬場負担金及びおおさき国際交流事業補助金でございます。

次に、54ページをお願いします。一番上の欄になりますが、項2清掃費、目1し尿塵芥処理費は1億5,873万8,000円でございます。これは、ごみの処分及びし尿の処理に関する経費等で、主なものとしましては、生ごみや草木の処理に係る手数料、資源ごみ等の収集運搬等の委託料と曾於南部厚生事務組合の清掃センター及び衛生センターに係る負担金でございます。

以上で住民環境課関係の説明を終わります。よろしくをお願いします。

○保健福祉課長（中村富士夫君） 続きまして、保健福祉課関係の主なものについて御説明いたします。

予算書の44ページをお願いいたします。款3民生費、目1社会福祉総務費1億1,272万円を計上いたしました。前年度と比較いたしまして4,353万6,000円の増額となっておりますのは、消費税増税に伴い消費喚起対策として実施されますプレミアム付商品券事業に係る経費が主な要因でございます。

計上いたしました予算の主なものといたしまして、厚生調査委員の定例会等に係る報酬及び、節2給料から節4共済費までは人件費といたしまして職員7名分に係る経費を計上しております。

45ページをお願いいたします。節19負担金、補助及び交付金4,070万4,000円は、町社会福祉協議会への運営補助金1,238万5,000円とプレミアム付き商品券事業補助金2,799万5,000円が主なものでございます。

次に、目2老人福祉費に4,222万7,000円を計上いたしました。前年度と比較いたしまして1,565万7,000円の減額となっております。主な要因は、曾於南部厚生事務組合養護老人ホームの空調機器の整備が終了したことに伴うものでございます。計上いたしました予算は、高齢者を対象とした施策の経費でございまして、主なものは、節8報償費の長寿祝い金257万1,000円のほか、次の46ページをお願いいたします、節19負担金、補助及び交付金3,285万6,000円の説明欄3番目の曾於南部厚生事務組合養護老人ホームの負担金1,937万4,000円及びシルバー人材センター事業の運営補助金1,200万円が主なものでございます。目3老人福祉センター管理費は、老人福祉センターの管理委託料

として350万円を計上いたしました。

次の47ページをお願いいたします。目6食の自立支援事業費は、節13委託料に高齢者等の訪問給食サービス事業の委託料として751万2,000円を計上いたしました。前年比812万2,000円の減となっておりますが、利用者の減少と1食当たりの単価が安くなったことが要因でございます。目7障害者福祉費は、5億8,997万7,000円を計上いたしました。前年費3,628万円の増額となっております。要因は、新規事業の地域自殺対策強化事業や扶助費の障害児入所・施設給付費などの増額によるものでございます。計上いたしました予算の主なものにつきましては、節13委託料の1,188万2,000円は障害者に関するサービス等の委託料及び自殺対策強化事業業務委託料でございます。節20扶助費5億7,461万9,000円で、障害者に係る給付金でございまして、主なものは次の48ページ、説明欄の4番目の障害福祉等サービス費の4億5,944万4,000円でございます。目8老人措置費は、養護老人ホーム入所者の措置費等として、節20扶助費に2,160万4,000円を計上いたしました。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費は7億6,251万2,000円を計上いたしました。前年度と比較いたしまして1億2,128万円の増額となっておりますが、要因につきましては、保育士等の処遇改善、それから認定こども園を1号認定を5人から10人に増やしたことによる給付費の増加ということになります。計上いたしました予算は、主に保育園や認定こども園等に係る経費でございまして、49ページ、節13委託料3,938万1,000円で、特別保育事業等委託料及び、5年に1度見直しが必要な子ども・子育て支援事業計画策定の業務委託料でございます。節19負担金、補助及び交付金の1,317万6,000円は延長保育事業及び一時預かり事業補助金が主なものでございます。次の節20扶助費の7億974万円は、2つの保育所及び5つの認定こども園の運営費として支払います施設型給付費でございます。

次の目2児童措置費は1億9,456万7,000円を計上いたしました。主なものは、節20扶助費の1億9,456万円で、児童手当の支給費用でございます。

款4衛生費、目1保健衛生総務費は1億6,089万4,000円を計上いたしました。主なものといたしまして、節2給料から節4共済費までは保健福祉課職員15名と住民環境課職員3名、計18名の人件費でございます。

次の50ページをお願いします。節19負担金、補助及び交付金1,038万1,000円は、共同利用型病院運営事業負担金や、説明欄6番目の大隅広域夜間急病センターの運営事業負担金が主なものでございます。

次に、目2予防費3,579万7,000円のうち、保健福祉課関係は3,442

万2,000円を計上いたしました。主なものといたしまして、節13委託料のインフルエンザ予防接種委託料や予防接種業務委託料2,444万円でございます。

51ページをお願いいたします。目4健康増進費は2,256万3,000円を計上いたしました。主なものといたしまして、節13委託料の2,077万6,000円で、各種検診及びがん検診等の委託料でございます。

52ページをお願いいたします。目5保健指導費は5,834万1,000円を計上いたしました。主なものといたしまして、節13委託料、妊産婦健康診査等委託料1,070万5,000円、節20扶助費の子ども医療費助成金4,000万円でございます。

次に、目6介護保険費は2億7,058万9,000円を計上いたしました。主なものといたしまして、節19負担金、補助及び交付金の曾於地区介護保険組合負担金2,796万6,000円及び、次のページの節28繰出金の介護保険事業特別会計への法定負担分の繰出金2億3,959万9,000円でございます。

次に、目7国民健康保険事業総務費は1億4,490万3,000円を計上いたしました。主なものといたしまして、節28繰出金でございます。それから、繰出金につきましては、保険基盤安定繰出金と国保財政安定化支援事業繰出金でございます。

目9後期高齢者医療費に2億8,342万5,000円を計上いたしました。主なものは、節19負担金、補助及び交付金の後期高齢者医療広域連合への共通経費及び療養給付費に対する町の負担分と、節28繰出金7,551万円の後期高齢者医療特別会計への法定分の保険基盤安定繰出金等でございます。

以上で保健福祉課関係の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○水道課長（高田利郎君） それでは水道課関係の事業につきまして御説明いたします。

53ページをお願いします。目の2段目になります、合併処理浄化槽関連でございますが、款4衛生費、項1保健衛生費、目8合併処理浄化槽整備費に3,298万8,000円を計上しております。対前年度比8万3,000円の減でございます。節19負担金、補助及び交付金3,268万7,000円が主なものでございます。

次に、54ページをお願いいたします。中ほどの款4衛生費、項3水道費、目1水道費475万7,000円でございますが、対前年度比5万円の減でございます。これは、水道事業特別会計への補助金でございますが、簡易水道の企業債償還等に係る補助金でございます。

続きまして、69ページをお願いいたします。目の下から2段目でございます。

款7土木費、項4都市計画費、目1都市計画総務費1億2,867万8,000円のうち、節28繰出金1億2,846万8,000円は、公共下水道事業特別会計への繰出金でございますが、対前年度比5万円の減でございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○**農業委員会事務局長（大地敏郎君）** それでは農業委員会関係の主なものについて御説明いたします。

54ページをお願いいたします。款5農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費は、農地法や農業経営基盤強化促進法等による各申請に対しまして、案件の審議や現地調査、業務運営管理等に5,044万8,000円を計上いたしました。主なものは、農業委員13名及び農地利用最適化推進委員13名分の報酬987万8,000円や、事務局職員4名分の人件費3,774万4,000円と臨時職員賃金、農地利用状況調査等に係る活動謝礼、旅費等でございます。

目2農地流動化推進費は8万円を計上いたしました。これは、農地の売買申出による農地斡旋会開催時の報償費でございます。

目3農業者年金業務委託費は、農業者年金制度への加入促進や経営移譲年金受給資格者の経営移譲を促進するため、69万2,000円を計上いたしました。農業者年金未加入者に対する加入推進業務に係る活動謝礼が主なものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○**農林振興課長（川畑定浩君）** それでは、農林振興課関係の主なものについて御説明いたします。

予算書の55ページをお願いいたします。款5農林水産業費、項1農業費、目4農業総務費1億6,157万9,000円を計上いたしました。前年度比1,001万3,000円の減となっております。うち1億248万7,000円は、農林振興課に係る13人の給与等の人件費でございます。

56ページをお願いいたします。目5農業振興費に519万5,000円を計上いたしました。前年度比336万5,000円の減となっております。減少の主な要因は、農業振興地域整備計画策定業務委託料の減であります。これは、平成30年度からの継続事業であります。2年目の委託料が1年目に比して比較的安価で契約できる見込みであることによるものであります。主なものは、ただいま申し上げました農業振興地域整備計画策定業務委託料のほか各種協議会等への負担金、補助金であります。

次に、目6特産振興費に9,877万8,000円を計上いたしました。前年度比9,010万1,000円の増となっております。増加の主な要因は、活動火山周辺地域防災営農対策事業補助金2,405万円と、産地パワーアップ事業補助金（整

備事業) 7,423万5,000円を新たに計上したことによるものでございます。活動火山周辺地域防災営農対策事業は、荒廃被害防止対策として摘採機能付除灰機を導入する費用について補助を行うものであります。また、産地パワーアップ事業補助金(整備事業)については、民間事業者が補助事業を活用し、サツマイモ貯蔵施設を導入しサツマイモ農家の経営の安定と産地化を図るものであります。

目7園芸振興費に4億8,800万6,000円を計上いたしました。前年度比4億8,648万8,000円の増となっております。増加の主な要因は、活動火山周辺地域防災営農対策事業費補助金450万4,000円と、産地パワーアップ事業補助金(整備事業)4億8,200万円を新たに計上したことによるものでございます。活動火山周辺地域防災営農対策事業は、荒廃被害防止対策としまして露地野菜洗浄機を導入する費用について補助を行うものであります。また、産地パワーアップ事業補助金(整備事業)については、民間事業者が補助事業を活用し、植物工場を整備し雇用創出とモデル的な農業を行うことを目的とするものでございます。

目8農業機械維持管理費に1,770万円を計上いたしました。前年度比193万3,000円の増となっております。増加の主な要因は、新たに備品購入費を計上したものであります。これは、トラクターに装着して牧草等を刈るスライドモアという機械がございしますが、これの購入を予定しているものでございます。そのほか内容につきましては、オペレーターの賃金、農業機械に係る燃料費、修繕料等の需用費、及び基金への積立金が主なものであります。

開けていただきまして、目9畜産業費に1,026万2,000円を計上いたしました。前年度比1,170万1,000円の減となっております。減少の主な要因は、30年度で計上しておりました畜産基盤再編総合整備事業負担金が31年度は該当がなかったことであります。内容としましては、報償費で計上しております高齢者畜産奨励金85万円、負担金,補助及び交付金の町畜産振興協議会負担金780万円をはじめとする各種協議会等への負担金、補助金が主なものであります。

61ページをお願いいたします。目12農業研修施設管理費でございしますが、これに943万3,000円を計上いたしました。前年度比41万3,000円の減となっております。町内5カ所の農業研修施設の運営及び維持管理費で、賃金、燃料費、光熱水費が主なものでございます。

目13水田再編対策費537万8,000円でございますが、大崎町農業再生協議会への補助金でございます。

目14営農推進費に3,671万1,000円を計上いたしました。前年度比6,316万円の減となっております。減少の主な要因は、次のページの節19負担金,補助及び交付金の中の下から2番目でございますが、機構集積協力金事業補助

金が対前年度比で5,830万円の大幅な減となったことと、それと各種補助金等で対前年度比を下回るものが多かったことによるものであります。内容としましては、節19の負担金,補助及び交付金が主なものであります。このうち主なものにつきましては、62ページの上から3つ目でございますが、大崎町担い手育成総合支援協議会負担金、これが340万円、そして農地中間管理事業に係る機構集積協力金事業補助金2,170万円、及び農業次世代人材投資事業補助金975万円であります。

項2林業費、目1林業振興費であります。2,334万8,000円を計上いたしました。前年度比1,014万6,000円の減となっております。減少の主な要因は次のとおりでございます。まずは、30年度まで行っておりました県営事業の里山林総合対策事業について、県の事情もありまして、当初では予算の計上を見送ったことによる機械借上料等の減が350万円ございました。それから、30年度で計上しておりました林地台帳システムの導入費用が170万円の減、加えまして有害鳥獣対策業務委託料につきましては、サル等の群の巡回並びに監視活動を猟友会にお願いしていたものにつきまして、現段階で一定の成果が得られたということで、これについては、31年度については一旦は様子を見るということになりましたことから、その費用約300万円の減、これらが減の主な要因であります。内容といたしましては、委託料、負担金,補助及び交付金が主なものでございます。委託料については、松くい虫防除並びに駆除に関するもの、有害鳥獣対策に関するもの、及び造林事業に係るものが主なものでございます。負担金,補助及び交付金については、有害鳥獣捕獲事業補助金265万8,000円、4つ飛んでいただきまして、大崎町緊急間伐対策事業奨励金163万6,000円、2つ飛んでいただきまして、くにの松原景観維持活動助成金125万2,000円、そして1つ飛んでいただきまして、鳥獣被害対策実践事業（捕獲わなの整備）助成金98万8,000円が主なものであります。

項3水産業費、目1水産振興費に104万5,000円を計上いたしました。前年度比20万6,000円の減となっております。減少の主な要因は、30年度まで支出しておりました鹿児島県漁業信用基金協会出資金20万円の減であります。これまで当該出資金を県内の市町村で負担していたところですが、このほど当該基金協会の全国漁業信用基金協会への吸収合併が決まりましたことで経営の安定が図られることとなりまして、市町村からの出資金は不要になったことであります。この水産業費の内容としましては、各種団体・協議会等への負担金、補助金が主なものであります。

以上で、農林振興課の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○耕地課長（福永敏郎君） それでは、耕地課関係の予算について御説明申し上げます。

予算書の58ページをお願いいたします。目10農地費には2億744万9,000円を計上いたしました。

次のページをお願いいたします。節11需用費は、野方地区活性化センターの維持管理に係る経費が主なものでございます。節13委託料は、登記委託料と水田地下水位制御システム実証試験委託料が主なものでございます。節16原材料費は、農道等の維持補修に係る砕石・生コン等でございます。60ページにかけてでございますが、節19負担金、補助及び交付金1億9,597万円の主なものは、県が実施する農業農村整備事業に係る事業負担金、大隅中央区域農用地総合整備事業負担金、多面的機能支払交付金、曾於南部土地改良区運営補助金並びに曾於南部地区国営造成施設管理体制整備促進事業補助金などでございます。

目11土地改良事業費には5,009万7,000円を計上いたしました。節13委託料1,632万7,000円は、測量設計委託料のほか、農業用施設維持管理等委託としてせせらぎ公園ほか維持管理委託料などが主なものでございます。節15工事請負費2,620万円は、農道整備1地区、排水路整備1地区、並びに農道の維持工事2地区を計上しております。節17公有財産購入費77万円は、排水路整備に係る用地費でございます。

次のページの節22補償補てん及び賠償金150万円は、農道整備に係る移転補償費でございます。

次に87ページをお願いいたします。款10災害復旧費、項1農林水産業施設災害復旧費、目1現年災害復旧費には206万7,000円を計上いたしました。これは、梅雨前線豪雨など自然災害発生時に早急に対処するため、作業員賃金や機械借上料、原材料費などでございます。

以上で耕地課関係の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（小野光夫君） ここで、昼食のため暫時休憩いたします。午後1時から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（小野光夫君） それでは、再開をいたします。

○建設課長（時見和久君） 建設課関係について御説明いたします。

67ページをお願いいたします。款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費

は8,939万5,000円でございます。これは、職員の人件費及び事業負担金に係るものが主でございます。

68ページをお願いいたします。項2道路橋りょう費、目1道路維持費は、町道等の年間を通して良好な状態に保つための維持管理に係る経費として6,005万6,000円を計上いたしました。

目2道路改良費は2億8,700万4,000円でございます。前年度比で3,737万2,000円の減でございます。主な要因は、事業完了等による道路改良工事費及び、それに関連します用地補償費等の減額によるものでございます。

次のページをお願いいたします。項3河川費、目1河川維持費は、準用河川の維持管理費として前年度と同額の204万6,000円を計上いたしました。

項4都市計画費、目2公園費は、清掃業務委託料などの維持管理に係る経費として1,975万9,000円を計上いたしました。前年度比で339万6,000円の増となっております。主な要因は、公園遊具施設の修繕等による増額でございます。

次のページ、項5住宅費、目1公営住宅管理費は、公営住宅183戸の維持管理費に係る経費590万2,000円を計上いたしました。

目2町営住宅管理費は、町営住宅27戸の維持管理費に係る経費104万9,000円を計上いたしました。

目3特定優良賃貸住宅管理費は、シャルム文化通りの維持管理等に係る経費として1,558万2,000円を計上いたしました。

目4定住促進住宅管理費は、なのはなタウンの借上料等として1,383万8,000円を計上いたしました。

目5住宅建設費は451万2,000円でございます。前年度比で408万8,000円の増でございます。主な要因は、危険家屋解体補助によるものでございます。

87ページをお願いいたします。款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目1現年災害復旧費は台風災害等の応急対策経費として、前年度と同額の96万円を計上いたしました。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○教委管理課長（川添俊一郎君） それでは、管理課関係について御説明いたします。

73ページをお願いいたします。款9教育費、目1教育委員会費に224万1,000円を計上しております。主なものは、教育委員4名分の報酬や研修会等の費用弁償でございます。

目2事務局費には9,864万6,000円を計上いたしました。76ページにか

けてになります。主なものにつきましては、教育長並びに事務局職員7名分の人件費のほか、外国語指導業務委託料、各種団体等への負担金、それから奨学金貸付金、リサイクル未来創生奨学基金積立金などがございます。

76ページをお願いいたします。目3研修費でございます、142万4,000円でございますが、陸上記録会など学校行事用送迎バスの借上料や教職員への研修補助金が主なものでございます。

目4教職員住宅管理費の1,135万9,000円は、教職員住宅整備に係る既存住宅等の解体作業機械借上料1,104万3,000円が主なものでございます。

目5学校給食センター管理費には7,244万3,000円を計上いたしました。職員の人件費のほか学校給食センターの維持管理に必要な経費と調理配送に係る学校給食業務委託料2,524万5,000円、学校給食費補助金2,120万円が主なものでございます。

78ページをお願いいたします。項2小学校費、目1学校管理費には1億328万3,000円を計上いたしました。主なものは、職員4名分の人件費、各小学校の維持管理に要する経費のほか、校医委託料、中沖小学校校舎等大規模改造工事実施設計業務委託料やパソコンリース料、ソフト使用料等が主なものでございます。

79ページをお願いします。目2教育振興費には643万1,000円を計上いたしました。主なものは、小学校6校分の教材備品171万1,000円と要保護及び準要保護児童就学援助費278万3,000円でございます。

次に、項3中学校費、目1学校管理費には3,516万8,000円を計上しております。主なものは職員1名分の人件費で、80ページになりますが、中学校の維持管理に要する経費のほか、校医委託料やパソコンリース料、ソフト使用料が主なものでございます。

81ページをお願いいたします。目2教育振興費には3,993万9,000円を計上しております。主なものは、スクールバス運行业務委託料3,140万4,000円や、要保護及び準要保護生徒就学援助費415万9,000円、中学校入学援助金で300万円でございます。

以上で管理課関係の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○社会教育課長（今吉孝志君） それでは、社会教育課関係につきまして御説明申し上げます。

予算書の81ページ、下段をお願いいたします。款9教育費、目1社会教育総務費は8,307万6,000円を計上しております。計上いたしました主なものは、節2給料から、次の82ページの節4共済費は、職員9名分の人件費を、節8報償費に社会教育講座等の講師謝礼、節19負担金、補助及び交付金には町PTA連絡

協議会等への活動補助金などを計上しておりまして、町PTA連絡協議会補助金につきましては、本年、県PTA活動委嘱公開が本町で開催されることになっておりますことから、昨年度より増額計上してございます。

次に、目2公民館費は1,312万円を計上いたしました。主なものは、節1報酬の公民分館長6名分の年間報酬、及び節11需用費のうち光熱水費419万1,000円の中央公民館、中沖地区公民館等に係る経費、また、次の83ページの修繕料152万円の中央公民館の設備修繕料等でございます。次に、節19負担金、補助及び交付金の各公民分館活動を推進するための公民分館運営補助金217万9,000円でございます。

次に、目3図書館費は587万円を計上いたしました。計上しました予算の主なものは、節8報償費、ブックスタート事業費の18万5,000円と、次の84ページの節13委託料の説明欄の一番下でございますが、大隅広域図書館ネットワークに係る図書館システム機器の更新委託料の150万円と、図書購入のための節18備品購入費200万1,000円でございます。

次に、目4文化振興費は120万円計上いたしました。主なものは、節13委託料の古墳の保護や維持管理のための草刈り作業委託料45万9,000円と、節19負担金、補助及び交付金の町文化協会への活動補助金30万7,000円でございます。

目5青少年教育費は288万8,000円を計上いたしました。主なものとしましては、節19負担金、補助及び交付金の町子ども会育成連絡協議会活動事業補助金及び町青年団活動事業補助金と、次の85ページの上段の上から3つ目でございますが、町青少年活動事業補助金196万円は、子どもたちの健全育成や体験活動の推進を図るためのふるさと学寮やあそびの学校等の活動補助金でございます。

次に、目6生涯学習振興費でございますが、120万5,000円を計上いたしました。主なものとしましては、住民が自己実現等を図るための生涯学習講座の実施に係る講師への謝礼としての節8報償費の108万円でございます。

項5保健体育費、目1保健体育総務費は2,136万8,000円を計上いたしました。前年度比1,263万5,000円の増でございます。主な要因は、かごしま国体に係る実行委員会への補助金の増及び臨時職員の賃金の支出費目変更による増でございます。主なものは、節7賃金の665万1,000円は社会教育課臨時職員の賃金で、そして次の86ページの節19負担金、補助及び交付金1,196万1,000円のうち、町体育協会の運営補助金145万7,000円及び九州ビーチバレーリーグ開幕戦やビーチスポーツフェスタ等のスポーツ交流人口の推進を図るための大隅スポーツ交流拠点プロジェクト補助金180万円、そして来年のかごし

ま国体及び本年のリハーサル大会開催に係る燃ゆる感動かごしま国体大崎町実行委員会補助金 852万8,000円でございます。

次に、目2 体育施設費は1,850万2,000円を計上いたしました。主なものとしましては、節11 需用費のうち、光熱水費 310万8,000円、節13 委託料のうち総合体育館管理委託料 329万9,000円、及び運動公園等整備等業務委託料 238万7,000円、並びに中央運動公園芝年間管理業務委託料の 219万3,000円でございます。そして、節15 工事請負費の 250万円はビーチスポーツ競技場の整備等に係る工事費でございます。

以上で、社会教育課関係を終わります。よろしくお願いいたします。

○企画調整課長（上橋孝幸君） それでは、企画調整課の主なものにつきまして御説明いたします。

予算書の 32 ページをお願いいたします。款2 総務費、目3 広報費に 343万9,000円を計上いたしました。主なものは、広報おおさきに係る印刷製本費でございます。

次に、35 ページをお願いいたします。目10 企画費に 8,420万1,000円を計上いたしました。前年度比で 904万3,000円の増となっております。増加の主な要因は、陸上競技の聖地を推進するためのランニングコース整備工事でございます。なお、そのほか新規事業といたしまして、節15 工事請負費に移住交流などを目的とした旧県職員住宅改修工事 420万円と節19 負担金、補助及び交付金に東京オリンピック競技大会におけるトリニダードトバゴの事前合宿の誘致受け入れを目的とした誘致組織への負担金 150万円を計上しております。

次の 36 ページをお願いいたします。目11 青少年女性費に 20万7,000円を計上いたしました。これは、青少年健全育成と男女共同参画推進に係る経費でございます。

37 ページをお願いいたします。目14 地方創生費として 3,276万5,000円を計上いたしました。これは、平成31年度からの新たに設けた目になりますが、鹿児島相互信用金庫、慶應大学 SFC 研究所との連携協定に基づき推進することといたしました課題解決や人材育成、SDGs の活動に関する経費でございます。

次に、43 ページをお願いいたします。項5 統計調査費、目1 統計調査総務費に、所得推計事務などに要する経費として 9万3,000円を計上いたしました。

目2 委託統計調査費は 403万8,000円でございます。こちらは、農林業センサス等の統計法に基づく統計調査に係る経費を計上いたしました。

次に、64 ページをお願いいたします。款6 商工費、目1 商工総務費 3,788

万9,000円は、職員5名分の人件費が主なものでございます。

目2商工業振興費に10億1,439万8,000円を計上いたしました。こちらは、ふるさと納税制度の業務及び商工会振興事業補助金等の商工業振興に係る経費でございます。なお、ふるさと納税関連経費のうち、報償費、役務費及び委託料につきましては、地方税法の改正を視野に入れるとともに、支出目的を明確にするため予算の組み替えを行っております。

次の65ページをお願いいたします。目3観光費は2,867万9,000円でございます。前年度比943万4,000円の減となっておりますが、これは観光施設の管理に伴う修繕料の減が主な要因でございます。こちらは、観光施設の管理運営等に係る費用で、くにの松原芝生広場の管理に係る賃金を計上するなど、説明欄に記載の各事業を計画しております。その中で、スポーツ合宿における利便性の向上と合宿誘致の推進を図ることを目的に、これまでのスポーツ合宿に関する補助制度を廃止し、新たに報償費として奨励金や激励品を支給する制度を設けることとしております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○総務課長（中倉幸二君） それでは、一般会計の最後になりますが、総務課関係の主なものについて御説明いたします。

30ページをお願いいたします。款2総務費、目1一般管理費は3億1,279万2,000円でございます。主なものは、町長等の特別職2名のほか、総務課、会計課及び企画調整課職員をあわせました計29名分に係る人件費でございます。前年度比で減となっておりますが、減少の主な要因は、一般管理費に計上しました職員数の減によるものでございます。

次に、32ページをお願いいたします。目2文書費は1,901万7,000円でございます。前年度比で増となっておりますが、増加の主な要因は、納付書等発送を、集落発送から郵送へ変更することによるものでございます。

目4財政管理費は630万4,000円でございます。これは、財政事務に要する経常経費でございますが、主なものは財政調整基金等の積立金でございます。

次に、33ページをお願いいたします。目6財産管理費は1億967万円でございます。前年度比で増となっておりますが、増額の主な要因は、次の34ページをお願いいたしまして、本庁舎の耐震補強工事7,000万円の計上によるものでございます。

目8交通安全対策費は380万6,000円でございます。主なものは、節15工事請負費のカーブミラーやガードレールなどに係る交通安全施設工事22万5,000円でございます。

次に、35ページをお願いいたします。目9防犯対策費107万8,000円は、志布志地区防犯協会負担金が主なものでございます。

次に、36ページをお願いいたします。目12電算情報管理費は5,021万1,000円でございます。これは、電算システムの維持管理に要する経費でございますが、主なものとしましては、次の37ページをお願いいたしまして、説明欄の上から3行目、マイナンバー関連になりますが、特定個人情報の提供の求め等に係るシステム交付金531万3,000円を計上しているところでございます。

目13公共施設カーボン・マネジメント強化事業費は、1億7,600万円でございます。これは、平成30年度の各小中学校校舎に引き続き、役場本庁舎、別館、野方支所等において省エネルギータイプの空調及び照明設備を整備するものでございます。

目15諸費の総務課関係は節8報償費から節19負担金、補助及び交付金までの部分で、これは交通災害共済加入事務と自衛官募集事務に係る経費でございます。

次に、41ページをお願いいたします。項4選挙費、目1選挙管理委員会費、次の目2明るい選挙推進費につきましては、選挙事務に係る経常的な経費でございます。

次に、目3参議院議員選挙費は908万6,000円を、次に42ページをお願いいたします、目4県議会議員選挙費は594万5,000円を、次の目5町議会議員選挙費は435万円を計上しております。

次に、71ページをお願いいたします。款8消防費、目1常備消防費2億376万2,000円は大隅曾於地区消防組合負担金でございます。

目2非常備消防費は6,093万円でございます。前年度比で増となっておりますが、増加の主な要因は、中沖分団の小型動力ポンプ積載車の導入等でございます。

次に、72ページをお願いいたします。目3防災対策費は1,355万円でございます。主に防災行政無線等に係る経費でございますが、前年度比で減となっておりますが、減少の主な要因は前年度に実施しました全国瞬時警報システム機器の導入が完了したことによるものでございます。

次に、87ページをお願いいたします。款11公債費でございますが、目1元金と目2利子との合計額で9億3,832万5,000円でございます。

以上で歳出の説明を終わります。次に歳入を御説明いたします。

9ページをお願いいたします。款1町税でございますが、11億8,671万円を計上しております。前年度比で1.6%の増を見込んでおります。町民税個人や法人において、最近の景気動向や前年度の実績を見込みましての増でございます。

款2 地方譲与税は5,800万円で、前年度比10.8%の減でございます。国の地方財政計画を参考に、前年度の実績を見込みましての減でございます。

款3 利子割交付金は100万円、次の款4 配当割交付金も100万円で、前年度と同額でございます。いずれも、前年度の実績を見込みましての計上でございます。

款5 株式等譲渡所得割交付金は112万円で、前年度比60%の増でございます。

款6 地方消費税交付金は2億1,000円で、前年度比9.5%の減を見込んでおります。

款7 ゴルフ場利用税交付金は700万円で、前年度と同額でございます。

款8 自動車取得税交付金は560万円で、前年度比37.8%の減を見込んでおります。10月からの消費税増税に関連し、環境性能割が創設されますことから減額するものでございます。

款9 環境性能割交付金は新設でございます。消費税増税対策といたしまして、10月1日より自動車税環境性能割が導入されますが、現時点で積算方法等が不透明なことから、頭出しとしまして1,000円を計上しているところでございます。

款10 地方特例交付金は290万円で、対前年度比6.5%の減でございます。ここ数年の推移をもとに見込みましての減でございます。

款11 地方交付税は25億7,800万円で、前年度比2.3%の増を見込んでおります。国の地方財政計画や認定こども園等の児童福祉に係る基準財政需要額を見込みましての増でございます。

款12 交通安全対策特別交付金は240万円で、前年度比4%の減でございます。

款13 分担金及び負担金は2,666万8,000円で、前年度比33.1%の減でございます。減少の主な要因は、畜産基盤再編総合整備事業分担金の減などでございます。

款14 使用料及び手数料は8,069万9,000円で、前年度比0.7%の減でございます。主なものは、公営住宅及び町営住宅等の使用料の減でございます。

次に、10ページをお願いいたします。款15 国庫支出金は9億6,351万円で、前年度比13.8%の増でございます。増額の主な要因は、町内の認定こども園数の増加に伴う施設型給付費負担金や本庁舎耐震補強工事に伴う社会資本整備総合交付金、プレミアム付商品券事業に伴う補助金等を見込みましての増でございます。

款16 県支出金は12億9,034万6,000円で、前年度比85.4%の増で

ございます。農産品の貯蔵施設や植物工場の設置に伴う産地パワーアップ事業補助金や降灰対策機械の導入に係る活動火山周辺地域防災営農対策事業補助金などを見込みましての増でございます。

款17財産収入は1,246万1,000円で、前年度比29.3%の減でございます。減少の主な要因は、教職員住宅の減など町有財産の貸付状況によるものがございます。

款18寄附金は10億4,000円でございます。前年度比で1,000円の増でございますが、これはリサイクル未来創生奨学寄附金を計上したためでございます。なお、この中でふるさと納税寄附金を10億円を計上しているところでございます。

次に、款19繰入金は6億9,262万7,000円で、前年度比19.1%の増でございます。主なものは、財政調整基金繰入金の増でございます。なお、施設整備事業基金繰入金につきましては、本庁舎等に空調と照明設備を設置するカーボン・マネジメント強化事業に活用させていただき予定でございます。

款20繰越金は、前年度と同額の3,000万円でございます。

款21諸収入は1億6,504万5,000円で、前年度比39.1%の減でございます。減少の主な要因は、カーボン・マネジメント強化事業補助金で、前年に比べ1億213万3,000円の減となっております。

款22町債は3億9,230万円で、前年度比15%の減でございます。過疎対策事業債など各種事業に応じて計上しております。

以上で歳入の説明を終わります。

次に、8ページをお願いいたします。第2表地方債でございますが、起債の目的欄の過疎対策事業から臨時財政対策債まで、合計で3億9,230万円を計上しております。表の上段の限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきましては御覧いただきたいと思っております。どのような事業に活用されるかにつきましては、27ページの歳出の款22町債の説明欄に記載されております自治公民館運営補助金をはじめとする各事業となっているところでございます。

また、88ページ以降に給与費明細書、地方債関係資料等を添付してございますので御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（小野光夫君） 次に、議案第7号について補足説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（中村富士夫君） それでは、国民健康保険事業特別会計について御説明いたします。事項別明細書によりまして歳出から主なものについて御説明いたし

ますので、予算書の11ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費は419万3,000円を計上いたしました。主なものは、目1一般管理費、節12役務費の242万3,000円で、国保連合会に支払う手数料等でございます。

次に、款2保険給付費、項1療養諸費は次の12ページまででございますが、これは一般被保険者及び退職被保険者等の療養給付費及び療養費、そしてレセプト審査支払手数料でございます。合計で12億3,214万3,000円を計上いたしました。対前年度5,702万1,000円の増となっております。医療費の増額によるものが要因でございます。

次の項2高額療養費は一般被保険者と退職被保険者等の高額療養費及び高額介護合算療養費でございます。合計で2億149万3,000円を計上いたしました。これにつきましても対前年度1,295万2,000円の増となっております。

次に、13ページをお願いいたします。中段の項4出産育児諸費は、10人の出生を見込みまして420万円を、次の項5葬祭諸費は72万円を計上いたしました。

13ページの下段からの款3国民健康保険事業費納付金は、制度改正によりまして、30年度から創設されました県への納付金に係るものでございます。まず、項1医療給付費分は3億3,285万1,000円を、14ページ上段の項2後期高齢者支援金等分は1億593万円を、次の項3介護納付金分には4,101万2,000円を計上いたしました。以上、納付金の合計額は4億7,979万3,000円となっております。この財源は、国民健康保険税及び保険基盤安定繰入金が主なものでございます。

次の款5保健事業費、項1保健事業費は646万円を計上いたしました。目1保健衛生普及費496万円は、臨時職員及びレセプト点検共同事業手数料などが主なものでございます。また、目2疾病予防費150万円は、人間ドック等の受診に係る健康診断費助成金でございます。

次の15ページをお願いいたします。項2特定健康診査等事業費1,833万2,000円の主なものは、臨時職員賃金と特定健診業務の委託料でございます。

次に、款6基金積立金、目1国保給付準備積立基金として25万1,000円を計上いたしました。

款8諸支出金、項1償還金及び還付加算金は169万円を計上いたしました。これは、保険税の過誤納金等に伴う還付金でございます。なお、療養給付費等負担金償還金から特定健康診査等負担金償還金までにつきましては、平成31年度から県において精算するになりますことから廃目とするものでございます。

款9予備費は、196万4,000円を計上いたしました。

以上で歳出を終わりました。次に歳入を御説明いたしますので、7ページをお願いいたします。款1国民健康保険税は一般被保険者分、退職被保険者分を合計いたしましたして3億888万1,000円を計上いたしました。対前年度比1.9%の減額となっております。

次に、8ページをお願いします。款3県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金は、14億5,920万円を計上しております。対前年比5.8%の増額となっております。節1保険給付費等交付金（普通交付金）は、14億2,995万4,000円は歳出でも説明しましたとおり、医療給付に対応するものでございます。節2保険給付費等交付金（特別交付金）2,924万6,000円は、保険者努力支援分及び県繰入金2号分等でございます。

次に、款5繰入金、項1他会計繰入金は1億4,490万2,000円を計上いたしました。主なものは、節1及び節2の保険基盤安定繰入金が合計で1億751万6,000円、及び節5財政安定化支援事業繰入金の2,975万8,000円でございます。

次の9ページをお願いいたします。款5繰入金、項2基金繰入金は、保険給付費として1,500万円を基金から繰り入れるものでございます。なお、2月末現在の基金残高は2億2,337万4,472円となっております。

款6繰越金、項1繰越金としまして1,500万円を計上いたしました。また、従前の目の療養給付費等交付金繰越金は、県へ移行したことに伴い廃目とするものでございます。

次の款7諸収入、項1延滞金、加算金及び過料は、目1延滞金として120万2,000円を計上いたしました。項2預金利子及び項3受託事業収入は、頭出しの1,000円をそれぞれ計上しました。

10ページをお願いします。次の項4雑入は合計で800万5,000円を計上いたしました。なお、従前の目療養給付費等負担金から特定健康診査等負担金は、制度改正により県へ移行したことに伴い廃目とするものでございます。

なお、予算書の最終ページの17ページに給与費明細書を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（小野光夫君） 次に、議案第8号について補足説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（中村富士夫君） それでは、後期高齢者医療特別会計について御説明いたします。事項別明細書によりまして歳出から御説明いたしますので、予算書の

8 ページをお願いいたします。

款 1 後期高齢者医療広域連合納付金は 1 億 6,281 万 8,000 円を計上いたしました。これは、被保険者から徴収した保険料と保険基盤安定分担金を広域連合に納付するものでございます。

次に、款 2 諸支出金、目 1 後期高齢者保険料還付金 20 万円は、保険料の還付金でございます。

次に、款 3 予備費は、歳入歳出の調整として 2 万 2,000 円を計上いたしました。

以上で歳出を終わります。次に歳入を御説明いたします。

6 ページをお願いいたします。款 1 後期高齢者医療保険料 8,730 万 5,000 円は、被保険者に係る保険料でございます。

次に、款 3 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 1 保険基盤安定繰入金 7,550 万 9,000 円は、保険料軽減に対しての負担分を繰り入れるものでございます。

款 4 の繰越金は頭出しの 1,000 円を計上いたしました。

款 5 諸収入、目 1 延滞金につきましては、現年度分、滞納繰越分それぞれ頭出しの 1,000 円を計上いたしました。

このページの一番下になりますが、款 5 諸収入、目 1 還付金は 20 万円計上いたしました。

最後に、7 ページの目 1 預金利子及び、その次の目 1 雑入につきましては、それぞれ頭出しでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（小野光夫君） 次に、議案第 9 号について補足説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（中村富士夫君） それでは、介護保険事業特別会計の主なものについて御説明いたします。事項別明細書によりまして、まず歳出から御説明いたしますので、予算書の 10 ページをお願いいたします。

款 1 総務費、目 1 一般管理費 48 万 7,000 円は、介護保険事務に係る電算共同処理のための国保連合会への手数料及びシステム保守委託料でございます。

次に、款 2 保険給付費、項 1 介護サービス等諸費は、11 ページの上段まででございますが、合計で 15 億 9,277 万 5,000 円を計上いたしました。前年度と比較して 7,410 万円の増額となっておりますが、目 1 居宅介護サービス給付費、目 5 施設介護サービス給付費及び目 9 居宅介護サービス計画給付費の増加によるものでございます。

次に、11 ページをお願いいたします。目 9、目 10 は、それぞれ居宅介護サー

ビス計画の作成等のサービスを受けた場合の保険給付費でございます。

次に、項2介護予防サービス等諸費は12ページの上段まででございますが、合計で5,151万円を計上いたしました。これは、要支援者が受けるサービスに対しましての保険給付費でございます。対前年度186万円の増となっております。

次に、項4高額介護サービス等費は合計で4,836万円を計上いたしました。これは、利用者負担が一定額を上回った場合の負担の軽減を図るための保険給付費でございます。

次に、項5高額医療合算介護サービス等費は、合計で690万円を計上いたしました。これは、介護分と医療費分を合算して当該自己負担が一定額を上回らないように、利用者の負担の軽減を図るための保険給付費でございます。

次に、13ページをお願いいたします。項6特定入所者介護サービス等費は、合計で9,745万5,000円を計上いたしました。これは、要介護者等が介護保険の3施設等におきまして介護サービスを受けた場合に、所得段階に応じて利用者の居住費や食費の負担の軽減を図るための保険給付費でございます。

次の款3地域支援事業費、項1介護予防・生活支援サービス事業費は、合計で3,372万2,000円を計上いたしました。これは、要支援者のサービスのうち、訪問介護及び通所介護サービスに係る経費でございます。

次に、14ページをお願いいたします。項2一般介護予防事業費に555万7,000円を計上いたしました。高齢者元気度アップポイント事業の実施やふれあいサロン活動事業及びころばん体操等をはじめといたしまして介護予防事業等の実施に係る報償費及び委託料が主なものでございます。

次に、項3包括的支援事業・任意事業費は、次の15ページまででございますが、合計で2,292万2,000円を計上いたしました。これは、地域包括支援センター運営事業の委託料や、認知症対策及び生活支援コーディネーターの設置に係る経費等が主なものでございます。

次の15ページをお願いいたします。目5生活支援体制整備事業費312万6,000円は、高齢者の生活を支援するための多様なサービス提供の必要性から、生活支援の担い手の発掘サービスと高齢者の橋渡しを行う体制づくりに係る費用であります。そのため、生活支援コーディネーターを設置し、地域の支え合い体制づくりを実践していくものでございます。

16ページをお願いいたします。款6諸支出金、目1第1号被保険者保険料還付金は70万円を、次の款7予備費は100万円を計上いたしました。

以上で歳出を終わります。次に歳入を御説明いたします。

7ページをお願いいたします。それぞれ款で御説明いたします。款1保険料、これは第1号被保険者の保険料でございますが、3億3,065万2,000円を計上いたしました。前年度比0.4%の減となっております。

次に、款3国庫支出金は、項1国庫負担金として3億551万7,000円を、項2国庫補助金1億9,297万2,000円を計上いたしました。

次に、款4支払基金交付金は4億8,152万5,000円を計上いたしました。

次の8ページになりますが、款5県支出金は、項1県負担金として2億6,151万6,000円を、項2県補助金として1,000万円を計上いたしました。

次に、款6繰入金は、一般会計からの繰入金として2億3,959万8,000円を計上いたしました。

次に、款7繰越金は4,155万4,000円を計上いたしました。

次の款8諸収入は次の9ページまででございますが、頭出しで2,000円または1,000円を計上しているところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（小野光夫君） 次に、議案第10号について補足説明を求めます。水道課長。

○水道課長（高田利郎君） それでは水道事業会計について御説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。第2条は業務の予定量でございます。給水戸数6,710戸、年間総給水量157万8,000立方メートル、一日平均給水量は4,310立方メートル。主な建設改良事業は、町道木入道下原線宮園地区配水管布設替工事を計画しております。第3条は収益的収入及び支出でございますが、詳細につきましては後ほど御説明いたしますので、款のみの説明とさせていただきます。

収入の第1款水道事業収益は、2億2,764万7,000円でございます。支出の第1款水道事業費用は、2億262万6,000円でございます。

2ページをお願いします。第4条資本的収入及び支出でございます。収入の第1款資本的収入は、730万5,000円でございます。支出の第1款資本的支出は、1億5,383万5,000円でございます。なお、第4条本文の括弧書きは補てん財源の説明でございますが、資本的収入額が資本的支出額に対しまして1億4,653万円不足いたしますが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額873万2,000円と当年度分損益勘定留保資金7,500万2,000円、減債積立金1,070万8,000円と建設改良積立金5,208万8,000円で補てんするものでございます。第5条の一時借入金の限度額を3,000万円と定めております。第7条議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費4,242万9,000円と交際費1万円でございます。第8条他会計補助金

は、一般会計からの簡易水道企業債の償還金に係ります補助金475万6,000円でございます。第9条では、たな卸資産の購入限度額を494万2,000円と定めております。

それでは、予算書で説明いたしますので、22ページをお願いいたします。収益的収入及び支出の主なものにつきまして、収入から説明いたします。款1水道事業収益、項1営業収益、目1の給水収益は、水道料金でございます。2億1,050万5,000円を見込んでおり、対前年度比49万1,000円の増でございます。項2営業外収益、目4長期前受金戻入1,439万円は、28万2,000円の減であります。負債に計上してあります過去に受けました補助金で、平成30年度減価償却金額分を長期前受金から振り替えて収益化するものでございます。

24ページをお願いいたします。支出の主なものについて御説明いたします。款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費3,929万9,000円は、120万円の減であり、水源地や送水施設の運転・維持管理費に必要な経費を計上してございます。節4賃金535万円、節15手数料393万6,000円、節20動力費2,069万3,000円が主なものでございます。

目2の配水及び給水費3,370万1,000円は、21万円の増であります。配水及び給水施設の運転及び維持管理に必要な経費を計上しております。

25ページをお願いいたします。節14委託料の254万3,000円、修繕費1,259万3,000円、節20動力費の236万3,000円が主なものでございます。

目3総係費4,216万7,000円は、9万7,000円の増であります。

26ページをお願いいたします。節4賃金308万8,000円、節13通信運搬費186万8,000円、節14委託料713万5,000円が主なものでございます。

目4の減価償却費7,406万3,000円は108万1,000円の減であります。有形固定資産の減価償却費でございます。

27ページをお願いいたします。項2営業外費用の目1支払利息及び企業債取扱諸費251万7,000円は、企業債の償還利息等でございます。目2消費税及び地方消費税750万円は、消費税の納付予定額でございます。

28ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入でございます。款1資本的収入、項1負担金、目1他会計負担金330万円は、消火栓設置工事の負担金でございます。項2補助金、目1補助金400万5,000円は、簡易水道企業債償還金の元金償還分の一般会計からの補助金でございます。

29ページをお願いいたします。支出でございます。款1資本的支出、項1建設

改良費、目1建設改良事業費1億2,757万5,000円は、4,430万5,000円の増で、主なものは節4工事請負費1億112万円、節5委託料1,980万円でございます。

項2企業債償還金、目1元金償還金2,078万9,000円は、836万6,000円の減でございますが、水道企業債元金償還金でございます。項3予備費は、500万円を計上いたしました。

以上で説明を終わりますが、7ページ以降に予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書、さらに17ページ以降に30年度の仮決算といたしまして予定損益計算書等を添付してございますので御参照願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（小野光夫君） 次に、議案第11号について補足説明を求めます。水道課長。

○水道課長（高田利郎君） それでは、公共下水道事業特別会計について御説明いたします。事項別明細書で説明いたしますので、9ページをお願いいたします。款1公共下水道事業費、項1公共下水道事業費、目1下水道総務費2,339万9,000円で、対前年度比85万6,000円の減でございます。節11需用費の35万円、節27公課費296万6,000円が主なものでございます。

次に、目2維持管理費の2,657万8,000円は、269万1,000円の増でございます。大崎クリーンセンターとマンホールポンプ場等の維持管理に必要な経費を計上しております。節11需用費1,063万7,000円、節13委託料の1,419万6,000円は、クリーンセンターの維持管理業務委託料です。節14使用料及び賃借料132万9,000円が主なものでございます。

款2公債費、項1公債費、目1元金1億2,162万7,000円は、278万4,000円の減でございますが、地方債の償還元金でございます。目2利子2,182万8,000円は、179万7,000円の減で、地方債の償還利子と一時借入金金の支払利息でございます。

続きまして、歳入を御説明いたしますので、7ページをお願いいたします。款1分担金及び負担金、項1負担金、目1下水道費負担金69万円は、4万9,000円の減でございますが、受益者負担金でございます。

款2使用料及び手数料、項1使用料、目1下水道使用料は3,063万4,000円を見込んでおりますが、71万4,000円の減でございます。

款4繰入金、項1他会計繰入金1億2,846万8,000円は一般会計からの繰入金でございますが、1,110万6,000円の減でございます。

8ページをお願いいたします。款7町債、項1町債、目1公共下水道事業債でございます、3,460万円は公共下水道事業債で資本費平準化債の借入でございます。

す。

前に戻りまして、4ページをお願いいたします。ただいま説明いたしました歳入の町債でございます。歳入の起債の目的は、公共下水道事業債、資本費平準化債で、限度は3,460万円となっております。起債の方法、利率、償還の方法につきましては各欄を御覧いただきたいと思います。

以上で説明を終わりますが、11ページ以降に給与費明細書が添付してございますので、御参照いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。

まず、議案第6号「平成31年度大崎町一般会計予算」歳入歳出全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第7号「平成31年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算」歳入歳出全般について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第8号「平成31年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算」歳入歳出全般についての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第9号「平成31年度大崎町介護保険事業特別会計予算」歳入歳出全般について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第10号「平成31年度大崎町水道事業会計予算」収入支出全般について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第11号「平成31年度大崎町公共下水道事業特別会計予算」歳入歳出全般について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第7号、議案第8号、議案第9号は、会議規

則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

次に、議案第10号、議案第11号は会議規則第39条第1項の規定により、文教経済常任委員会に付託いたします。

次に、議案第6号の審査方法についてお諮りします。議案第6号「平成31年度大崎町一般会計予算」については、平成31年度大崎町一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査をいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第6号「平成31年度大崎町一般会計予算」は、平成31年度大崎町一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項及び第4項の規定により議長を除く11名の諸君の指名をいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました11名の諸君を、平成31年度大崎町一般会計予算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

これより、特別委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。委員会条例第8条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長は特別委員会において互選することになっております。さらに、同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会招集日時及び場所を定めてその互選を行わせることになっておりますので、これより特別委員会の委員長及び副委員長の互選を議員控室でしていただきます。

これより暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後2時02分

再開 午後2時07分

-----○-----

○議長（小野光夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、特別委員会において互選されました委員長及び副委員長の氏名を報告いたします。

委員長に11番、神崎文男君、副委員長に1番、児玉孝徳君が選任されました。

日程第16 議案第12号 大崎町町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小野光夫君） 日程第16、議案第12号「大崎町町税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、大崎町町税条例の一部を改正するものでございます。改正する内容といたしましては、固定資産評価委員の設置について、町税条例において固定資産評価委員を非常勤の職員と限定しているところがございますが、国の準則に合わせ、この条文を削るものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が御説明申し上げます。

○税務課長（本高秀俊君） それでは、大崎町町税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

新旧対照表で御説明いたしますので、次のページをお開きください。第76条は固定資産評価員の設置について規定しているもので、第76条第2項に、固定資産評価員は非常勤の職員とすると限定しているところでありますが、固定資産を適正に評価し、区画の決定を補助するための固定資産評価員を広い範囲から選任できるように、国の準則に倣い第2項の条文を削るものでございます。

施行期日につきましては、1ページの条例案に戻っていただき、公布の日からとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御願いたします。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○2番（稲留光晴君） 非常勤を削るとすれば、どういう地位というか、なるんですか。

○税務課長（本高秀俊君） 非常勤とした場合に、ある程度職が決まってくるんですけども、現在、実際大崎町はこの固定資産評価員を設置していないところであります。実際この固定資産評価員を設置している県内の状況とか、全国的にもですけども、副市町村長、あと税務関係の管理職、課長等が兼任している割合が多いということで、一般の方の選任もいいんですけども、なかなかそういう固定資産に関する知識というか、それを持ち合わせていないところもある関係で、今回、実際の町の準則に基づいて、この2項のところを削ったところでございます。

○2番（稲留光晴君） ということは、今説明がありましたように、町の職員の方で充当するというので、そう思っているんですか。

○税務課長（本高秀俊君） 実際、大崎町の場合は固定資産評価員が設置してありませ

るので、法にのっとって設置しないといけないということで、3月定例会の最終日に、また人事案件として議案として上程されるということになります。

○7番（中山美幸君） 今、課長の答弁の中で評価員はなかったということをおっしゃったんですが、今まで町職員の方々でやっていたんじゃないんですか、これは確認です。

それと、固定資産評価員が今までなかったということは、これは重要な問題になりますね。固定資産の評価を、じゃあ今まで誰がやっていたんですか。私たちは固定資産税を納めているんですよ。その評価は誰がなさっていたんですか、はっきり教えてください。

○税務課長（本高秀俊君） 実際のこの評価の業務については、民間委託、業務委託をしてこの評価の価格は出してもらっています。それで、実際、価格の決定については、評価調査というのが出てきて、それを町長が実際の税額は決定するわけですけども、ただ、形式的にというか、ほかの町村も一緒なんですけれども、専門の方にそういう評価調書を作成していただいて、評価委員の業務としては、その上がってきた評価調書の内容のチェックとかそういうことをすることになります。

実際、評価委員だけがするのではなくて、税務課の固定資産の職員を評価の補助員として選定することができますので、今までの固定資産の評価のやり方が変わるというわけではなくて、新たに評価員を設置するというようなことになります。

○議長（小野光夫君） ほかに質疑はありませんか。

○2番（稲留光晴君） 固定資産税の評価額というのは専門家の方が決められるんですよ。評価額に基づいて税額を計算するんですが、専門家の方が決められたのを、今、課長のほうでチェックされるとおっしゃいましたよね、専門家のやった数字を誰がチェックできるんですか。ちょっとそこ辺がわかりません。

○町長（東 靖弘君） ただいま固定資産評価員の御説明がありましたので、こちらについては条例の中で固定資産評価員が3名ほどいて、そしてまた固定資産評価に基づく課税した段階で異議申し立てがあったときには、その評価員に説明をして回答していくという、そんな感じで評価員制度はやっております。

あと、評価員に、ここである非常勤の職員とするというのは、非常勤とすると限定されていきますので、これを改正をして職員でもできるというような形の改正をしたところです。

以上です。

○議長（小野光夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第12号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（小野光夫君） 暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後2時16分

再開 午後2時19分

-----○-----

○議長（小野光夫君） 再開いたします。

付託を省略することに異議がありましたので、ここでお諮りします。付託に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小野光夫君） 賛成多数。

よって、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第17 議案第13号 災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第18 議案第14号 大崎町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小野光夫君） 日程第17、議案第13号「災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、日程第18、議案第14号「大崎町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。議案第13号及び議案第14号について、一括して御説明いたします。

両案は、所得税法の一部改正に伴い、配偶者控除及び配偶者特別控除が見直され、控除対象配偶者の基準であったものが同一生計配偶者に変更となったことから、同名称を変更する改正を行うものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○税務課長（本高秀俊君） それでは、災害被害者に対する町税の減免に関する条例の

一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

今回の改正は、所得税法の改正がなされたことに伴い、条例の条文を整理するものでございます。新旧対照表で御説明いたしますので、次のページをお開きください。

条例第2条第2項中、改正箇所はアンダーラインの部分でございます。所得税法における配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しに係る控除対象配偶者の定義が、同一生計配偶者に改められたことによるものでございます。

施行期日につきましては、1ページの条例案に戻っていただき、附則としまして、この条例は公布の日からとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○保健福祉課長（中村富士夫君） それでは、大崎町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

本案は、先ほどもありましたけれども、所得税法等の一部を改正する等の法律により、控除対象配偶者の名称が同一生計配偶者に改められていることに伴いまして、関連する大崎町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正するものでございます。

それでは、本条例における改正点につきまして、お手元の新旧対照表で御説明いたします。

第3条は対象者についての規定でございますが、第4項の下線部、現行の「控除対象配偶者」を、改正案の「同一生計配偶者」に改めるものでございます。

議案にお戻りください。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものといたします。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。まず、議案第13号「災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第14号「大崎町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第13号及び議案第14

号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。議案第13号「災害被害者に対する町税の減免に関す
る条例の一部を改正する条例の制定について」、討論の御希望はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第13号「災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一
部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決することに御異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第13号「災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改
正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第14号「大崎町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改
正する条例の制定について」、討論の御希望はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第14号「大崎町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一
部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決することに御異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第14号「大崎町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改
正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第19 議案第15号 大崎町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について

○議長（小野光夫君） 日程第19、議案第15号「大崎町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、大崎町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（中村富士夫君） 大崎町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律等が一部改正されたため、関連する大崎町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正するものでございます。

法律の主な内容は、災害により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金等について規定されたものでございます。このうち、災害援護資金については、経済情勢の変化に伴う市中金利の変化を受け、市町村の政策判断に基づき、低い利率で貸付が可能とし、被災者の要望に応じた貸付が実施できるよう改正されております。

それでは、本条例における今回の改正点について、お手元の資料の新旧貸借表により御説明申し上げます。

条例中、第14条は災害援護資金の貸付利率に関する規定でございますが、見出しに「保証人及び」を加え、第1項に保証人を立てることができる旨を新たに追加し、第2項は年3%の利率であったものを、保証人を立てる場合は無利子、立てない場合は年1.5%と低利に見直ししております。また、第3項は、第1項で規定する保証人について災害援護資金の貸し付けを受けた者と連帯して債務を負担する点と、その保証債務は施行令第9条で規定する違約金まで含むことを規定したものを加えるものでございます。

第15条第1項は、貸し付けた資金の償還金等に関する規定でございます。貸付を受けた者の利便性を高めるために、現行の「半年賦償還」を「半年賦償還または月賦償還」に改めるものでございます。また、第3項は、改正前の施行令第8条の規定が削除されたことに伴い、保証人の規定振りを削除するとともに、各番号を整理したものでございます。

議案にお戻りください。附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。また、経過措置として、施行日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けについては、なお従

前の例によるものとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○7番（中山美幸君） 保証人を立てることができるという要綱がございますが、その保証人の要件とまいましようか、保証人の能力等々の要綱がありましたら示してください。

○保健福祉課長（中村富士夫君） 保証人の要綱につきましては、特に定めた要綱というのはいないんですけれども、やはり支払能力のある方ということで、こちらで申し込みの時点では精査をするということになろうかと思えます。

ただ、これの例によるのは、東日本大震災時の特例による災害援護資金貸付の部分を参考として、それに基づいて今回の金利と保証人ということで立てております。

○議長（小野光夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第15号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第15号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第20 議案第16号 大崎町中山間ふるさと・水と土保全基金条例を廃止する

条例の制定について

○議長（小野光夫君） 日程第20、議案第16号「大崎町中山間ふるさと・水と土保全基金条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、大崎町中山間ふるさと・水と土保全基金条例第6条第2号により、農業基盤整備促進事業の財源に充てるため取り崩しておりました基金について、本年度でその残額がゼロ円となりましたため、この基金条例を廃止しようとするものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○耕地課長（福永敏郎君） 大崎町中山間ふるさと・水と土保全基金条例を廃止する条例の制定について御説明申し上げます。

本条例は、土地改良施設の機能が適正に発揮できるよう地域住民の共同活動の強化に対する支援活動を行うことを目的として、平成5年度に1,000万円を原資として積み立ててきたものであります。当初、基金の運用益から生じる益金については、一般会計に計上し有効に活用することとしておりましたが、昨今の金利の低迷の影響を受けていたことから条例改正を行い、基金の運用から生じる益金はこれまで基金に繰り入れてまいりました。この間、平成27年度より町が実施する農業基盤整備促進事業の財源の一部として基金の取り崩しを行ってまいりましたが、30年度で残額がゼロ円となり、基金としての本来の役目も終えることから本条例を廃止するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御願いたします。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。何か質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第16号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第16号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第21 議案第17号 大崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小野光夫君） 日程第21、議案第17号「大崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、人事院規則において職員の勤務時間、休日及び休暇の一部が改正されたことに伴い所要の改定を行うものであります。

主な内容は、超過勤務命令の上限時間等を定めるため、新たに第3項を追加し、必要な事項は規則に委任する改正を行うものであります。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（中倉幸二君） それでは、御説明いたします。

本案は、働き方改革に伴う民間労働法制の動向を受け、人事院において超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定めるなどの措置を講じるとされたことを踏まえ、地方公務員についても勤務時間等の勤務条件に関する均衡の原則により、改正人事院規則の内容に基づき超過勤務命令を行うことができる上限を定めるなどの所要の措置を講じる必要があることから、大崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものでございます。

それでは、お手元の新旧対照表で御説明いたします。議案書の次の2枚目の新旧対照表をお願いいたします。右側が現行、左側が改正案で、アンダーラインが引いてある箇所は改正部分でございます。

第8条は、正規の勤務時間以外の時間における勤務、いわゆる超過勤務について

の規定でございますが、職員の勤務時間は条例で定めるとする地方公務員法第24条第5項の規定にかんがみ、第2項の次に第3項として前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は規則で定めるとする時間外勤務に関する事項を、規則に委任する旨の規定を加えるものでございます。

なお、規則で定めることとしております必要な事項につきましては、この新旧対照表の次に、大崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の改正案を参考資料として添付してございますので御参照いただきたいと思います。主な改正内容としましては、時間外勤務命令、いわゆる超過勤務命令を行うことのできる上限を、改正人事院規則に倣い、大規模災害への対応等の緊急に処理することを要する業務に従事する場合等の特例業務を除き、原則1カ月について45時間かつ1年について360時間と設定するものでございます。

次に、議案書のほうをお願いいたします。下のほうの附則でございますが、この条例は人事院規則の一部改正等の施行期日に基づき、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

- 議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。
- 2番（稲留光晴君） 特例業務というのが大規模災害での対応ということだと思います。あと、大規模災害を除いて予測ができる災害といった場合は特例業務には当たらないと、そういう判断でいいですね。
- 総務課長（中倉幸二君） 大規模災害等の従事のほかに他律的業務というものが、ここに規則のほうを見ていただきますとございます。これは、業務量、業務の実施時期、その他の業務の遂行に関する事項、みずから決定することが困難な業務ということで国のほうとしては定めておりますが、国の機関で申しますと、国会関係、国際関係、法令協議、予算折衝等に従事するなど業務の量や時期が、各省の枠を超えて他律的に比重が高い部署が該当するというようなことで国のほうは言っております。

一方、地方公共団体の場合については、地域住民との折衝に従事するなど業務の量や時期が、任命権者の枠を超えて他律的に決まる比重が高い部署が該当するというようになっておりますが、現在、うちの場合について、これに該当するようなものはございません。ただ、今、稲留議員が質問された中で、補足としまして、うちの時間外勤務の実績はどうかということをお三カ年を調べてみました。そうした中で、業務として水道課の決算業務とか、それから総務課における選挙業務、今もずっと残業をしておりますが、そういったようなときについては、その月だけは、今

度定める45時間を超えての業務というのは実施しているところはあります。ただ、年間でいきますと、それはもう一時的なものですので、年間の期間の360時間、これを超えるような業務に従事している実績はないような状況でございます。

以上でございます。

○2番(稲留光晴君) 今、状況を課長から言われましたが、今、ここに他律的業務とか、1カ月において100時間未満とかですねこういったものを決めてしまうわけですね。これに当てはまらないというふうなことをおっしゃいましたけど、こういう時間を決めてしまうと、この時間未満までは認めていいんだというふうに私は考えます。

あと、時間外勤務100時間未満という上限ですね、これは過労死ラインという働き方になっているというふうに考えております。

○議長(小野光夫君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小野光夫君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第17号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小野光夫君) 御異議なしと認めます。

本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○2番(稲留光晴君) ここの一部を改正するという規則ということになっております、参考資料はですね。こういう時間帯に決めてしまうわけですね。他律的業務の場合は100時間未満、この数字を決めてしまうわけですね、ここに書かれていると。大崎町の規約として決めるということですね。

○議長(小野光夫君) 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時43分

再開 午後2時44分

-----○-----

○議長(小野光夫君) 再開いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○2番(稲留光晴君) さっき申し上げましたように、反対をいたします。

その理由は、1カ月において時間外勤務100時間未満という上限は、過労死ラインの働かせ方を認める内容、過労死ラインにならなくても身体的障害を及ぼすということであります。上限以内の、ここであります7,80時間以内の超過勤務でも、月をまたいで超過勤務が集中すれば、30日間で160時間の超過勤務になるという計算です。

特例業務として、1カ月における100時間を超える働かせ方を認める内容になっておりますし、大規模災害を除いては予測可能、対応可能なものであり、100時間を超える働かせ方は、私は認められないというところで反対をいたします。

○議長（小野光夫君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） これより採決に入ります。

お諮りします。議案第17号は原案のとおり可決することに賛成の諸君は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（小野光夫君） 賛成多数。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第22 議案第18号 大崎町持続可能なまちづくり条例の制定について

○議長（小野光夫君） 日程第22、議案第18号「大崎町持続可能なまちづくり条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、国連が国際社会共通の目標として掲げた持続可能な開発目標の達成を目指すため、国が策定した持続可能な開発目標実施方針に基づき、本町においても持続可能なまちづくりを推進し、「美しいふるさと大崎町」を次の世代に引き継ぐため、町の指針となる大崎町持続可能なまちづくり条例の制定をお願いするものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○企画調整課長（上橋孝幸君） それでは御説明いたします。

まず、前文でございます。大崎町は、日本の多くの地方と同様に人口減少などの様々な課題に直面しています。地球規模でも、貧困、格差、環境問題、自然災害など社会・環境・経済の面において大きな課題に直面しています。これらの課題を克服することは、国及び自治体にとって容易なことではありませんが、本町では住民力を発揮したリサイクル活動を行ってきた経験を糧に、町民が一体となって「美し

い大崎町」を次の世代に引き継ぐため、持続可能なまちづくりを推進することを決意し、本条例を制定するものでございます。

第1条は、本条例の目的を定めております。裏面をお願いいたします。第2条は用語の定義を、第3条では持続可能なまちづくりの基本理念について定めております。

第4条は、本条例の目的達成に向け講ずべき町の責務について規定しております。

第5条では、持続可能なまちづくりのための町民及び団体の役割について定めております。

最後に附則でございますが、本条例は公布の日から施行するものとしております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○2番（稲留光晴君） この条例を出すに当たりましてですね上位法というのが、この条例を出す根拠ですよ、法律の範囲内で条例をつくることができるというふうになっていますから、上位法は何でしょうか。

○企画調整課長（上橋孝幸君） ただいま上位法についての御質問をいただいたところでございますけれども、今回の条例案につきましては、町独自の条例ということでございますので、特に上位法というものはございません。

以上です。

○2番（稲留光晴君） 今言ったように、地方公共団体の機能という中で憲法94条にあるわけですね、行政を執行する機能を有して法律の範囲内で条例を制定することができるというふうになっております。この裏面の目的を見ればですね町民や団体の役割を決めてしまうと、こういう条例というのはちょっとあり得ないんじゃないですかね、役割を条例で決めるとかですね。上位法があればそれにのっとってその範囲内、その法律を超えない範囲でつくれますよね。ちょっとそこ辺は私は納得ができない、理解できないんですが。

○企画調整課長（上橋孝幸君） お答えしたいと思います。

本条例は、持続可能なまちづくりを推進するという事で町の方向性を示すという意味で制定をお願いしているわけなんですけれども、それに至った背景を少し御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、2015年に国連サミットのほうで採択されました2030年に向けて国際社会の共通目標で、17の目標と169項目のターゲットというものが掲げられたところです。それが持続可能な開発目標、SDGsと言われるものでございます

けれども、SDGsとは、全世界すべての人たちが持続的に人間らしく生きるための開発目標というところでは、それを受けて、日本においても2016年にSDGsの実施方針が出され、自治体に各種計画の策定に当たってはSDGsの要素を最大限に反映するよう奨励をされております。これについては、国も自治体に進めるように要請をしているというところがございますので、先ほど上位法がということで稲留議員さんから御指摘があったところですが、上位法というものは特にございませんけれども、国あるいは日本国レベルでSDGsを推進していきましょうという方向性が出ておりますので、それにのっとり本町でもその方向性を、今回、条例という形をお願いをするというところがございます。

以上です。

○議長（小野光夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第18号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第23 議案第19号 鹿屋市との間において締結した定住自立圏形成協定の変更について

○議長（小野光夫君） 日程第23、議案第19号「鹿屋市との間において締結した定住自立圏形成協定の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、大隅圏域の課題解決に向け、定住自立圏構想における現行の取り組みを推進するため、鹿屋市と大崎町との間において、平成21年10月7日に締結した定住自立圏形成協定の一部を変更したいので、大崎町定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例の規定に基づき提出するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○企画調整課長（上橋孝幸君） それでは御説明いたします。

本協定書は、2009年10月に鹿屋市と大崎町が締結いたしました大隅定住自立圏の形成に関する協定に基づき、関係市町が連携して推進する具体的取り組み等が示されている大隅定住自立圏共生ビジョンの第2次期間が2014年度から20

18年度までとなっておりますことから、2019年度から2023年度までの第3次期間に向けた協定内容の見直しを行うものでございます。

見直しは、名称の変更や圏域への誘客促進に係る取り組み内容の文言の修正が主であり、これらに該当する部分について協定書の別表を変更するものでございます。

それでは、別冊の新旧対照表で御説明いたしますので、新旧対照表のページを御覧ください。なお、表の右側が変更前、左側が変更後となっており、アンダーライン部分が変更箇所でございます。

別表第1につきましては、産業振興の項目において、第2次期間中に大隅加工技術研究センターが設置され、正式名称や事業内容、地域内事業者に対する支援体制が確定したことに伴う記載の変更となっております。

次に、3ページをお開きください。別表第2につきましては、地方公共交通の項目において、2018年にさんふらわあの新造船が就航したことに伴う利用促進が記載されております。

次の4ページをお願いいたします。地域内外の住民との交流、移住促進の項目は、同じく2018年に株式会社大隅観光未来会議が大隅地域の民間事業者等により設立され、大隅地域における観光振興の担い手が拡大したことに伴う記載の変更となっております。

以上が、今回の協定書の見直しとなっております。よろしくをお願いいたします。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第19は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第19号は可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第19号は可決されました。

-----○-----

○議長（小野光夫君） 以上をもって、本日の日程の全部を終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。どうも御苦労さまでした。

-----○-----

散会 午後2時57分

第 2 号

3月14日 (木)

平成31年第1回大崎町議会定例会会議録（第2号）

平成31年3月14日
午前10時00分開会
於 会 議 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名（1番，2番）
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第1号 平成30年度大崎町一般会計補正予算（第6号）
(総務厚生常任委員長報告)
- 日程第4 議案第2号 平成30年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第2号)
(総務厚生常任委員長報告)
- 日程第5 議案第3号 平成30年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号)
(総務厚生常任委員長報告)
- 日程第6 議案第4号 平成30年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算
(第2号)
(総務厚生常任委員長報告)
- 日程第7 議案第5号 平成30年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算
(第4号)
(文教経済常任委員長報告)

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

- | | |
|------------|-------------|
| 1番 児 玉 孝 徳 | 7番 中 山 美 幸 |
| 2番 稲 留 光 晴 | 8番 上 原 正 一 |
| 3番 諸 木 悦 朗 | 9番 中 倉 毅 |
| 4番 宮 本 昭 一 | 10番 長 重 充 輝 |
| 5番 中 倉 広 文 | 11番 神 崎 文 男 |
| 6番 吉 原 信 雄 | 12番 小 野 光 夫 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	東 靖 弘	農林振興課長	川 畑 定 浩
副町長	千 歳 史 郎	耕地課長	福 永 敏 郎
教育長	藤 井 光 興	建設課長	時 見 和 久
会計管理者	東 正 隆	農委事務局長	大 地 敏 郎
総務課長	中 倉 幸 二	水道課長	高 田 利 郎
企画調整課長	上 橋 孝 幸	教委管理課長	川 添 俊 一 郎
住民環境課長	小 野 厚 生	社会教育課長	今 吉 孝 志
保健福祉課長	中 村 富 士 夫	税務課長	本 高 秀 俊

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	下 村 俊 郎
次長兼調査係長	宮 本 修 一
次長兼議事係長	垣 内 吉 郎
庶務係主幹	西 ゆかり

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（小野光夫君） おはようございます。これより、本日の会を開き、直ちに会議いたします。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小野光夫君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、児玉孝徳君、及び2番、稲留光晴君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 一般質問

○議長（小野光夫君） 日程第2「一般質問」を行います。

一般質問は、通告順に許可いたします。まず、4番、宮本昭一君の質問を許可いたします。

○4番（宮本昭一君） 私は、さきに通告しておきました新年度の施政方針についてと、子どもの虐待について、及びごみの分別についてを問うの3件について質問をいたします。

はじめに、1件目の新年度の施政方針についてお尋ねをいたします。

町長は、5期目の私の公約として、人は地域活動の原動力、対話を重んじ、産官学との連携で未来へつなぐまちづくりに挑戦ということで、10項目の公約を掲げて、着々とその実現に向けて頑張っておられるところでございます。5期目の途中ではありますが、これまで将来ビジョンと総合戦略で掲げた取組を着実に実行され、その間、数々の実績を残されているところであります。環境問題において、資源リサイクル、ごみリサイクル11年連続日本一など、また、これに伴い、昨年12月に、首相官邸において第2回ジャパンSDGsアワード内閣官房長賞を、全国の自治体の中で唯一の受賞を受けておられます。

そこで、まず1点目の、これまでの施政政策評価をどのようにとらえているかについてお尋ねし、1回目の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

これまでの政策評価についての御質問でございますが、私は、町民の皆様からの信託を賜り、一昨年12月に、引き続き町長として5期目の任を拝命いたしました。そして、町長として5期目に入った初年度、すなわち昨年の施政方針でございますが、その中で、人、物、経済といった資源の循環が大事であると述べ、具体的な施策として、学校給食費補助制度の拡充、リサイクル未来創生奨学金制度、まも

なく供用開始されますジャパンアスリートトレーニングセンター大隅の整備と合わせ受け入れ体制づくり、ふるさと納税を活用した教育環境の充実と温室効果ガス排出量削減カーボンマネジメント、そして水田の圃場の整備を上げさせていただきました。これらの施策については、関係各署の御協力をいただきながら、既に実施済のものも含めて、おおむね順調に行われているものと考えております。

また、町長に初当選した平成13年当時から現在までを振り返りますと、市町村合併問題や口蹄疫などの防疫対策、大規模な災害など、本町の将来を案じることも数多くございました。しかしながら、ただいま申し上げましたような難局も、議会の皆様をはじめとする多くの方々の御協力もあって、無事に乗り越えることができ、また、最近では、全国上位にランキングされるふるさと納税による地元経済の活性化、資源リサイクル率11年連続日本一の達成による注目度の向上など、平成30年度の実績とあわせ、町政を順調に運営できたと自己評価しております。

以上です。

○4番（宮本昭一君） 　ただいま町長から答弁いただきましたけれども、学校給食費の制度の補充、それからリサイクル未来創生奨学金の制度と、それからいろんなもろもろ、ふるさと納税の地元経済活性化、それと資源リサイクル関係まで、町政を順調に運営できたということで自己評価をしていますという答弁でございましたが、今後もこのすべての公約が実現するように頑張っていたきたいと思っております。

それでは、次に、2点目の、施政方針の重点施策についてお尋ねをいたしたいと思っております。

施政方針の中で、本年度の予算案においては、持続可能なまちづくりと未来への投資を大きな柱として掲げておられるところでございますが、これを全力で取り組んでいきたいという所存であるということをおっしゃっていただいております。この関係について、施政方針の中の9項目ほどを、1点ずつお尋ねをいたしたいと思っております。

まず、持続可能なまちづくりと未来への投資を大きな柱として掲げているが、具体的にはどういうことであるか、お聞きいたしたいと思っております。

○町長（東 靖弘君） 　お答えいたします。

本年度予算案において、持続可能なまちづくりと未来への投資を大きな柱として掲げさせていただき、そして具体的な施策としてSDGs、すなわち持続可能な開発目標関連、プレミアム付き商品券事業などの社会保障関連、小学校の大規模改造などの教育関連、圃場整備等の農業関連、三文字地区排水対策等の防災関連、陸上競技の聖地実現に向けた取組等のスポーツ関連の6つを申し上げます。

先ほどの御質問でもお答えいたしました。これまでの政策評価として、おおむ

ね順調に町政が運営できたものと自己評価しております。しかしながら、順調に運営できた部分がある一方で、今なおとまらない人口減少、空き家増加、各種産業の担い手不足などの課題も山積しており、これまでも様々な施策を講じているものの、抜本的な解決には至っていない部分も多々ございます。

その一方で、これらの課題に加え、年々増え続ける業務を、限られた職員数で対応するには限界があり、住民の皆様の要望に応えながら様々な地域課題を解決していくことが厳しいと言わざるを得ない状況が続いております。これからも、この状況は今後も続くと思われ、このまま何も手を打たずにいた場合、自治体の持続可能性が危ぶまれると言っても過言ではないと思われまます。

そこで、職員数を増やすことは難しい中、このような状況を打破するためには、研修等により職員個々の資質を向上させるか、または外部からの人材を招致する必要があるとの考えに至りました。このような考えから、施政方針でも述べましたように、昨年4月の慶應義塾大学SFC研究所、鹿児島相互信用金庫との連携協定、ことし1月の一般社団法人リバースプロジェクトとの地域おこし企業人交流プログラムに伴う人材派遣協定、地方創生を担う人材の招致及び慶應義塾大学大学院への職員派遣研修による人材育成を図り、人口減少、空き家等の課題解決を図り、持続可能なまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○4番（宮本昭一君） ただいま、具体策の施策として、持続可能な開発目標の関連とか、それから社会保障関連の問題、それから教育関連、そして防災関連、それからスポーツ関連の6つがあるということでありました。

地方創生を担う人材の招致、慶應義塾大学大学院への職員派遣研修による人材育成とか、それから人口減少に関するもの、それから空き家等の課題解決を図るということで、やはり、先ほど言われました持続可能なまちづくりを進めるという答弁でございましたので、この招致については、職員派遣の研修については、実のあるものにしていただきたいとこのように考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次にSDGsの理念を踏まえながら、地域課題の解決に向けて取組を進めるということがありますが、どのような地域課題なのか、これについて答弁をお願いいたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

2015年に国連で採択されたSDGs、すなわち持続可能な開発目標においては、誰1人取り残さないという理念のもと、貧困をなくそう、住み続けられるまちづくりをパートナーシップで目標を達成しようなどの17のゴールが、2030年

までの開発目標として設定されております。この理念及びゴールに基づき解決すべき地域課題として、先ほどの質問でもお答えいたしました人口減少、増加する空き家、各種産業の担い手不足、外国人技能実習生などの増加に伴う多文化共生社会の構築、リサイクルに係る物理的・心理的不安の解消などの事項を認識しているところでございます。

以上です。

○4番（宮本昭一君） ただいま答弁がありました。やはり地域課題として、先ほども申されましたことと一緒に人口減少云々関係、それから増加する空き家。各種産業の担い手が、今、不足を非常にいたしておりますけど、その関係。それから、その関係で外国人の技能実習生等の増加に伴う構築とか、リサイクルに係る物理的な関係とかいろんなものを解消を認識しているというような答弁でありましたけれども、今後、人口減少をいかにくいとめるか、そしてまた、増加する空き家の利用、大きな課題であると思いますので、この対策はしっかりと講じていただきたいと思いますが、いかがですか。

○町長（東 靖弘君） 先ほどお答えしたんですけれども、どうしても、日本全国そうですけど、我々の地域もなかなか人口減少がとまらないという状況であります。それを反対に置きかえれば、若者の人口流出ということが進んでいるということでもありますので、このことをいかにくいとめていくかということでリサイクル奨学金制度等もつくってまいりました。これから、そういったのは効果があらわれてくるものと期待をしているところであります。やはり地域の活力ある、にぎわいのあるまちをつくるというものの中で人でもありますので、リバースプロジェクトとの協定等も結んでおりますが、地域の空き家等の課題、また、そういったことも含めながら、活力あるまちという方向で進めていきたいと考えております。

○4番（宮本昭一君） ただいまの答弁の内容ですね、しっかりとやっていただきたいと思えます。

次に、鹿児島相互信用金庫、それから慶應義塾大学SFC研究所と連携して、具体的に何をしようとしているのかについてお尋ねをいたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

昨年4月に慶應義塾大学SFC研究所、鹿児島相互信用金庫との三者で、大崎町リサイクル未来創生プログラムの研究開発と推進に関する協定を締結いたしました。連携協定締結に至った経緯、内容につきましては、昨年6月議会での行政報告及び9月議会での大崎町リサイクル未来創生奨学金基金条例についての御審議いただいた際にも説明させていただいているかと思いますが、改めて連携事項と具体的な内容を申し上げます。

まず1点目は、大崎町の地方創生地域活性化グローバル戦略・未来戦略に関することでございます。これは、協定三者による大崎町リサイクル未来創生会議において、それぞれの項目について共同での研究開発に取り組むものでございます。昨年9月議会で御可決いただきましたリサイクル未来創生奨学制度や今後のSDGs、持続可能な開発目標に関する検討も、この会議で行っております。

2点目は、リサイクル奨学パッケージの研究開発推進普及に関することでございます。これにつきましては、先ほど申し上げましたリサイクル未来創生奨学制度を含む奨学制度全般の研究開発・推進普及でございます。既に、基金条例は制定され、また奨学ローンは創設されており、今後、利用者増加に向けた普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

3点目は、地方創生や地域おこし、社会イノベーションを担う人材の育成と交流に関することでございます。これは、慶應義塾大学教員による助言・指導、鹿児島相互信用金庫による協力、慶應義塾大学の学生などによる本町の魅力を探るためのフィールドワーク研修、慶應義塾大学大学院への職員派遣研修による人材育成、そして地域おこし研究員の任用などでございます。

フィールドワーク研修においては、既に昨年6月と本年1月の2回、慶應義塾大学の学生、鹿児島相互信用金庫等民間企業の職員、そして本町の職員も参加して開催をしております。地域おこし研究員については、現在まで3名を任用しております。

4点目は、甲、乙、丙の知的・人的及び物的資源の活用に関することでございます。これにつきましては、協定三者の人的及び物的資源、例えば鹿児島相互信用金庫の店舗や施設などを活かした地方創生などを共同で検討するとしております。これまで、慶應義塾大学SFC研究所、鹿児島相互信用金庫との協議を重ね、ことし1月の地域おこし企業人交流プログラムに伴う人材派遣協定を締結した一般社団法人リバープロジェクトを中心に、まちなぎわい創出等に資することができないかと検討をしております。

以上でございます。

○4番（宮本昭一君）　ただいま具体的に4点ほどをお示しいただきました。

社団法人リバープロジェクトを中心に、まちなぎわいの創出を図るというようなことではございますが、このにぎわい創出などに資することができないか検討をしております。というように答弁でございましたので、これについてはしっかりとやっていただきたいと思っております。

それから、次に入りますけれども、次に、地域おこし企業人交流プログラムに伴う人材派遣協定を、一般社団法人リバープロジェクトと締結しているが、具体的

に何をしようとしているのか、どういう人たちかについて答弁をいただきたいと思
います。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

地域課題の解決に向け、慶應義塾大学SFC研究所、鹿児島相互信用金庫との協
議を重ねる中で、全国各地で地方創生に関する様々な取組実績がございます一般社
団法人リバースプロジェクトを御紹介いただき、また、同法人が本町のリサイクル
など地域性を活かした取組に関心を抱かれたことから、本年1月に、地域おこし企
業人交流プログラムに伴う人材派遣協定の締結へつながっております。

法人の概要といたしては、本社を東京都港区に置き、基本理念を人類が未来の地
球に残るために、とする法人でございます。これまで、山梨県富士吉田市、富
山県南砺市、宮城県東松島市などの全国各地で、環境、教育、まちづくり、文化芸
術振興等の取組実績がございます。本町においては、資源リサイクル活用などに関
する研修受け入れ事業、空き家を活用した地域のにぎわいの創出、教育環境の充実
に向けた環境整備を主に取り組むこととしており、地域おこし研究員とともに、町
民の意向調査や研修プログラムの構築などを順次進めていく予定でございます。

以上でございます。

○4番（宮本昭一君） ただいま、本町において資源リサイクルの活用に関する研修受
け入れの事業、それから空き家を活用した地域のにぎわいの創出、それと教育関係
の充実というような環境整備を主に図るといような、取り組むといようなこと
でございます。

地域おこし研究員とともに、町民の意向調査を実施するというふうに、ただいま
答弁されましたけれども、この意向調査はどのような内容でされるのか。この意向
調査の研修プログラムですけれども、構築などを順次に進めるということで、意向
調査を進めるといようなただいまの答弁でございましたけれども、どのような方
法であるのかについてお尋ねをいたします。

○町長（東 靖弘君） ただいまの答弁の中で、資源リサイクル活用に関する研修の受
け入れ事業とか、空き家を活用した地域のにぎわいの創出づくりとか教育環境の充
実に向けた環境整備とかそういったものを、地域おこし研究員とともに実行してい
きたいという答弁をいたしております。やはり、これらに対して、例えば教育の中
では、現在の保護者の方々の意見を聞いたりとか、あるいは学生等の、高校生等の
意見を聞いたりとか、やはり教育環境が整っていくようなそういった意向調査、そ
のすべてじゃないですけれども、抽出しながらそういうことをやったりとか、やは
り空き家に関しても様々な空き家を解消する、空き家の所有者の方々にとっても様
々な思いがあるわけですから、そういったこと等についての考えを聞いたりとか、

現場に足を運んで意向調査をやったりとか、主にはそういったことになってくると思いますが、本町のこの活動の中で、まだまだ本町の埋もれている地域資源とか課題とかそういったものがありますので、そういったこともそのときに気づいていったときに、合わせてそういったことにも取り組んでいけるようになればと思っております。

以上です。

- 4番（宮本昭一君） この意向調査については、るる行うというようなことで答弁をいただきましたが、意向調査というのは非常に大切なことであります。やはり住民の意見という、いろんな、ただいま言われた保護者の意見なり、十分住民の意見を吸い上げてですね、よく検討をしていただきたいと。この意向調査は本当に大事なことであります。これをもとにして、大崎町がよりよくなりますように頑張りたいと思います。

次に、地方創生を担う人材の招致ということについては、どういうことかについてお尋ねをいたしたいと思っております。

- 町長（東 靖弘君） お答えいたします。

御質問のとおり、施政方針の中で地方創生を担う人材の招致と申し上げました。これにつきましては、地域課題の解決及び地方創生に関する取組を、慶應義塾大学SFC研究所、鹿児島相互信用金庫との連携協定に基づき推進するものでございます。

先ほどの答弁において、年々増え続ける業務に対し、職員数を増やすことが難しい中、住民の皆様の要望に応えながら様々な地域課題を解決していくためには、研修等により職員個々の支出を向上させるか、または外部からの人材を招致する必要があるとの考えを申し上げました。

施政方針における地方創生を担う人材招致とは、この外部からの人材招致のことでもございまして、本年1月に協定を締結した一般社団法人リバースプロジェクトからの人材派遣及び同法人の事業などを進める地域おこし研究員任用をはじめ、平成31年度に予定しております次期総合戦略策定業務について、JICA、国際協力機構の職員等がインターンとして本町に協力したい旨の希望もいただいております。ほかにも、本町の取組に共感された方々の希望も複数ございまして、このような外部の人材と本町職員がともに課題解決に向けた業務に当たりたいと考えております。

以上でございます。

- 4番（宮本昭一君） 今、様々な業務に当たっていくということでもございますので、地方創生を担う人材の招致ということについては、しっかりとした形でやっていた

だきたいと思います。

それから、ただいまですねこの答弁の中で、外部からの人材招致であり、外部の人材と本町職員がともに問題解決に当たりたいと考えているという答弁であります。次期総合戦略に向けて、しっかりとやっていただきたいというふうに思っております。

次に、慶應義塾大学大学院への職員派遣研修により、人材育成ができるのかということについてお尋ねをいたしたいと思います。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

これまでも、職員の資質向上のために、自治大学校や鹿児島県庁等への派遣研修を実施してまいりました。本町だけでなく、他の自治体の職員や業務に触れる研修は、本町職員の資質向上に一定の成果を上げていていると考えております。しかしながら、これまで以上に急速に進む少子高齢化や激動する社会情勢、厳しい財政状況の中、地域課題を解決するためには、従来の手法だけでは対応できない時代に来ていると感じております。

そこで、地方分権時代の地方公共団体における重要な政策課題を解決するため、高度な学力、専門的知識、政策形成能力及び企画立案能力を身につけるとともに、国際的な視点及び深い洞察力を養い、その成果を本町行政に反映させることを目的に、連携協定先でございます慶應義塾大学大学院への職員派遣研修を実施することにより、人材育成はできるものと考えております。

○4番（宮本昭一君） ほかの自治体の職員や業務に触れる研修は、本町職員の資質向上に一定の成果を上げていていると考えているということでございます。職員派遣研修を実施することにより、人材育成はできてくると思っているという答弁でございます。

必要性は理解できましたので、これについては、本町は初めての取組ということでございますので、是非頑張ってくださいというふうに思っております。

次に入りますけれども、研修対象者及び人員数についてお尋ねをいたしたいと思っております。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

企画調整課の宮下功大主事1名を派遣する予定でございます。

以上でございます。

○4番（宮本昭一君） ただいま、企画課の宮下功大主事の1名を派遣するということでございますので、しっかりとやっていただきたいと思っております。

次に、研修期間についてと学費の補助とは何かについてお尋ねをいたしたいと思っております。

○町長（東 靖弘君） 研修期間につきましては、大学院修士課程は2年間となっております、最初の半年間は神奈川県慶應義塾大学大学院での受講となりますが、残りの1年半は役場での勤務を行いながら、パソコン等を活用した遠隔講義を通じての研修を予定しております。派遣命令に基づく研修でございますので、本来、町が負担すべきものでございますが、大学院への学費等の納付が本人名義となるために、一旦本人が支払い、町が補助する研修補助金の形をとらせていただきました。

以上でございます。

○4番（宮本昭一君） ただいま、研修期間については2年間であるということと、半年間は大学で受講ということですね。それから、1年半あとは、役場でパソコン等による遠隔講義というような研修ということで、町が補助する研修補助金の形になるというようなことでありました。これについては、私は研修の結果を期待しておるものでございますので、しっかりと取り組んでいただきたいなというふうに考えております。

次に、消費税引き上げに伴う、低所得それから子育て世帯向けプレミアム商品券の、町としての手法についてお聞きしますが、これについては10月から8%から10%に消費税が引き上げられる予定であり、地域経済への影響の平準化に向けた施策であるようでございますが、予算委員会で課長から若干の説明はありましたけれども、実施の対象者は理解しておりますが、実施に当たっての詳細な手法等について、再度お尋ねをいたしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問は、実施に当たっての具体的な手法を問うということでございますので、担当課長の答弁とさせていただきます。

○保健福祉課長（中村富士夫君） それでは、ただいまの御質問についてですけれども、まず、事業の目的は、消費税、地方消費税引き上げが、低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起することを目的としております。

対象者は、2019年度住民税非課税世帯、課税基準日が2019年1月1日と、3歳未満の子が属する世帯の世帯主、今のところ6月1日現在ということでございます。

購入限度額は、住民税非課税世帯の該当者、券面額が2万5,000円で販売額が2万円でございます。3歳未満の世帯主該当者、券面額が2万5,000円で販売額が2万円で、3歳未満の子どもの数で、商品券は額面1枚500円を予定しております。割引率は20%。プレミアム補助額が5,000円でございます。

使用可能期間は、2019年10月から2020年3月までの期間を予定してお

ります。

取扱事業者は、町内の店舗を幅広く対象として公募する予定でございます。

町内の対象者は、住民税非課税世帯対象者3,950人と3歳未満450人の合計4,400人を見込んでおります。

予算は、プレミアム分を2,200万円、商品券引換事業等の経費を599万5,000円、その他の経費等を合わせまして合計で3,200万7,000円を予定しております。

今後の予定でございますけれども、2019年10月1日には、対象者の方々が商品券を使用できる状態にしたいと考えております。このため、4月から6月にかけて、町民向けの商品券事業の周知、7・8月頃に低所得者向けの申請受付、審査、決定を行い、そして9月頃に低所得者及び子育て世帯分ともに、購入引換券を送付いたします。10月1日には、商品券を販売し、商品券が店舗で使用できる状態にしたいと考えております。最後に、10月から3月にかけて、商品券の換金を予定しております。

次に、実行体制でございますが、基本的には、国が各市町村における過去の商品券事業の枠組をできるだけ活用するという考えから、商工会への補助事業、または商工会と町により実行委員方式での補助事業のどちらかを考えております。どのような体制になるかにかかわらず、対象者の抽出から申請受付、審査、決定の事務や購入引換券の送付は、町が行う予定でございます。それ以外の参加事業者の募集、商品券の作成や販売、商品券の換金といった部分を商工会にお願いしたいと考えておりますが、この部分につきましては商工会との最終協議がまだできておりませんので、今後また協議をして、決定をしたいと考えております。

以上でございます。

- 4番（宮本昭一君） このプレミアム商品券については、前回、同僚議員がプレミアム商品券の実施に向けた質問をした経緯がございますけれども、ただいま課長から答弁をいただきましたけれども、商品券の使用、それから引換券、それから実行体制についての商工会への補助事業、それから、または商工会と町による実行委員会方式で、どちらかを考えているということでございましたので、商品券については、低所得者と3歳未満の家庭というようなことでございましたので、前のプレミアム商品券とは違った形であろうかと思えます。これについては、制限に沿った形で実施されると思われまので、これはその該当する方、必要な方は取り残されることはないだろうというふうに思っておりますので、しっかりと、これもやっていただきたいと思えます。

次に、2件目の、子どもの虐待についてお尋ねをいたしますけれども、町長もご

存じのとおり、千葉県野田市立4年生の栗原心愛さん10歳が、両親の虐待を受けて、1月24日に自宅の浴槽で死亡したという事件が発生しまして、両親が逮捕されております。福岡では小学2年の女兒が両手を縛られて、裸で水風呂に押し入れて怪我をさせたということで母親が逮捕をされているようであります。

今の少子化時代に、子どもは本当に宝であります。1人でもこういうことがあって死亡するようなことがあってはならないことですので、このような虐待が後を絶たないということは、非常に残念でならないところでございます。

それで、1点目の、本町における子どもの虐待の実態はないのかについてお尋ねをいたします。これについてはほかにも各地で事例がいろいろあるようですけども、町長、本町においては虐待などが疑われる実態はないですかについて、お尋ねします。

○町長（東 靖弘君） 本町における子どもに対する虐待の実態はないかという御質問でございますが、近年、全国的に、保護者による児童虐待の問題が報道され、深刻な社会問題となっております。

児童虐待は、殴る、蹴る、激しく揺さぶるなどの身体的虐待、性的虐待、家に閉じ込める、食事を与えないなどのネグレクト、言葉による脅かし、無視などの心理的虐待がありますが、このような中で、本町の実態につきましては、平成28年から平成30年度までに、学校、保育園等から4件の通報がございました。

うち1件は、平成29年度において、ネグレクトによる虐待と認定しており、食事や風呂の提供を日常的に行わないことや、医療機関への受診を適切に行わない事案でございました。この事案につきましては、児童相談所等と協議を重ね対応し、現在も、保健師等が訪問活動などを実施し再発防止に努めているところであります。残りの3件につきましては、あざが見られるといった報告から、保健師等が対象児童に面会の上、事情や怪我の程度を確認し、日常的に虐待を受けているとは認められないものと判断しており、今後も見守りや保健師による訪問等を継続的に行ってまいります。

以上でございます。

○4番（宮本昭一君） ただいま町長から、本町の実態については、平成28年から平成30年度まで、学校あるいは保育園の4件の通報があったということでありました。

それで、このことについては関連がありますので、次に、2点目の、虐待に対する対応策はどのように考えているのかについてお尋ねをいたしたいと思っております。

○町長（東 靖弘君） 虐待に対する対応策につきましては、虐待を受けている子どもや支援を必要としている家庭を早期に発見し、適切な保護や支援を図るために、大

隅児童相談所等との関係機関と情報や考え方を共有し、適切な連携に努めているところでございます。

また、広報紙等を活用し、児童虐待防止の啓発活動を実施し、万一の有事の際には、児童相談所や医療機関、警察に迅速に連絡するなど、子どもの尊い生命を守るために、的確な対応ができる体制に努めております。

以上でございます。

○4番（宮本昭一君） ただいま、万一の場合は、児童相談所とかそれから医療機関、警察等に連絡して、的確な対応ができる体制に努めるという答弁でございましたので、それについては適確な形で、本当にやっていただきたいと思えます。

それでは、的確な対応ができる体制に努めているということでありましたけれども、虐待に対するマニュアル的なものができているかについてお尋ねをいたしたいと思えます。

○町長（東 靖弘君） ただいまのご質問につきましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○保健福祉課長（中村富士夫君） 虐待に対するマニュアル的なものができているかという御質問ですけれども、マニュアルにつきましては、関係機関等との連携を図るため、共通の認識のもと、緊急を要する事案から緊急性が低い事案等、案件ごとの対応策をフロー図化してマニュアルを作成しているところでございます。

○4番（宮本昭一君） ただいま課長から、マニュアルについてはできているということでございましたので、これについては了解いたしました。

それではですね、教育長にお尋ねをいたしたいと思えますが、ただいま、学校としても、町長の答弁の中でありましたように、虐待が件数的にはあったというような答弁であったようでございますが、虐待などがあった場合、教育長としては、教職に対しましてどのような対策を指導しているかについてお尋ねをいたしたいと思えます。

○教育長（藤井光興君） お答えします。

教育委員会としては、どんな対応策をしているかと、学校をどのように指導しているかということだと思いますけれども、児童虐待については、問題は報道等で取り上げられているとおりであります。

本町の小中学生についての虐待の状況を見ますと、直近の2年間で3件、虐待が疑われる情報提供があり、町の保健福祉課や大隅児童相談所と連携を図り対応したところであります。詳細につきましては、個別案件となりますので答弁を控えさせていただきます。

学校の役割としてまず上げられるのは、児童虐待を探知し、専門家へ橋渡しをす

ることです。学校の教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならないということが、児童虐待防止法第5条1項にうたわれております。つまり、これが早期発見の努力義務です。そして、何人も問わず、学校の先生だけじゃなくてですが、何人も問わず、児童虐待を受けたと思われる児童・生徒を発見した者は、速やかに児童相談所へ通告しなければならないと。これは、同法の6条1項にうたわれております。これが、通告義務に当たります。

これらのことを踏まえまして、大崎町教育委員会では、町内の学校に児童・生徒虐待対応マニュアルの策定を指示し、現在、すべての学校にマニュアルが備わっている状況であります。

マニュアルは、事案が発生することを想定した対応が整理されております。具体的な対応でいきますと、毎朝子どもたちが登校するときや健康観察において、子どもが発するサインがないかを観察することです。もし、職員がサインを見つけたら、管理職を通じて、町の教育委員会、町の保健福祉課、大隅児童相談所へ連絡することになっています。町教育委員会と町保健福祉課、大隅児童相談所は、このような事案が入りますと、すぐに互いに情報を共有して細やかな実態把握を行っております。その上で、保護者や児童・生徒への適切な対応を行いながら、支援計画を策定し、実施するようにしているところです。なお、情報を共有する際には、児童虐待防止法第7条で規定されていますように、通告者の安全確保を行うために、情報漏えいがないように情報管理を徹底しております。

以上です。

○4番（宮本昭一君） ただいま教育長の答弁では、マニュアルはできているというような答弁でありまして、さらに防止法を上げての答弁でございました。

やはり、児童の変化、申されました、いろんな、あざとか何とかというのが、身体検査は今現在はどんなふうなのかわかりませんが、見た感じで、そういう子どものサインを絶対に見落とさないということについては十分気をつけていただきまして、この虐待を少しでもなくするように頑張っていたいただきたいと思います。

それから、もう1点お聞きいたしますが、文科省が、これは新聞等に出ておりましたけれども、文科省が再発防止策をまとめ次第、全国の教育委員会などに通知するというようなことが出ておりましたけれども、この通知については、まだ早いかもわかりませんが、来ているかどうか。これについて通知が来ておりませんか、どうですか。

○教育長（藤井光興君） お答えします。

二、三日前の新聞に出ていましたが、まだ文科省のほうも検討中みたいで、しっ

かりとできあがってから下りてくるとは思いますけど、まだ現在のところ、町教育委員会までは届いておりません。

以上です。

○4番（宮本昭一君） まだ、詳細な通知は届いていないということでございますので、これについては了解いたしました。

次に、3件目の、ごみの分別についてお尋ねをいたしたいと思います。

1点でありますけれども、家庭から出るガラスや割れたビンなどのリサイクルと分別方法についてお尋ねをいたします。これについては、現在、ガラスや割れたビンは、新聞紙等に包んで青袋で一般ごみとして出すようになっておりますけれども、町民の数名の方から、新聞紙に包む段階で手を切ったり、あるいは運ぶときに飛び出てきたりとか、怪我をすとかいうような相談を受けまして、何とかならないかというような相談を受けておりますので質問をさせていただきましたけれども、実は、私も自分の不注意で指を怪我したことが何年か前にありますが、このようなことから、リサイクルできないかについてお尋ねをいたします。

○町長（東 靖弘君） 家庭から出るガラスや割れたビンなどのリサイクルと分別方法についての御質問でございます。

現在、ガラスや割れたビンについては、一般ごみで処理することとなっております。ガラス類のリサイクルはできないかという、分別に前向きな質問と理解しております。

現状では遠方でリサイクルしている業者がありますが、処理費及び運搬コストが大きくなることと、ガラス類の量の全体に占める割合が非常に低いため、リサイクルをせず埋め立て処分をお願いしている状況であります。

今後、近隣でのリサイクルできる業者ができて、処理費等のコストが安くなれば、分別してリサイクルすることも考えられますが、現在のところ、町としては考えておりません。

○4番（宮本昭一君） ただいま、ガラス分類の業者におけるリサイクルは、確かカナザワがやっているんじゃないかなというふうに思っておりますが、このリサイクルについてはいろんな形で、運び方で怪我をしたりとか、いろんなそういうのもございます。それから、ただいま、衛生自治会とか委託業者等で協議をしてみたいということでございますけれども、出し方の方法が簡単になるという思いがありますので、その方法をですねいろんな、例えば、私がちょっと間違っております。済みません、議長、再度お願いします。

このリサイクルは、現在のところ考えていないということでございますけれども、それは収集所にバケツを置いて、町民の皆さんがそれに直接入れる方法の回収

はできないかと思っておりますので、お尋ねをいたしたいと思っております。

○町長（東 靖弘君） 先ほど、リサイクルのガラス類の全体に占める割合が非常に低い
ため、リサイクルはせず埋め立て処分をお願いしておりますというお話をしたと
ころだったんですが。ちなみに、大崎町でデータとして上げている分では、3カ月
で約2キロしかないということなんですね。そういったことから、埋め立て処分と
いう形をとらせていただいております。

しかしながら、出される方々が新聞紙に包んで出す前に手を怪我をされたりとか
そういったことは、宮本議員さんからの御指摘でそれも理解できるところでござい
ます。

バケツ等を置いて回収できないかという御質問につながってきておりますけれど
も、回収品目の追加や住民への負担、バケツ等の資材の準備など、収集運搬作業
者の安全性などを考えながら、衛生自治会や委託業者ともこのことについては協議
してみたいと思っております。

以上でございます。

○4番（宮本昭一君） これについては、ただいま衛生自治会とか委託業者とかと協議
をしたいということでございますけれども、キロ数としては少ないということであ
りますが、やはりこの分別の仕方についてはですね是非前向きな検討をお願いした
いと。やはり、これは住民の方が新聞紙にいちいち包んで、青袋に入れて運んで来
る。この手間が省けるということの利点もございまして、これについては、ひと
つ前向きをお願いいたしたいと思っておりますので、いい方向で検討をしていただき
たいとこのように要望をしておきたいと思っております。

以上で、私のすべての質問を終わりたいと思っております。

○議長（小野光夫君） 次に、2番、稲留光晴君の質問を許可いたします。

○2番（稲留光晴君） 日本共産党の稲留です。通告書に基づき、4件について質問を
いたします。

私は、ここ1カ月余りかけまして、住民の皆さんにアンケートをお願いしてあり
まして、今、多数の声が届いているところでございます。大崎町は、リサイクル連
続11年日本一であります。しかし、住民の皆さんは、日本一より住みやすいまち
にしてほしいとの思いが、住民アンケートに書かれております。

それで、ごみ分別困難者への現状と対策はどうなっているかについて。町長は、
施政方針でも、住んでみたいまちづくりを進めると述べられております。転入され
た方へ、大崎方式をスムーズに受け入れてもらう対応は十分なのか。現状と対策を
最初の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） お答えします。

転入された方への対応は十分かについての御質問でございます。住民環境課におきましては、転入者の方に対しまして、窓口での転入届出の手続き後、必ず環境対策係でゴミ分別についての説明を受けていただくよう御案内いたしております。説明につきましては、本町は、分別することで埋め立てゴミの減量化に積極的に取り組んでいるリサイクルのまちであることを説明をしております。また、分別に関しましては、転入者が居住する最寄りのごみステーションを管理している衛生自治会への加入の手続きをしていただいた後、衛生自治会費の納入とゴミの分別の種類、分別の仕方、ゴミ回収の曜日等の説明をしまして、ゴミ分別アプリの紹介やチラシ、手引き、油回収用のポリ容器などをお渡ししております。

また、担当からは、転入者が加入された衛生自治会の代表者の方に転入者の通知をいたしますが、転入された方は衛生自治会の代表者の方に転入したことの旨をお伝えするよう説明をして、資源ゴミの分別への御理解と御協力をお願いしております。ほかの自治体より多い分別品目に御協力いただいているので、丁寧な説明に努めているところであります。

以上です。

○2番（稲留光晴君） 今の転入された人へのわかりやすく説明をされていて、衛生自治会への加入を勧めて、料金を払ってもらっているということでございますけどもですね、私も10年前ぐらいに転入をいたしまして、一応パンフレットのなごみの種類のをいただいておりますけども、本当に、先ほども申し上げましたように、アンケートからも聞こえてくるんですが、「うんざりしています」という声があるわけですね。どうしても私が言いたいのは、日本一はやはり続けなければいけないと考えますけども、やはり仕事に追われて朝出す時間がないとかですね、ひとり親家庭とかそういった家庭への手取り足取りということも、私はある程度必要ではないのだろうかと思えます。

やはりこういった、大崎町に住んでみたいというまちづくりを町長は進めていきたいというふうに施政方針でも述べられておりますよね。ですから、その説明だけで大崎方式を是非御理解くださいということだけでいいのかというふうに考えますけども、そういう皆さんの声を町長は十分聞かれていると思えますけども、それで十分なんでしょうか、いかがですか。

○町長（東 靖弘君） 稲留議員さんはアンケートをとってこられて、その結果によって、ひとり親家庭とか仕事を持っていたりとか、そういったことで非常にゴミの分別が難しいというんでしょうか、そういったことでうんざりしているというような御意見でありました。そういったアンケートの結果を具体的に聞かせていただければ、非常にありがたいと思っております。

埋立処分場が満杯になるという状況から、大崎町は焼却炉をつくらないということで、志布志市と一部事務組合をつかってそういう方向で進めてきております。それで、11年連続日本一ですけれども、進めてきているのはもう20年ぐらいになっているわけでありますので、町民の皆さん方の御協力をいただいて、ここまでやってきているということで、その中で高齢化が進んできていたりとか、あるいはひとり親家庭がふえてきたりとか、そういった社会がある程度変わってきているということから、分別が難しくなっているというそういった声がアンケートの中にもあるのかなと思っておりますので、そういった声は真摯に受けとめながら、解決できる部分は解決していきたい。

方向性としては、ごみの分別、ごみの資源化ということは、ずっと志布志市ともに進めていくと考えておりますので、そういった不便なところ、高齢化が進んできて、あるいは身体虚弱の高齢者等がふえてきてそういった中で難しいというようなお声とか、そういったのを聞かせていただければ、また衛生自治会等とも協議しながら、また職員とも協議しながら、できる対応は取っていきたいと考えます。

○2番（稲留光晴君） この前ちょっと、私はある町内の建設業者の社長さんです。ちょっと大崎方式についてお話ができる機会がありました。新しい新宅をつくるのにですね勝手口のところにスペースをつくると、そこに大崎方式で分別しやすいように、27種類ですよ、それを細かく分けれるようなそういう敷地スペースをですね、新築される方につかっていただいて、大崎方式をスムーズに認識して、リサイクルにですね役立ってもらおうよというふうな新築の設計をしているというふうな声も聞いておまして、ああ、すごいなというふうに感心しております。

それとまた、次に入りますけども、自治会に入られた方が抜けられたとか、区外の方とか、自治会に入っていらない方の現状、対策はどうなっているかをお尋ねをいたしたいと思えます。

○町長（東 靖弘君） お答えします。

現在の未加入者の現状と対策についての御質問でございますが、現状につきましては、2月末日現在の未加入者は、全人口1万3,128人中、3,766人で、その割合は28.69%でございます。

世帯数で申しますと、全世帯6,707世帯中、2,060世帯で30.7%であります。

次に、未加入者対策であります。住民環境課の窓口におきましては、新たに本町の住民となられる方の転入手続きに来られた方々に対しまして、職員が手続き後、自治公民館加入手続きの説明や、加えて環境対策係での衛生自治会加入の説明をしながら、加入される予定の自治会の皆様とのコミュニケーションが図れるよ

う、個々の状況に応じて声かけを変えながら、加入に向けてのお願いをしていきたいと考えているところであります。

以上でございます。

○2番（稲留光晴君） やはり、どうしても自治会に入りたくないとかですねそういう方に対してどういうふうに入ってもらってごみ分別をやっていくのかということでございますけど、今の数字は、やはり3割近い方が入られていないですので、地域の方とのそういうごみ出しの連携問題とかというのが、やはりコミュニケーションが取れない状況も出てきますので、そこ辺は行政としても、自治会に加入をしていただいて、スムーズに大崎町の大崎方式ということを御理解してくださいというのとはなかなか難しいんですよ、説明だけでは。そういうふうに思います。

あと、高齢者の方とかですね障がいのある方への現状、対策についてお尋ねをいたします。

○町長（東 靖弘君） お答えします。

高齢者や障がいのある人たちへの現状と対策についての御質問でございますが、その現状は、本年1月末現在、65歳以上の高齢者は4,949人で、障がいのある方は945人で、そのうち、高齢者は700人です。

高齢者等におきましては、年々増加傾向であり、それに伴い、ごみ出しに支障を来す方も増えていると認識しております。

次に、その対策といたしましては、ごみ出し困難者対策事業により、介護認定の要支援者・要介護者及び障がいのある方、合わせて52人をサポートしております。ごみ出しが困難となられた世帯については、ごみ出し困難者対策事業利用申込書に、世帯の状況、ごみ出しができない理由、現在までのごみ出し方法など、利用者の状況を記入し提出していただき、大崎町ごみ出し困難者対策事業実施要項に照らし、現地状況調査等を行った後、利用の可否を決定し、申請人へ通知しているところでございます。

以上でございます。

○2番（稲留光晴君） 今、町長の御説明がございました。

ごみ出し困難者、障がいのある方、あと、介護が必要な方、当然申請をしなければ受けられないと今おっしゃいましたよね。申請をするために、役場に申請を届けられないという方がいらっしやると思いますけれども、みんながみんな申請ができるかと、私はできないと思うんですよ、足がないとかですね。そういった方へはどういうふうに、町としてはやっているんですか。

○町長（東 靖弘君） 御質問のとおりであります。足が悪かったりとか歩行が困難であたったりとかそういったことがありまして、そういった家庭等においては、現

在、ホームヘルパーが訪問していたりしておりますので、今の担当課のほうにお伺いしましたら、ホームヘルパーほかといましようか、そういった方々からの相談があって、それで応じているという状況でございました。

○2番（稲留光晴君） ヘルパーさんを頼んだりですねそういった状況でやっているというふうに思います。

やはりリサイクル連続11年というのは、町としてもこれからも続けていかなければいけないということで、私どももそう考えているんですが、やはり行政のほうで、町長もそうですが、町長と同じ、大崎町は日本一11年を取ってよかったと、町長が享受されている気持ちをですね、やはり住民も同じ気持ちになれるように、私は考えていかなきゃいけないと思うんですよね。町長が、日本一また続けてよかった、大崎の住民の方も、町長と同じ気持ちを持ってリサイクル推進を進めていくというふうな気持ちがですね、増えなければいけないと思いますが、ちょっとその件について、お気持ちをお聞かせいただきたいと思いますが。

○町長（東 靖弘君） 御質問のとおりであると思います。

いろんな会合に出る機会がありますので、私の挨拶の中では必ず、このごみ分別のお話をして、リサイクル率11年連続日本一になりました、あるいは10年とか9年とかそういったときに町民の皆さん方と接するときには、皆さん方のおかげでこういう形がつけられております、と。そのことにおいて非常に高い、共生・共同という絆の部分ですけれども、そういった面で非常に外部からも注目される大崎となってまいりましたと、御協力ありがとうございますというそういった感謝の言葉はいつも伝えているというところではありますが、ただ、特定の人に限られていくわけがありますので、いろんな組織に行ってお話をしますけれども、町民の皆さん方すべてにお会いできるわけでもありませんので、ただ、こういった大崎町の方式とかそういった取組とか、そういったものについてはこれからも十分御理解と御協力をいただけるように懇切丁寧に説明とか、感謝の言葉を述べていきたいと思えます。

○2番（稲留光晴君） 今、町長から、お考えをいただきました。町長の気持ちにですね一歩でも二歩でも近づける住民の皆さんの気持ちになるように、また私たちが住民の皆さんに御理解をしていただくような施策ということで進めていかなければいけないと思います。

それでは、次に、2番目の、住宅リフォーム助成制度の創設を求めることについてであります。3年前に、近隣市町村の経済効果をお示しいたしました。PFI事業だけでは町内の活性化にはつながらないと考えます。町長の施政方針では、ふるさと納税で地場産品の振興を図る中で、大崎町の成長と活性化を目指すと述べられ

ておられます。納税者への返礼品だけに限らず、行政は多方面にわたる職種に目を向けなければならないと考えます。近隣自治体の住宅リフォーム助成制度は、連続して予算を取って、今では商店の店舗リフォーム助成まで広がっております。工務店、大工さんの仕事が増えて、少ない予算で10倍近い経済効果で活性化の一翼を担っております。

本町は、近隣自治体のこの制度の経済効果を把握されているかについて、お尋ねをいたします。

○町長（東 靖弘君） 以前の質問のときにも、経済的効果はあると思うという答弁をし、理解もしております。

経済波及効果のデータ分析は行っておりませんが、経済的効果をリフォームに係る工事費ですと、現在、本町が行っている空き家リフォーム促進事業で申し上げますと、平成29年度の実績は8件で、工事費が2,078万4,000円、平成30年度は7件で1,356万円であります。

次に、定住住宅取得補助事業では、平成29年度の実績が15件で2億5,310万3,000円、平成30年度が36件で6億4,168万6,000円であります。

本町におきましては、これらの実績を踏まえ、引き続き空き家リフォーム促進事業を含め、空き家を活用した定住促進対策に優先的に取組、人口政策、住宅政策等を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○2番（稲留光晴君） 今、町長から答弁をいただきました。前の質問のときでも同じようなことをおっしゃいましたですね、空き家に関しても年8件とかですね、こういう状況だと。それで、人口減少対策とかこういうふうに進めているんだということと言われましたけれども、私が住宅リフォーム制度の創設をなぜ求めるかということだと、町の行政の仕事といいますか、やはり町内の職種の方に仕事をつくるべきだと私は考えるんですよね。そういう行政の業務と、任務といいますか、あると考えますけども、空き家リフォームもずっと続けておりますが、その成果といいますか声が、住民から、「ああ、よかった」と、数人から。私もこういうリフォーム助成制度がありますから、町のほうに申請してくださいという方も、去年1名ございましたけど、喜ばれておりましたが。今後ますます危険廃屋等、リフォームしなければいけない家、大崎町でも、前回資料の中でも1,000件以上、半分はリフォームをしなければいけないというのがございましたけどもですね、やはり実績が、いかに少ない予算で、経済効果はわかっているということですよ。

2番目の、近隣自治体の制度活用の経済波及効果はどうかということについて、

次の質問に移ります。

○町長（東 靖弘君） 大隅地域の住宅リフォーム事業につきましては、4市3町が実施していることを認識しております。経済波及効果につきましては、把握しておりませんが、今年度のリフォームに係る工事費につきましては、各自治体の規模によりますが、4,600万円から3億円ほどであると伺っております。

○2番（稲留光晴君） その実績を調べてほしいんですよね。私は前回、3年前、こと細かく数字をお示しをいたしまして、いかに活性化の一翼を担っているかというふうには実績で。自治体がなぜリフォーム制度をずっと予算化してやっているかと、活性化があるからやっているんですよね、私はそう考えますが。実績を、町もですね担当課に聞いていただいて、どうですかと、住民からの本当にいい施策だと、そういう声がいっぱいあるわけですね。商店街のリフォームに広がっているわけですから。実績もわからないというのは、ちょっと、町長、私ここに書いてあるでしょう。波及効果というのはどうかというのは、やはり実績数字がないと、私の言う質問に答えてないという現状です。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○建設課長（時見和久君） 他の自治体の実績というところでございますけれども、先ほど町長がお答えしました、4,600万円から3億円ほどという回答をしたところなんですけれども。近隣の市町村というところで、曾於市につきましては、平成30年度で工事費で1億5,153万3,125円、志布志市が平成30年度で1億1,267万5,000円、鹿屋市が3億876万5,305円、垂水市が8,740万2,021円、肝付町が4,679万809円、錦江町5,494万1,000円、南大隅町8,202万9,171円というところがございます。

○2番（稲留光晴君） 今の課長からのこの数字は、工事費じゃなくて予算ではないんですよね、工事費。予算をまず幾ら、行政が予算を組んで、それを幾らの工事額、活性化できたかというのは、予算に対して10倍とかそういうふうな金額が出ているわけですよね。29年度でもいいわけですよ、30年度じゃなくても。29年度の予算でどひこ工事費、活性化ができたかと。そこ辺を私はお尋ねしてですね、それに対する取組がどうだったかというのもやはり聞いてほしいという、質問の中に入っているわけですが。予算額は聞かれてないんですか。

○建設課長（時見和久君） それでは、予算額と交付額について、各市町をお答えいたします。

平成30年度についてお答えいたしますけれども、曾於市が予算額1,290万円、交付額が943万8,000円。志布志市が予算額1,300万円、交付額が

1,072万円。鹿屋市が4,050万円、交付額が3,918万5,000円。垂水市が750万円、交付額が669万4,000円。肝付町が予算額1,000万円、交付額が741万5,000円。錦江町が予算額700万円、交付額が699万3,000円。南大隅町が予算額1,080万円、交付額が961万3,000円となっております。

大体交付額に対しまして、工事費の割合としましては10倍近く出ているところでございます。

○2番（稲留光晴君） 今、課長からの報告をいただきました。さっき言ったように、PFIを受け持つ企業だけでは、私は、それも必要ですが、やはり少ない予算です。ね10倍近いということで、今、実績数字を教えてくださいました。空き家リフォームもですね期限を切ってくださいね、住宅リフォームというこういう限定でも構いませんので、ほかの市町村がやっている活性化にもやはり助成制度を創設というところで取り組んでいただきたい。こう、いかがですかと聞いても、やはり町長は、いや、空き家リフォームをやっているから、という、前もおっしゃいましたですね。やはりいいことは当然参考にしていけばいいと思うんですよ。予算の金額じゃないんですよ。是非、検討をしていただければと。今後も、私は引き続き創設を求める質問を続けさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、3番目の、交通利便性の確保をどう進めるかについてであります。

南日本新聞の3月8日付のですね「シニアの備え」と、運転免許ということですね記事がございまして。免許証を自主的に返納する高齢者も年々増加しております。17年で約42万4,000人、うち6割が75歳以上です。返納者は、5年前に比べて4倍近くにも達しています。自主返納した人への調査では、「体が弱ってきた」、「家族からの一言」、「事故のニュースを見た」などが大きな動機でした。とはいっても、公共の交通機関がなかったり、少なかったりする地域では、車がないと買い物や通院などで日常生活にも大きな支障を来します。免許証を返納するかどうかは悩ましいところですが、というふうな記事がございまして。

町長の施政方針演説の中で、保健福祉関係でですね、住みなれた地域において安心して暮らせる支援策をつくると。この中にはですね、配食サービス、介護用品支給医業を引き続き実施、とございます。私は考えるんですが、こういう方も当然施策の1つではあります。しかし、今、新聞を読み上げさせていただきました。提案としては、高齢者も今、免許を返納したりされた方、やはり外に出て人と交わり、コミュニケーションを取っていく。高齢者の方もですねやはり外に出て皆さんと話を。元気の源だと私は思います。本町も高齢化率38%、高齢者福祉

対策として予算化し、施策をとる必要があると考えます。同僚議員が、以前、デマンドバスとかそういう提案をいたしました、やはり高齢者の福祉なんだという観点を持っていただいてですね施策を、今後とっていく必要があると考えますが、この点について町長の見解を求めます。

○町長（東 靖弘君） 高齢者や交通弱者救済策をどう進めていくかとの御質問でございます。

平成30年、昨年12月議会で、児玉議員よりデマンドタクシーの導入についての御質問がございました。その際の答弁といたしまして、今後、デマンドタクシーも含め、検討をしてみたいと答弁させていただきました。

高齢者や交通弱者の交通手段確保につきましては、本町におきましても早急に取り組んでいかなければならない問題と認識しております。このようなことから、現在、関係課におきまして、先進地の実施状況等を考慮し、何らかの対応ができるよう検討しているところでございます。

以上でございます。

○2番（稲留光晴君） 検討されている近隣自治体とございますか、何自治体を参考にされてございますか。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問は、担当課長の答弁とさせていただきます。

○保健福祉課長（中村富士夫君） デマンドタクシーとか、あるいは乗合タクシーとかいろいろな手法があると思います。それから、タクシーに回数券の補助をするとかいうことであろうかと思っておりますけれども、県内、指宿市、南さつま市、鹿児島市、南九州市、それから近隣で申しますと、曾於市とか鹿屋市、垂水市等もいろんなことで実施をしておりますので、どれが大崎町に一番適切であるかということ、今後検討しながら、実施という形で今検討をしているところでございます。

○2番（稲留光晴君） 当然、今検討をして、どのくらいの予算が必要かとか、どこをどう地域を何時に回る時刻表とか、朝1便、夜1便とか曾於市はやっておりますけれども。それはいつまで実施ができると、そういう考えありますか。

○町長（東 靖弘君） 今、担当のほうから、いろんなところを調査して、自分の町にどれが合うかということは検討していく、協議していくということでありましたので、方向性については、平成31年度の予算で上げているわけではありませんが、平成31年度中にはちゃんと検討をして一番いい方法といたしまししょうか、そういうことができる体制づくりができるように取り組んでいきたいと思っております。

○2番（稲留光晴君） 高齢者福祉の観点からも、是非取り組んで、住民から「よかった」というふうな声が、私は必ず聞けると思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、4番目、国保税の負担軽減を求めることについて、ちょっと議長、資料の配付を許可をいただきたいと思います。

○議長（小野光夫君） 資料の配布を許可いたします。

（資料配付）

○2番（稲留光晴君） コピーの中身にちょっとお見苦しいところが多々ございますが、一応お目通ししていただければと思います。

ただいまお配りしました平成30年度税制改正で、2020年度以降、個人所得課税の見直しがございました。国保などで住民負担が増えることになると考えます。給与所得控除、公的年金控除から基礎控除への振りかえによって負担が増えることについて、町長の見解を求めます。

○町長（東 靖弘君） 平成30年度地方税制改正における個人所得課税の見直しが、住民の国民健康保険税額の負担増につながらないかとの御質問でございます。

平成30年度地方税制改正の個人所得課税の見直しは、平成33年度分以降の個人住民税に適用されるものでございます。主な改正内容は、給与所得控除及び公的年金控除を10万円引き下げるとともに、基礎控除を同額の10万円引き上げるものでございます。

国民健康保険税の算定方法に所得割がございますが、世帯の所得に応じて計算されるもので、前年の総所得金額から国保税の基礎控除の33万円を差し引いたものに税率を掛けて算出いたします。所得割率は医療分7.3%、介護分1.9%、支援分2.7%でございます。

稲留議員のおっしゃるとおり、給与所得控除及び公的年金控除の10万円引き下げに伴い、所得としては10万円増えるということになりますので、必然的に所得割額は増えるということになります。

国民健康保険制度は、市町村間の負担の格差や財政の不安定さを改善し、持続可能な医療保険制度を構築するため、平成30年度から県単位で運営することとなりました。なお、平成35年度までに、4方式から3方式に見直す必要がございます。資産割の税率の廃止に伴い、所得割額、均等割額、平等割額の見直しの必要が出てきますが、地方税制改正に係る個人所得課税の見直しの部分も考慮し、被保険者の税負担が大きくならないよう算定してまいりたいと思います。

○2番（稲留光晴君） 今、町長の答弁がございました。私たち議員及び年金をもらっている方々ですね、10万円の所得が上がったと見なされる税法改正ですね。実際は、昨年度と同じ収入、収入に対して所得控除、65万円控除というのがありますけども、それを10万円引き下げる、55万円にしますと。所得が10万円増える、今、町長がおっしゃいました。大崎町の国保の所得割11.9%に、その10

万円が乗かって、私たち議員も大きな負担を受けると。人ごとではないんですね、そう思います。

それでは、国保会計が都道府県化され、負担増が懸念されています。住民アンケートでも、ほとんどの方が「暮らしが悪くなった」と答えられています。「国保税が高くて払えない。何とかしてほしい」、また所得のある人でも「暮らし向きは変わらないが、国保税が高い」と答えられています。国保税が高くなる要因の1つに、世帯の人数を算定基礎とする均等割があります。世帯の人数が保険料に影響するのは国保だけで、各世帯に定額に係る均等割と同様、ほかの保険にはないものです。一般会計から繰り入れについての質問を私は考えておりましたが、従来どおり会計間繰り替えをされるということでしょうか。一般会計繰り入れをしますか、しませんかという質問は、今、私が申し上げました、一時借金をして返すということを今後も続けられますかね、そこ辺をお尋ねします。

○町長（東 靖弘君） 一般会計からの繰り入れについてということでございますので、端的にお答えいたしますと、法定外の繰り入れについては、私はやらないということで以前答弁したことがありますけれども、それは国保財政の赤字補てんのために行う繰入金ということでございますが、現段階では法定外繰入金は、平成29年度も平成30年度もやっておりません。その枠内で医療費自体が納まっているという状況でありまして、最近の医療の動向を見たときに、法定外繰り入れまで行くような状況にはないというような判断をしておりますので、それはそれで適切に対応していきたいと思えます。

○2番（稲留光晴君） ここで、先ほど申しました均等割というのが、やはり一番の問題ではないかと思えます。

今、均等割も負担軽減をしていただいているんですが、均等割の軽減を求めるに当たりましてですね、ちょっとその前に、均等割での、今、本町の税収額は幾らかということで質問をしておりますので、お答えをいただきたいと思えます。

○町長（東 靖弘君） 均等割の税収額は幾らかとの御質問でございます。

均等割額は、世帯の被保険者数に応じて、1人当たりの均等割額を掛けて税額を算出いたします。医療分の1人当たりの均等割額は2万700円、支援分の1人当たりの均等割額は7,800円、介護分の1人当たりの均等割額は7,600円で、合計で3万6,100円でございます。

均等割額の税収額につきましては、平成30年度は年度途中でありまして、税額が確定していませんので平成29年度の決算で報告させていただきます。なお、低所得者につきましては、世帯の合計所得によって均等割、平等割にそれぞれ7割、5割、2割の軽減措置があり、算出が複雑なことから均等割の調定額に対する国民

健康保険税の徴収率で報告させていただきます。

平成29年度の均等割の軽減措置後の調定額8,736万4,000円に対して、国保税の現年分の徴収率が94%でありますので、均等割の税収額は8,212万2,000円でございます。

以上です。

○2番（稲留光晴君） やはり、子どもがいる世帯、また扶養1人に本人とですね扶養者を合わせてプラス1にされますので、均等割3万6,100円掛ける、1人扶養していればその2倍というふうに計算ができますが。子どもを育てている世帯の応援ということでですね、所得制限なしでやはり軽減が今後は必要になるのではないかと思います。全国知事会などもですね、国に均等割の見直しを要求をして、地方議会でもですね均等減免を求めている自治体もございますので、所得があってもこの均等割等によって国保税が、限度額93万円ですが、100万円近くまで上がるんじゃないかというふうな声も聞いています。そういうところで、ほかの自治体もこういう提案といたしますか、全国知事会も、こういう国に対しての要請でございますので、減免のほうをですね必要だと考えますけども、町長の見解はいかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 平成30年度から、県が国民健康保険事業の共同保険者となり、財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担うこととされました。その中で、県は、平成29年11月に鹿児島県国民健康保険運営方針を策定し、将来的に保険税水準を統一するべく、平成35年度を目標として、全市町村が3方式に統一することと決めました。

現在、大崎町の国民健康保険税は、資産割を賦課する4方式で賦課しております。そこで、先ほど御説明いたしましたとおり、平成35年度を目標に、3方式へと見直す必要がございます。

議員の質問にありました均等割の見直しについても、賦課方式の改定時に被保険者の所得や景気等を勘案し、被保険者の負担が大きくなることのないよう算定してまいりたいと思います。

○2番（稲留光晴君） 是非、負担軽減というところで、行政のほうも努力をしていただきたいとも思います。

これで質問を終わります。

○議長（小野光夫君） これで、午前中の分を終わり、暫時休憩いたします。昼は1時からお願いします。

-----○-----

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（小野光夫君） それでは、再開をいたします。

次に、7番、中山美幸君の質問を許可いたします。

○7番（中山美幸君） 町長は、本会議において、平成31年度施政方針及び予算説明を行われました。その施政方針の内容について、少しだけ議論したいと思います。

町長は、平成30年度施政方針の中では、人、物に視点を置かれ、平成30年度予算の編成に当たられたと思われます。さらに、少子高齢化に伴い、本町の人口は30年間で25%減少となり、厳しい状況であると示されております。

そこで、地域の源は人であると述べられ、住宅取得補助、定住化政策、学校給食補助、子育てにかかる負担軽減に力を入るとされました。さらに、本町の特性として、リサイクル政策に奨学金制度の活用による人口減少のくい止め、資源循環型のクリーンなイメージと農業分野を経済に結びつけていくと、また、ふるさと納税による物と経済の循環などを示されました。

本年度は、大崎町を子や孫の世代に引き渡す、持続可能な地域社会の構築に向けて、持続可能なまちづくり、未来への投資を大きな柱とする、と述べられました。町長は、SDGs、誰1人取り残さない、持続可能で、多様性と包摂性のある社会を目指すとされました。

そこで、お伺いしますが、SDGsには取り組もうとされましたが、ESDにはなぜ取り組まなかったのか。また、SDGsに取り組むため、大崎町持続可能なまちづくり条例も提案されておりますが、SDGs達成のために17の開発目標と169のターゲットが示されておりますが、町長のSDGsの入り口は、リサイクル、環境問題が入り口だと思われます。SDGs17の目標にどのように対応していくのか。どのような政策、予算組みがなされたかを問い、1回目の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

宮本議員への答弁と重なる部分もございます。2015年に、国連で採択されたSDGs、すなわち持続可能な開発目標においては、誰1人取り残さないという理念のもと、貧困をなくそう、住み続けられるまちづくりをパートナーシップで目標を達成しようなどの17のゴールが、2030年までの開発目標と設定されております。この理念及びゴールに基づき、解決すべき本町の地域課題として、人口減少、増加する空き家、各種産業の担い手不足、外国人技能実習生などの増加に伴う多文化共生社会の構築、リサイクルに係る物理的・心理的不安の解消など自己認識しているとお答えいたしました。

これらの課題解決のために、外部人材の招致の必要性を述べましたが、地域おこし企業人交流プログラムに伴う人材派遣協定を締結した一般社団法人リバースプロジェクトの主な取組が、資源リサイクル活動などに関する研修受け入れ事業、空き家を活用した地域のにぎわいの創出、教育環境の充実に向けた環境整備としており、地域おこし研究員とともに、町民の意向調査や研修プログラム構築など、順次進めていく予定でございます。

御質問の具体策につきましては、これらの取組と、施政方針で申しあげましたプレミアム付き商品券事業などの社会保障関連、小学校の大規模改造などの教育関連、圃場整備等の農業関連、三文字地区排水対策等の防災関連、陸上競技の聖地実現に向けた取組等のスポーツ関連を確実に進めてまいりたいと思います。

ただいま、中山議員からいろいろ御質問があったところでございますが、1回目の答弁はこれでさせていただきます。

○7番（中山美幸君） 町長が今答弁されましたが、大方、町長の施政方針の中、それから予算審議の中で出てきた問題といいたいまいしょうか、政策が出てきておりますが。

今回の町長の施政方針の中では、特にこの問題が大きく出されておまして、また、このアワードによって表彰を受けたというようなことも施政方針の中にうたっておりますが。町長、まず、このアワード、多分第2回ですけど、第1回目は北海道の自治体が表彰を受けていると思います、木材を利用した北海道の自治体が受賞しているというふうに記憶しておりますが、本町では、多分環境の問題、そういったものについて表彰を受けられたと思うんですが、その表彰の採択に当たって、これは公募型の申請だというふうに理解しているんですが、誰が応募したのか。本町の職員が応募したのか、町長自体が応募したのか、そこら辺と、17の項目、目標がありますが、17の項目のうち本町の表彰はどの分野とどの分野に値したかをお答えください。

○町長（東 靖弘君） SDGsアワードの対象の公募については、本町の住民環境課の職員が当たっております。そのほか、うちのそれぞれ経験ある人の意見を聞きながら、1つの申請書は作成しているという状況であります。

17の項目についてであります。本町はリサイクルをやってきておりますので、ごみの資源化というところで取り組んでいるというそういったことを主に、それが応募の理由でありますけれども、やはり17の項目のどの部分が該当しているかということにつきましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○企画調整課長（上橋孝幸君） リサイクル事業のSDGsの目標は、どれに該当するかという御質問でございましたけれども、まず17の目標のうち、12番の生産消費、それから17の実施手段を中心に、1の貧困、それから2の飢餓、3、保健、

4、教育、5、ジェンダー、8、成長雇用に資するものというふうに認識しております。

○7番（中山美幸君） としますと、さらに質問しますが、1番の貧困、それから生産消費、もう1点、17番の実施手段、これについてどのような評価を受けたのか、お伺いします。

○企画調整課長（上橋孝幸君） 昨年12月にジャパンSDGsアワードで受賞したわけですが、その主な理由といたしましては、リサイクル活動による再資源化率の向上などの環境面、それからリサイクルセンターなどの雇用創出などの経済面、ごみ出し困難者への個別回収やJICA事業などによる外国人受け入れなどの社会面が、SDGsの理念である持続可能なまちづくりに合致しており、高い評価を受けたというふうに考えております。

○7番（中山美幸君） 今、答弁の中ではですね貧困対策、1番も上がっていたと思うんですね。そういったところは、どういう評価を受けているんですか。それは関係なかったんですか。

○企画調整課長（上橋孝幸君） まず、貧困の件についての御質問でございましたけれども、貧困については、リサイクル活動をすることによって雇用の創出がなされるということもありましたので、そちらのほうも加味されているというふうに考えております。

○7番（中山美幸君） 私は、ちょっとそれ理解できないんですよね。分別をすることによって雇用が醸成されて、貧困が解消される、そういった国際基準になりますか。これは、国際基準のそういった事業じゃないですか。先ほど答弁されましたように、1、2、3、4、5、8、10、17の項目に値するというふうに答弁なされているんですよ。先ほどの答弁と若干違うような気がするんですが、さらに答弁を求めます。

○町長（東 靖弘君） SDGsの基本理念が社会と経済と環境ということでありまして、この3本が入り交じって、それで1本のSDGsという形で形づくられていくということでありまして、今回、アワードの応募した中で貧困も含まれていくというような答弁をしたところでありまして、それが社会経済の中で、雇用があって、その部分が貧困の部分の救済につながっていく、支援につながっていくというような答弁をしたところでありまして、現段階での、確実にそうだという状況ではないですが、そういうことも含まれていると御理解いただければと思います。

○7番（中山美幸君） 先ほどの表彰の根拠といたしまして、本町がアワードを受賞したその根拠について問うたわけですね。そうした場合に、1、2、3、4、

5、8、12、17の項目に評価が当たったんだということを答弁されたんですよ。非常にそこら辺があやふやなことでありますし、また、今後、17の目標を達成する、そうした場合に、今のような答弁で、町長、17の目標、169のそういった問題の解決に対して、どのような認識を持っていらっしゃいますか。

○町長（東 靖弘君） 職員がこれについては応募してくれたわけでありましてけれども、先ほど企画財政課長が答えましたように、12、17とか1、2、3とかそういった形が受賞対象になったというふうな答弁をしたところでありますが、リサイクル事業を通して、今まで社会貢献をしてきた、地域貢献をしてきた、その中で該当するもの、それから、これからこういったことを含めて、17の項目すべてというわけにはいかないですけど、それを含めて幾つかの項目も対象としていきますという、書類はそういった形になっていたものと思います。

○7番（中山美幸君） もうちょっと深いところで答弁をいただきたいんですが。町長がまだ認識されていないというのか、担当課のほうでされて、その後、新しいことですので、まだ理解されていない部分も多いのかなというふうに理解しております。

そして、今回の予算の中にも、町長の答弁の中にもありましたけども、慶應義塾大学大学院の研究室とのコラボといたしましうか協定を結ばれるということなんですが、その中でですね蟹江憲史教授の最終的な文言の中に、「本質は、経済成長戦略だ」ということをおっしゃっているんですね。本質は、経済成長戦略なんですよ。だから、この事業をどういうふうに結びつけていくのか、町長、その本旨といたしましうか、そこをお伝えできませんか。

○町長（東 靖弘君） 社会、経済、環境ということが3本柱で、それを織り交ぜて進めていくという中で、ただいま、蟹江先生が経済成長戦略だというそういうことを著書に書かれていたということでありまして、やはり、社会の中で我々の、地球規模の中で、経済だけが優先していても環境が悪化したら、人間が住む環境というのが非常に悪化していくわけでありまして、経済は重視するものの、環境の改善といたしましうか、そういったものやはり加えていくんだというのがSDGsの理念であると理解しております。

○7番（中山美幸君） 社会と経済と環境が相まって、最終的には経済成長ということであろうと、私は理解しておりますが。

そこで、町長、お伺いします。この中では、先ほども若干申しましたが、1番の貧困ですね、それから、その中にも包摂性ということがうたわれておるんですね。

町長、包摂性ということについて、どのような認識を持っていらっしゃいますか。

○企画調整課長（上橋孝幸君） 包摂性ということですけども、包摂性は、ひとまと

なりに包み込むという、簡単に言えばそういうことだと思います。

○7番（中山美幸君） それは広辞苑の答弁、インターネットで引くとそういうふうに出てくるんですね。ところが、今回のこれについては、その意味を含んだ上で特定なされているはずですが、それはどういうことだと感じていらっしゃいますか、町長。

○町長（東 靖弘君） ちょっと調べる時間も欲しいんですけども、やはり、今、企画課長が答えましたけれども、包摂的ということでは、全体的にバランスよくといていまいしょうか、そういうことではないのかなと現段階で考えております。

○7番（中山美幸君） この事業の中ではですね、高齢者や定住外国人も含む、あらゆる地域住民の自治会の活動を通じて、分別ルール、これは大崎町のことでよね、理解促進を図っていくというようなことが、私は定義だというふうに理解しているんですが。

その中で、さらに質問を申し上げますが、同僚議員が先ほどごみの問題を質問いたしました、これも弱者ですよ、そういった方々をこういうふうにこの事業の中でどういうふうに取り組んで、その問題をどのように解決していくかということも、町長の今述べられている環境問題、それから今申し上げました包摂性、それから貧困であるとか飢餓であるとか、そういったところに大きなかわり、大きく風呂敷を広げられましたので、その風呂敷の中に包まれる部分だと私は理解しているんですが、そういったところを、町長、どういうふうに解決されていきますか。

○町長（東 靖弘君） 今回、SDGsアワードに応募いたしまして受賞いたしました。私たちの国においては、昨年でしょうか、SDGsの未来都市として29都市が選定されて、さらにそのうちの10都市がモデル都市として選定をされております。このモデル選定になっていくと、大体1自治体に4,000万円ほどの交付金が発生してくると。その中で社会的な弱者、先ほどごみ出し困難者とか、あるいはそういった支援を要する人たちの対策とか、あるいはその他のことも含めて、そういった補助金を得る方策として、新たなまた申請ができるということになりますので、今回アワードに応募して一応受賞はできましたので、今後はそういったモデル都市という形で進めていながら、いろいろな課題を解決していくための国の交付金を得ていくと、そういう考え方で私はおります。

○7番（中山美幸君） モデル地区として10のモデル地区を指定されまして、各自治体に4,000万円ほどの助成金が出ているのは了解しておりますが、しかし、先ほど申しました蟹江氏の出されておりますものについては、国としては、その助成金を構築することは大切であるということを描べられているんですね。ところが、それは確定ではないはずなんです。今回はモデル地区として10の都市をモデルと

されたわけですよ。今後、これが継続して4,000万円の助成事業がつくかどうかということは、まだ未定のはずなんですね、確約は出されていないと思うんですが。町長、確約は出ているんですか。

○町長（東 靖弘君） それは出ていないと思います。モデル地区としてということでは、現在の段階では1年限りというようなことでありますが、やはりそこに挑戦していかなければ、その俎上にも乗れないということでもありますので、それは目指して行きたいと思っております。

○7番（中山美幸君） そういう努力をされることは非常にいいことだと思うんですが、まだまだ、これは未定といいたいまいしょうか、国の予算措置もされていない、まだ議論にも上がっていないところですよ。外務省あたりでは言っていますけども、実際はどういうふうに予算を措置するのかということまでは決まっていはいないはず。だから、その4,000万円が本当にあるのかどうか。この前の予算審査の中でも私はお伺いしましたが、本当にどうなんだろうな、現在のところ10団体、それが今度はそのモデルが本当に事業の内容を把握して、事業を評価されるような事業でないことには、今後の予算措置ということもないんじゃないかなというふうに理解しているところです。町長が一生懸命やられるということであれば頑張ってください、その予算取得に頑張ってくださいいただければいいかなというふうに思いますが、努力をしていただきたいなというふうに思います。せっかく議会の中でもそういう答弁をされておりますので、是非それを取得されるように頑張ってくださいと思います。

この内容を、せっかくこういった事業を始められるということですので、先ほど申しましたように、ごみ出し困難者のそういったところは、先ほどの答弁を理解しますと、4,000万円の補助事業ないといけないようなニュアンスの答弁をなされましたが、町長、それではちょっとまずいかなと私は思っているんですが、いかがですか。

○町長（東 靖弘君） 補助金については、4,000万円が未定ということでありましたが、単年度としては交付されるのではないかとというふうに期待をいたしております。内訳としては、ソフト事業が2,000万円で、こちらは全額補助という形になっております。また、ハード事業のほうで2,000万円のうちの50%補助ということで、2年目以降は地方創生の推進交付金を活用していくんだというような状況になっていると思います。

次のステップに挑戦していくということでは、経済とか社会とか環境とか、そしてまた3つの側面をつなぐ統合的な取組とか、そういったものを整理しながら取り組んでいきたいと思っております。先ほど申し上げましたのは、ごみ出し困難者の

対策とか、そういった1点しか申し上げませんでしたけれども、経済の中では、地域に人の流れを呼び込むような人材育成とか研修事業とか、あるいは公教育を補完する子どもキャリアサポートとか、社会面ではそういったものとか、あるいは環境では、誰1人取り残さないというのがSDGsの基本理念であったり、それが表面的に出てきているわけですから、そういった中で、非常に外国人が増えている環境にあるので、外国語の表記をしていくこととか、共生社会をつくっていくこととか、そういったものを環境の中では取り組んでいくと。こういう経済、社会、環境、幾つか項目を挙げながら、それを側面的につなげていくようなそういうふう提案し、そういうことが解決できるようにしていきたいと考えています。

○7番（中山美幸君） 大きくとらえるとですね、多分本町でやっていらっしゃる事業すべてがこれに当てはまるだろうと、私は理解しているんですよ。だから、それをどういうふうにして、もっと深く詰めていくのかということが、私は1つの問題だろうというふうに考えております。

今、外国人の話をされましたが、先ほど同僚議員もずっとごみの問題で話をしておりましたが、外国人、法律も変わりました、特定技能それから技能実習生、そういった方々が非常に多くなりつつあります。そういった中で、先ほどの同僚議員が申しましたごみ問題も、地域の方々とのトラブルが発生しておりますよね。そういったところ、それも両方をとといいますか、今のSDGsの中でも取り組まないといけない。先ほど町長もおっしゃったし、それから施政方針の冒頭でもそういうことが記載してあるんですね、先ほどの答弁の中でも出てきました、外国人との多文化共生社会ということを申されました。そういったところの絡みがございしますが、町長、そういったところはどういうふうに解決をなされようとしているんですか。

○町長（東 靖弘君） 施政方針の中で、外国人が本町の在住者が250名ということを入れているわけでありました。やはり、昨年の出入国管理法等の一部改正がなされて、そして、介護人材を含めて、本年4月1日から実習生等が入ってくると状況になっているわけでありまして、本町の現在の実態を見たときに、朝夕勤務している状況も目の当たりにしているわけでありまして、そこは、同じ大崎町に共生しているという地域住民でもありますので、ここは大切にしていかなければならないという中で、多文化共生とかそういう言葉が使われておりますけれども、やはり交流の1つには、そういった方々との交流を促進していくこと、そしてもう1つは、言葉の問題だと思います。日本語がわかるようなそういう言葉の交流といいたいでしょうか、それができるような環境を構築していくという、大きくいえば言葉と交流であると思いますが、それを通じながら、本町のリサイクルを含め、あるいは生活環境を含め、ごみ出しを含めて理解していただきながら、ともに暮らせる地域社

会を構築していく、その努力をしていくということは必要だと思っております。

○7番（中山美幸君） その努力なんですよ、町長。先ほど同僚議員の質問の中では、住民登録をされたときに説明をしておりますよということで、いろいろと深く議論をされておりました。それを聞いておまして、外国人の方々が本町に住居の申請をされたときに、それで務まるのかなというふうな疑問を私は持ったんですね。日本の国民といいましょうか、日本に在籍をされておりました方々だったらそれで通用するかもしれません。ところが異国といいましょうか、外国から本町に来られて、本町に住みますよと在住の申請をされるときに、ただ、その説明だけで本当に通用するのかなという疑問があるんですが、町長、その対策はどういうふうにお考えですか。

○町長（東 靖弘君） 一番大切なことだと思っています。常々考えていることが、もし地震が発生したら、どこどこに避難しなさいとか、そういう緊急発信をできるか、伝わるかということがあります。非常に南海トラフがいつ発生するかわからないというようなことが報道されておりますけど、一番危惧するのはそういったことであることと、もし三文字地区に住んでいらっしゃる外国人の方が急病になったときに、もちろん救急車の要請をされますけれども、そういった言葉が通じるか、いろいろアプリで、今はツールになってできるようになっておりますけど、生の声を緊急時に発信したときに通じるかどうか、そういったことが非常に不安になっております。

そしてまた、転入にいろいろ来られますけれども、本当に、うちの職員として納得できるような説明ができていくかというのと、また、そうではないかもしれませんので、やはり今の課題としては、国際交流員とかそういう中でそういった人たちを配置しながら外国の方々と意思疎通ができて、この町に住みたいとか住んでいきたいとかそういうまちをつくっていくという、我々としてはそういう語学力に優れたような国際交流員を置くことが必要な時代になってきていると思っております。

○7番（中山美幸君） それは十分そのような方策をとっていただきたい。せっかく施政方針の中で多文化の共生ということをおっしゃっているんですから、本年度はそれを楽しみにお待ちしておりますというふうに思います。

その中でですね、やはり、私は提案申し上げたいんですが、今いろんな団体といえますか、そういったものが、農業だとか商業だとか、それから福祉はまだないと思いますが、非常に厳しいので、そういったところに特定労働、それから研修生を受け入れられたときに、やはりですね本町の27品目のごみの分別方法、それからごみ出しの基準といいましょうか、そういったものがないと、地域住民の方々とやはりトラブルになる可能性というのは大だと思しますので、そういった方々が来ら

れた場合、管理団体が本町で受け入れていない場合には、やはり本町の行政のほうで2時間なり3時間なりの講習を義務づけると、そういうような政策も私は必要じゃないのかなど。そして、本町の社会教育課職員を使ってでもいいですから、本町の文化、生活そういったものを住民課と対応しながら、一緒にそういったことをやる方法というのもあるかと思うんですが、町長、いかがですか。

○町長（東 靖弘君） 必要性は常々感じておまして、去年だったか、ジャパンファームに勤務されておられる外国人の方々と、会社とお話をしながら、ベトナムの料理をつくることで地域住民と交流をしましょうと、そういった催し物もやりました。やはりそういう交流をしながら大崎町になじんでいただくということは、推進していくべきであると思っております。

それと、なかなか、今の技能実習生の状況を見ていると、管理団体が本町でないというところがたくさんあると思っております。それが故に、いろいろトラブルがあったときにすぐ解決できないということも予測されるわけでありますので、やはり、今回、国際交流員とかそういったものを招聘する中で、本町以外の管理団体等から派遣されて来ているという点について、本町のごみ出しルールというのがありますので、御指摘のあったことについては必要性が高いと思っておりますから、それについては内部でも十分検討して、前向きに取り組んでいきたい。それと、やはり交流ができるように、いろんな形でこの方々との職員との交流とか地域住民との交流とか、そういったことは積極的に取り組んでいきます。

○7番（中山美幸君） 私、質問の要旨を3項目上げておりますが、ほとんどSDGsに絡みがございますし、続けていきたいと思っております。その中で、町長、私はですね平成30年3月6日から始まりました3月定例議会、このときに一般質問をしております。そして、町長とお約束をしておるんですが、おしめの回数を増やすということですね、回収の回数を増加させるということで、町長はどういうふうにおっしゃっているかということは、町長、記憶にあられますか、まず。

○町長（東 靖弘君） あります。

○7番（中山美幸君） じゃあ、どういうふうにご答弁されておられますか。

○町長（東 靖弘君） 1週間に2回すべきだというのが中山議員の御質問でありましたので、やはりにおいの問題とか、あるいは狭い住宅での問題とか考えたときに、そのことについては担当課と協議してまいりますという答弁をしていることと、それから、子育てについては改善するようにやってまいりますと、そういったお答えをしております。

○7番（中山美幸君） 正解です。そのとおりにおっしゃっているんですよ、町長。ところで、実際はどうなんですか。検討をされた過程と改善された過程がありました

ら、もう1年たつんですよ、教えていただけますか。

○町長（東 靖弘君） 昨年の3月議会で御指摘をいただいておりますので、当然そのことについては、私のほうでも、このことは協議しないといけないねということで担当のほうにも話をしておりましたけれども、それ以降、衛生自治会とか、あるいは協議しながら改善していくこととか、そういったところが見られておりませんでした。

今回、御質問をいただいて、そのことを本当に反省をしております。

○7番（中山美幸君） 実際ですね町長、要介護の3ぐらいから上の方々が、自宅で介護をされている方々、そういった方が多数いらっしゃるんですね、多分五、六十名いらっしゃると思います、大方ですけども。それと乳幼児を持っていらっしゃる方々、それを合わせますと百二、三十名は超えるんだらうというふうに理解しますが。やはり、そういったところにもですね、せっかく取り組まれた事業の中で、弱者といいましょうか、そういったのを助けるということも1つの事業じゃないですか。必ずやっていただけますか。

○町長（東 靖弘君） これにつきましては、改善できると、やっていきますということをお答えしております。1年間、それはやっておりませんでしたけれども、常々、職員は検討はしたけれども、実行していないという状況かなと思います、回収方法にも、一般ごみで回収するとかいろんな方法がありますので、これは回数が増えていくことになりますから委託業者とも協議をする、あるいは集落のごみ出しまでは衛生自治会も管理しておりますので、そこらとも協議するというで、これは前向きにやってまいります。ただ、4月からやるとかそれはできませんけれども、協議できたらそういう方向で取り組むようにしていきたいと思っております。

○7番（中山美幸君） 予算書を見たときにですね、これに関する予算が上がってなかったんですよ。1年たったのに、どうなんだろうかなというふうに、私も不安になりました。議会での議論は何もならなかったのかなというふうに、ちょっと私は、町長の真意を疑いました。

そういうことで、本年度はそういうことで補正予算などを組むか、いろんな対応をしていただいてですね、夏の前には何らかの形を示していただかないと、1戸住宅の方々はいいんですよ、割と、ところが集合住宅に住まわれている方々についてはですね非常に周りにも気を使われる問題ですので、そこら辺は、せっかく取り組まれるSDGsの理念にも沿っていただいてやっていただきたいというふうに思います。

それと、国際交流の部分で町長にお伺いします。本年度予算の中で、JICA事業もまた上がっておりますね。その中で、町長、お伺いしますが、かなり大きな助

成金といいたまいますか、そういったものをいただかれておりますが、でも、本町からの持ち出し部分というのかなりあるように思います。予算書の中を見ましたらですねびっくりといいたまいますか。前にもこのことについてはちょっと議論したことがあったんですが、町長、助成金といいたまいますか、JICA事業の助成事業、これのほかに、本町からの持ち出しというのはいくらあると算定されておりますか、人件費を含めて。

○町長（東 靖弘君） その点の御質問につきましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○住民環境課長（小野厚生君） ただいまの御質問でございますが、JICA事業につきましては、町の人件費としましては216万3,000円が含まれているというふうに認識しております。

○7番（中山美幸君） 委員会で求めた資料と一緒にすけども、216万3,064円、算定をいただきました。人数にしますと162日／人です。1人の人間がこれに携わるとすると、162日間ですよ、町長。前にも一回、私申し上げたと思いますが、それだけ住民サービスが落ちているということの認識はございませんか。

○町長（東 靖弘君） 住民サービスの低下につながっているんじゃないかという御質問でございます。

JICA事業でインドネシアに担当者が行きますけれども、当然その間は職員が外勤するというので1人不在になるわけですが、体制としては、住民の方々からの要望とか、あるいは相談とかあったときに対応できるように、職員は残して体制をとっているところであります。こういった部分で今まで一生懸命取り組んできておりますが、住民サービスの低下ということを指摘されると、幾らかはそういった部分につながるかもしれないんですけども、やはりそうならないように、職員を置いて対応できるようにしているというのが今の状態であります。

○7番（中山美幸君） 先ほどの同僚議員の質問に対してですね、町長はどのように述べられたかというのと、この事業とは違いますが、年々増加する事務に対して職員不足だということをおっしゃったんですよ、冒頭の同僚議員の質問に対しまして。それと、町長の今の答弁、ちょっと矛盾があるんじゃないですか。

○町長（東 靖弘君） 通常の業務を行うときにやっていくと、なかなか職員も少ない中で精いっぱい対応しているところでもあります。年々人口減少が進んでいく、行政事務が繁忙化していくという中で、職員不足だというようなそういう答弁だったということでもありますけど、地方創生に取り組むこと、そういった大きな課題に向けて外部人材を入れながら取り組んでいくということがあります。日常取り組んでいる業務等については、そういった対応が十分なされるようには努力してお

ります。職員が少なくなってきた、業務が煩雑化しているということは事実であります。

○7番（中山美幸君） やはりですね、私は住民サービスが落ちているというふうに認識をしております。そして、クレア事業、これについて、もうお伺いしませんが、この前の委員会で提出されました人件費についてですね、これは一般財源から出ているんですよ、206万1,438円という算定です。合わせますと504万2,502円という結果なんですよ。これだけのお金が一般財源から出ているということです、この事業に。504万2,502円の中には、クレア事業でしょうか、27万8,000円の一般事業からの追加を含めてです。これが一般財源から出ているんですよ、町長。これだけあったら、どういった事業ができるのか。私たち、民間にも就職したことがあります、自分の給料の3倍の仕事をしなさいと言われていました。そうでないと、その会社、その人件費を払うことはできないよということをおっしゃったことがあります。もちろんそうだと、私は思っています。そうしますと、504万円という金額の3倍にしますと1,500万円ですよ。町長、1,500万円の事業、どういった事業ができるかという、ごみ出し困難者、そういった方々の福祉に関する部分、十分、私は賄えるんじゃないのかなというふうに理解しております。

JICA事業も、それからクレア事業も、それは国際交流で評価は高くなるでしょう。しかし、本町の住民に対してどれだけのものが還元されてくるのか。前にも、これお伺いしたことがあります、実際、外国のほうで工場をつくって、その部分が本町に還元されますよという答弁を町長されたのを記憶にございませんか。それが、現在どういうふうになっているかといいますと、それは全然動きがない。ただ、話し合いで契約はなされておりますが、進んでおりませんというようなことではないのでしょうか、お伺いします。

○町長（東 靖弘君） 一般財源が非常に多様化されていると、そのお金が一般財源が非常に大きくなっていると。そのお金があれば、ごみ出し困難者対策ができるということでありました。もちろん、その金額があればこういった事業に対応できるということは、そういう説明でありますのでそのとおりだと思いますけれども。我々としては、今まで2010年から、あるいは2011年から、インドネシア大学とか鹿児島大学、あるいはインドネシアのデポック市とかバリ州とか、そういったところから本町の取組を高く評価して、指導していただきたいということで協定を結んできております。最終的な背景は子ども対の人材の交流というところまで進められたらということがありますので、そういう方向を今も持っておりますので、その段階でなってくると、それがずっと成就していくとそういう子供たちの人材育成

と、そういったところにも結びつけられるのではないかなと考えているところでもあります。

リサイクルを取り組んで、先ほどお話いたしましたけれども、住民に還元がないとかということではありますが、今回のモデル事業として選定されて、そういったことから、新たにまたそういった補助事業等が該当してくるようになってくると、住民の方々の共生社会が作れる。そうやってきて、そのときに十分そのことが説明でき、また還元できるということであると、そういうふうに持ってきたいとは思っているところでもあります。こちらがこれだけの一般財源を使っているという御指摘であるんですが、このことについては十分、これが将来的に反映されるような取組をやっていくように努力してまいりたいと思います。

○7番(中山美幸君) 町長、2011年度からやっていたらしゃるんですよ。ということ、町長、今おっしゃいました。そうであればですね何年ですか、もう。その結果が出てこないとおかしいんですよ。

最後に、この問題についてお伺いします。このJICA事業、補助事業がなくても継続されるつもりですか。

○町長(東 靖弘君) この事業を推進するに当たってJICAの御協力をいただいているということでもあります。これにつきましては、やはりJICAのこの事業がなければ、ここに一般財源を多当してということはなかなか厳しくなってくるなと思っておりますので、JICA事業については今後も事業をやっている間、支援をいただいていることは確実でありますので、こういった要望書が、JICA事業が支援できるような体制づくりを固めながらやっていきたいと思っております。

○7番(中山美幸君) 私が聞いているのは、単刀直入にお答えいただけませんか。JICA事業の助成がなくなっても、本町の財源でやるか、やらないか、イエス、ノーで。

○町長(東 靖弘君) 事業の成果次第だと思いますけれども、現段階では向こう3年間はやりたいという考えを持っておりますし、その次も出てくる可能性があります。イエス、ノーで答えをと言われると、なかなか難しいですけれども、JICAの支援を受けられるような努力をいたします。

そしてまた、2,200万円とか2,300万円という大変高額なお金でありますので、やはりそれがなくなってくると非常に厳しくなってくるなということは理解しております。

○7番(中山美幸君) 助成金がなくなるとやらないというふうな形なのかなというふうに、私は理解しました。なるべくですね住民にその部分が還元できるような方策をとっていただきたいというふうに思います。

それから、人口減少問題についても、町長は施政方針の中で述べられておりますが、今回は特に住宅政策についてお伺いしたいと思いますが。住宅アドバイザーを、今回新たにされておりますし、それから定住住宅についてですね、どのような見解を持っていらっしゃるのか。先ほど利用者の話もありましたけれども、町長、どういうふうに考えていらっしゃいますか。

○町長（東 靖弘君） 先ほどの質問の中で、住宅のリフォーム、空き家の住宅リフォーム制度と、それから新築住宅等の住宅取得事業については、人口増加対策として継続してまいりますというようなそういった答弁、そしてまた、それを優先していきますというようなことを含んでの答弁だったとっておりますけれども。やはり一番に考えていきたいのは人口増加対策だと思って、その方向での取組をやっていきたいとっております。

住宅取得補助に対する答弁がちょっと違っているかもしれませんが、その点はもう一回お聞かせいただければと思います。

○7番（中山美幸君） まずですね、大崎町定住住宅所得補助金交付要綱、これをですね、町長、読んでいらっしゃると思うんですが、この中にですね第3条、1項の中に、申請前1年以内に居住用住宅を取得した者、これは補助事業の対象者ということですが、それをずっと読んでいきまして、第5の第1項の中に転入加算金、転入者が転入後、2年以内に居住用住宅を取得したとき、1世帯につき50万円、それから3のほうに、辺地に指定された地区に居住用住宅を取得したときは、1世帯につき10万円、何だかんだがあれば100万円があるということですね。通常の場合は90万円ということでしょうか、80万円ということになるのかな。50万円と20万円とですと70万円になるのかな。辺地でないと、あとの10万円がつかないということになりましょか。90万まではいけるんですね。

そういった状況になるようではございますけれども、この中の、町長、新しい新築住宅をとるときに、多分、町長はお金を持っていらっしゃると思いますが、現金でいいでしょうけれども、一般の住民の方々が他の市町村から転入されてきて、近隣だったらいいですよ、勤務地が全然違うところ、新しい職務に就かれたときに、銀行が求めているのは2年間の所得証明なんですね。国民金融公庫、名前は変わりましたが、そこが住宅資金を借りるために求めているのが、2年間の所得証明を、私は求めているというふうに先日おうかがいしました。そうしますと、この2年間でそれが提出できますか、町長、よく考えてみてください。

○企画調整課長（上橋孝幸君） 所得証明についての御質問でございましたけれども、大崎町に仮に転入してきた場合の過去2年間の所得証明については、前住所地での所得証明ということになるかと思っております。

○7番（中山美幸君） 銀行が求めているんですよ、本町が求めているんじゃないんですよ。銀行の融資を受けるためにどういったものを求めているかということ、お申込人、連帯責務者となる方の直近2年分の所得証明、原本確認後、コピーも可ということなんです。これも確認してみましたが、近隣の勤務地、新しい勤務地の所得証明が必要なんです。例えば、鹿児島市内から職を変えて大崎町の仕事に就かれるようになったときに、仕事に就かれたところの所得証明がないと公庫は借りられないということですよ。1年9カ月分になりますか、4月から始まったとすれば、1年は9カ月ですね、1年で閉めますから。そうすると、次の1年があります、2年求めて、1年9カ月。だから、この2年間というのをもう少し延長するという改正はできませんか。

例えば3年、4年。そうすることによって、この利用率はかなり上がってくるだろうし、本町に住宅をつくらうという方々も、自己資金を全額持っていらっしゃる方は少ないと思います、そういった方が銀行融資を受けられて、本町のこの事業を使われて、少しでも足しにされて、本町に住宅を構築できるということになりませんか。

○企画調整課長（上橋孝幸君） ただいま御提案をいただきましたけれども、定住取得補助金につきましては、平成28年度にも一応見直しをしておりました、その以前は転入後1年以内に家を建てなければならないというような厳しい条件でございました。それを見直して2年というふうに広げたわけでございます。

ただいま中山議員から御提案のあった件につきましては、ちょっとこちらのほうで精査させていただきたいと思います。

○7番（中山美幸君） なるべくですねそういうふうな対応をしていただくことが、本事業の活用がなされて定住が進む1つの策なんです、町長。やはり、公庫なんかともですねそこら辺の話をされて、もし、うちのこういった事業を使うのであれば、1年の所得証明でも可能ですよというようなですね何か担保をつけるとかですねいろんな方法もあろうと思いますので、なるべくそれを延長していただいて、定住が進むようにしていただきたいと思います。

そして、時間がなくなりました、最後の1点にいきたいと思います。まだやりたいことはいっぱいあるんですが、最後の1点に絞ります。

現在、町長がつくられましたごみのリサイクルを使った奨学金、それと本来本町がやっております奨学金、これについてですけれども、例えば、本町が以前からやっております奨学金を申請されている場合に、卒業されまして、お家に帰ってこられまして、本町に在住するということになったときに、借り換え申請といいましょうか、そういった方策はできないのか。リサイクルの助成金との借り換えをして、

残債をそっちのほうで精算していくというような二本立てということは、町長考えられませんか。

○議長（小野光夫君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後1時56分

再開 午後1時58分

-----○-----

○議長（小野光夫君） 再開いたします。

○町長（東 靖弘君） 済みませんでした。ただいまの御質問に答弁できなかったわけですが、今、担当の者に聞いてみましたら、やはりこのことにつきまして、金融機関と、相互信用金庫ですけれども、金融機関と協議いたしますということでありました。してみないと、銀行側がどうなのかということがあるので、協議してからのお返事になると思いますので、そこは御理解いただきたいと思います。

○7番（中山美幸君） そういうふうにしていただくことによって、本町が、例えば本町で既存の育英資金といいましようか、そういったものの、今度は入ってこないやつ、集金ができないやつ、本町に住んでいて、本町に帰ってこられて、住まれて、そういった部分も私は、本町の負債になることは一緒ですけども、でも、先ほど言ったリサイクルのそっちのほうは、もともとそれを根本においているわけですよ、本町で生活していただけることによって、それは免除しますよということになっているじゃないですか。そうしますと、既存の育成資金を借りられて、返済できない状態のやつも、その範囲内であれば借り換えをしていく。そうすると、本体のほうの負債がなくなってくると、返済は完納させられるということになるんじゃないですか。そこら辺は銀行の融資ともお話をされれば、私は可能ではないのかなというふうに思います。どちらにしても、金利負担は本町がするわけじゃないですか。金利が発生して、その金利の部分で銀行と取引がということであれば、ちょっと問題も出てこようかと思いますが、さほど難しい問題では、私はないと思いますので、是非そこら辺もですね検討してということじゃなくて、前向きに足を進めていただくことが本町の人口増にもつながってくるということでもあります。

あと若干時間がありますので、もう1点だけ。ごみの分別に戻りますが、町長、新しいごみの分別方法。私は28種類がどうのこうのというんじゃないんですよ、分別は進めてもいいと思っています。私たちも、先ほど申しましたESD、町長は答えになりませんでしたけれども、持続可能な環境問題というのは10年ぐらい前に取り組んだことがあります。これは文科省が進めたやつです、ESDというのはですね。教育問題に特化したといいますか、そこに軸足を置いた持続可能な環境

問題をやったことがあります。生態系の問題とかということですね。それを考えたときにですね、やはり同じような目的のものをやっているんですけども、もう1つごみ袋をつくるということを何回か担当課には提案をしているんですが、そうしてですね、そのごみ袋をいろんなところで回収していただいて、今回回収してもいいですよ、分別を別なところでやっていただく。シルバーに委託するとか、いろんな団体、NPOがするとか、いろんなところがあるかと思います。京都では、それを実際にやっていますよね。私は京都の事業所を見に行きました。障がいをお持ちの方々が一生懸命仕事をなさっております。そして、生活できるぐらいの8万円から、多い人で12万円ぐらいはもらっていらっしゃるんですよ。そういった事業というのも、私は1つの事業の展開になるかと思うんですよ。そうすると、今、ごみ出し困難者であろうとか、ごみ出しに不満を持ってらっしゃる住民の方々、ごみ出しが大変だから大崎町に住まないよという方もいっぱいいらっしゃるんですよ。町長も耳にしていらっしゃると思うんですが、聞かない振りをしないでちゃんと聞いていただきたい。それが、先ほどの、町長が進めようとされている国際的な事業の一環にもつながってくると私は理解しているんですけども、そういった考えをお持ちじゃないですか。

○町長（東 靖弘君） ノーマライゼーションとかいろんな理念がありますので、障がい者の方々が京都市ではそういうことをやっておられるということでもあります。ごみ袋をまた別にしてというようなそういった具体的な面については担当課のほうで十分協議をさせていただきたいと思います。

○7番（中山美幸君） さっきのおしめと一緒にですね、協議をされたら、やはり何らかの形を示していただかないと、本会議で一般質問は何のためにしたんだろうかなということになりますし、それから、議会報の中でこの問題はどうなったのというところでですね載せても、答えが出てこないと面白くないじゃないですか、お互いに。やはり、そこは、町長、謙虚にですね、お互いに議論したことについては検討をしていただいて、前向きにお互いに議論することが、新しい政策をつくる、1つの起点じゃないのかなと考えますので、どうかそこはよく考えていただきますように要望をして、私の質問を終わります。

○議長（小野光夫君） 以上で、通告による一般質問は終了いたしました。

これをもって、一般質問は終結いたします。

—————○—————

日程第3 議案第1号 平成30年度大崎町一般会計補正予算（第6号）

○議長（小野光夫君） 日程第3、議案第1号「平成30年度大崎町一般会計補正予算（第6号）」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（児玉孝徳君） 議案第1号、平成30年度大崎町一般会計補正予算（第6号）について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案については、去る3月7日に委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に2億9,448万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を93億2,659万3,000円とするものであります。

内容については、3月6日の本会議において説明がされておりますので、委員会での主なものについて報告いたします。

歳出の款4、項2、目1し尿塵芥処理費、節13委託料のし尿等メタン発酵処理事業化可能性調査事業委託料252万2,000円の減について、委員から、この事業の進捗状況と実験を断念した経緯は何かとの問いに対し、事業実証実験ということで、事業化が可能かどうかを確認するために補助事業を導入し、メタンガスが安定的に発生するかどうかの実験を行っているところである。また、最終的には、平成31年度が終わった段階で、どのような形で事業化が可能か何らかの回答が出ると考えている。なお、本年度は、ガスを安定的に出すということに傾注して実験をしていたが、途中、機械の構造上、改修が必要であるとの判断をしたことから、改修の期間は実験ができなかったところであるとの答弁。

また、委員から、実験は、どこで、誰が実施しているのか。また、メタンガスの80%とは何かとの問いに対し、実験については、そおりサイクルセンターで実施し、その実験で出た調査結果を踏まえ、事業化が可能かどうかのコンサルティング業務を鹿児島県環境技術協会に委託している。また、本年度実施した実験でのメタンガスの発生割合の最高が84%で、機械の改修の効果もあり、現段階で、見込んでいた分のメタンガスの発生量は確保できている状況である。今、この実証実験に取り組んでいる理由は、衛生センターの老朽化が背景にあり、同様のし尿処理場を新しくつくるよりも、同じし尿を処理する工程の中でガスを取って生産性のある再生エネルギーを活用した施設ができないか検討をしているところであるとの答弁でありました。さらに、委員から、生産性や費用対効果の部分を踏まえてしっかり取り組むよう要望しております。

款5、項1、目1農業委員会費、節1報酬の農地利用最適化推進委員報酬の60万円の減について、委員から、推進委員の活動状況及び報酬の減額については、どのような理由からかとの問いに対し、推進委員の活動日数は1月末現在で288日、月平均2.2日となっている。また、推進委員は20名の定員に対して、12

月末までは13名、現在は11名となっているとの答弁。

さらに、委員から、この推進委員については、農業委員と協力しながら農地を守っていくのが仕事であるため、人員確保の観点からも、報酬と体制の見直しが必要ではないかとの問いに対し、推進委員の活動報酬については、鹿児島県の中でも一番安い賃金で頼んでいる状況である。また、月の活動日数が3日間と限定されており、思うような活動が実際できていないところもあるため、今後、賃金等の見直しを進めていく予定であるとの答弁でありました。

款5、項1、目8農業機械維持管理費、節11需用費の修繕料62万円の増について、委員から、機械センターが所有する農業機械の修理について、オペレーターは農業機械の簡単な修理及び溶接などの作業はできるのかとの問いに対し、農業機械の大規模な修繕を除いては、自分たちでできるものについては自分たちで修理するよう心がけているとの答弁でありました。

款5、項2、目1林業振興費、節19負担金、補助及び交付金の有害鳥獣捕獲事業補助金92万4,000円の減について、委員から、これまでの各鳥獣の捕獲数の実績はどのような状況かとの問いに対して、現段階での捕獲の実績は、サルが6頭、イノシシが96頭、シカが1頭、タヌキが21頭、アナグマが29頭、カラスが5羽となっているとの答弁でありました。

款9、項2、目2教育振興費、節19負担金、補助及び交付金の遠距離通学補助金15万円の減について、委員から、この遠距離通学補助金の実績と積算根拠はどうなっているかとの問いに対して、現在の人数は12名で、これについては4キロから6キロメートルが2万円、6キロから8キロメートルが2万8,000円、8キロメートル以上が3万2,000円である。また、中学校についてはスクールバス停までの距離になっているが、今のところ、該当者はいないとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第1号、平成30年度大崎町一般会計補正予算（第6号）は原案のとおり可決すべきものと、出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。

議案第1号「平成30年度大崎町一般会計補正予算（第6号）」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。
これより採決に入ります。
お諮りします。

議案第1号「平成30年度大崎町一般会計補正予算（第6号）」について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり、原案可決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号「平成30年度大崎町一般会計補正予算（第6号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第2号 平成30年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（小野光夫君） 日程第4、議案第2号「平成30年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（児玉孝徳君） 議案第2号、平成30年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、本委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案については、去る3月7日に委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額から1,857万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を18億6,225万8,000円とするものでありますが、内容については3月6日の本会議での説明のとおり、一般被保険者に係る保険給付費の減による補正が主なものでありました。

委員から、特定健診の受診率が減少傾向にある中、特定健診受診者の方で精密検査の結果が出た場合、精密検査を受診したかどうかの情報を把握しているかとの問いに対し、情報については把握をしている。また、精密検査の未受診者の方については、受診するよう勧奨しているとの答弁でありました。

その後、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第2号、平成30

年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決すべきものと、全出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。

議案第2号「平成30年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第2号「平成30年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり、原案可決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号「平成30年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第3号 平成30年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（小野光夫君） 日程第5、議案第3号「平成30年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（児玉孝徳君） 議案第3号、平成30年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、本委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案については、去る3月7日に委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に1,192万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億7,579万8,000円とするものでありますが、内容については、3月6日の本会議での説明のとおり、後期高齢者医療広域連合納付金等の確定に基づく補正が主なものでありました。

特記すべき質疑もなく、その後、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第3号、平成30年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと、出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。

議案第3号「平成30年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第3号「平成30年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり、原案可決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号「平成30年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第4号 平成30年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（小野光夫君） 日程第6、議案第4号「平成30年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

- 総務厚生常任委員長（児玉孝徳君） 議案第4号、平成30年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、本委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案については、去る3月7日に委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に6,868万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億7,911万9,000円とするものでありますが、内容については、3月6日の本会議での説明のとおり、要介護者等に対して行う保険給付費が、見込みより伸びたことによる補正が主なものでありました。

特記すべき質疑もなく、その後、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第4号、平成30年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決すべきものと、出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

- 議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。

議案第4号「平成30年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第4号「平成30年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり、原案可決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第4号「平成30年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2

号)」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第5号 平成30年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（小野光夫君） 日程第7、議案第5号「平成30年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

本案について、文教経済任委員長の報告を求めます。

○文教経済常任委員長（中倉広文君） ただいま議題となりました議案第5号、平成30年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、文教経済常任委員会における審査の経過と結果について報告をいたします。

本議案は、3月6日の本会議において、当委員会に付託されたもので、当委員会では3月7日に委員会を開き、担当課長並びに係職員の説明を受け、審査いたしました。

委員会における補足説明と質疑、答弁の主なものについて、報告をいたします。

補正予算書7ページ、歳出。款1公共下水道事業費、項1公共下水道事業費、目1下水道総務費、節3職員手当11万7,000円と、節11需用費の消耗品費8万7,000円及び印刷製本費5万4,000円の減額は、決算の見込みによるものであります。

款2公債費、項1公債費、目2利子24万2,000円の減は、公共下水道地方債の利子の確定による減額であります。

次に、6ページ、歳入。款4繰入金、目1他会計繰入金50万円の減額は、歳出の補正に伴い、繰入金を調整するものであります。

質疑に入り、歳出の目1下水道総務費の減額について、退職手当組合負担金は、前もって把握できる金額だと思うが、補正予算を組むに至った経緯は何かとの問いに、退職手当組合負担金については、人事異動により職員1名が異動になったことにより、その差額分について減額するものであるとのことです。

また、節11需用費について、印刷製本費の減額の要因は何かとの問いに、印刷製本費の減額については、現在、口座振替の方に通知書を印刷しているが、他の課のストックを活用できたことから、その分の予算が不用となったとのことです。

さらに、款2公債費について、一時借入金の金額は年間どの程度かとの問いに、ここ数年の借入はないが、頭出しとして計上しているとの答弁でありました。

ほか、特筆すべき質疑はなく、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第5号、平成30年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することに、全委員の意見の一致をみました。

以上で、文教経済常任委員会の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。

議案第5号「平成30年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第5号「平成30年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり、原案可決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第5号「平成30年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（小野光夫君） 以上を持って、本日の日程の全部を終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

-----○-----

散会 午後2時27分

第 3 号

3月20日 (水)

平成31年第1回大崎町議会定例会会議録（第3号）

平成31年3月20日
午前10時00分開議
於 会 議 議 場

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（3番，4番）
- 日程第 2 議案第 6号 平成31年度大崎町一般会計予算
（平成31年度大崎町一般会計予算審査特別委員長報告）
- 日程第 3 議案第 7号 平成31年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算
（総務厚生常任委員長報告）
- 日程第 4 議案第 8号 平成31年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算
（総務厚生常任委員長報告）
- 日程第 5 議案第 9号 平成31年度大崎町介護保険事業特別会計予算
（総務厚生常任委員長報告）
- 日程第 6 議案第10号 平成31年度大崎町水道事業会計予算
（文教経済常任委員長報告）
- 日程第 7 議案第11号 平成31年度大崎町公共下水道事業特別会計予算
（文教経済常任委員長報告）
- 日程第 8 議案第12号 大崎町町税条例の一部を改正する条例の制定について
て
（総務厚生常任委員長報告）
- 日程第 9 議案第18号 大崎町持続可能なまちづくり条例の制定について
（総務厚生常任委員長報告）
- 日程第10 同意第 1号 教育委員会委員の任命について
- 日程第11 同意第 2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第12 閉会中継続審査・調査申出書

2. 出席議員は次のとおりである。（11名）

- | | |
|------------|-------------|
| 1番 児 玉 孝 徳 | 7番 中 山 美 幸 |
| 2番 稲 留 光 晴 | 8番 上 原 正 一 |
| 3番 諸 木 悦 朗 | 9番 中 倉 毅 |
| 4番 宮 本 昭 一 | 11番 神 崎 文 男 |
| 5番 中 倉 広 文 | 12番 小 野 光 夫 |

6番 吉原信雄

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

10番 長重充輝

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	東靖弘	農林振興課長	川畑定浩
副町長	千歳史郎	耕地課長	福永敏郎
教育長	藤井光興	建設課長	時見和久
会計管理者	東正隆	農委事務局長	大地敏郎
総務課長	中倉幸二	水道課長	高田利郎
企画調整課長	上橋孝幸	教委管理課長	川添俊一郎
住民環境課長	小野厚生	社会教育課長	今吉孝志
保健福祉課長	中村富士夫	税務課長	本高秀俊

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	下村俊郎
次長兼調査係長	宮本修一
次長兼議事係長	垣内吉郎
庶務係主幹	西ゆかり

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（小野光夫君） おはようございます。これより、本日の会を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小野光夫君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、諸木悦朗君、及び4番、宮本昭一君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 議案第6号 平成31年度大崎町一般会計予算

○議長（小野光夫君） 日程第2、議案第6号「平成31年度大崎町一般会計予算」を議題といたします。

お諮りします。本案について、平成31年度大崎町一般会計予算審査特別委員長の報告を求めます。

○予算審査特別委員長（神崎文男君） ただいま議題となりました議案第6号「平成31年度大崎町一般会計予算」について、審査の経過と結果の報告をいたします。本議案については、3月6日の本会議において、本特別委員会に付託されたもので、3月8日及び11日に委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め審査いたしました。

この予算は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ87億739万1,000円と定めるものであります。

内容については、3月6日の本会議において説明がありましたので、委員会での主な質疑について報告いたします。

質疑に入り、款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費、節19負担金、補助及び交付金の中に継続的に計上されているJICA事業に関するおおさき国際交流事業補助金について、本町からインドネシアバリ州に派遣する回数やメンバーについての説明を求めるとともに、新規に計上されている自治体国際協力促進事業補助金について、こういった内容なのか説明を求めたところ、JICA事業については年3回の派遣を計画しており、派遣するメンバーとしてはプロジェクトマネージャーや職員を4名から5名程度、それから通訳や指導員を含めて9名程度を計画している。それから、受け入れについて、バリ州職員、バリ州の下部の自治体の職員、村の代表や作業員等8名程度の受け入れを年2回計画している。また、自治体国際協力促進事業補助金に関するクリア事業の内容については、ジャカルタ特別州からの要請を受けて、ジャカルタにジャカルタリサイクルセンターをつくらうとい

うような考え方で事業を進めているところであるが、ジャカルタ特別州では草の根技術協力事業の実績がないことから、クレア事業を活用して、指導のための派遣を5名程度、研修の受け入れについても5名程度、それぞれ年1回想定しているとの答弁。

さらに委員から、1年間に相当の職員がJICA事業を通じて指導のためにインドネシアバリ州に行かれるが、これは国際的には非常にいいことだと思うが、本町の状況を考えると、その期間は職員が大崎町で勤務しておらず、住民サービスの低下につながるかと考えるが、その点についてどう考えるかとの問いに対し、インドネシアバリ州に出張している間は公務に就いていない状況であるため、住民サービスの低下につながるかもしれないが、通常の勤務に戻ったときには、公務に就いてない時期の業務を取り返すべく一生懸命公務に取り組んでいる状況であるとの答弁。

款9教育費、項3中学校費、目2教育振興費、節8報償費、学力向上プロジェクト夏期講座について、何名参加しているのか、また参加したくても参加できない生徒がいると思うが、その点をどう考えているのかとの問いに対し、昨年実績は56名であり、毎年中学3年生を中心として、夏期講座の会場である中央公民館までスクールバスを運行して実施している。なお、部活動等で参加できない子どもたちへのフォローについては検討課題であると認識しているが、そのことに関して、今のところフォローはしていない状況であるとの答弁。

さらに委員から、格差が出ることは好ましくないので、対策を講じるよう要望した。

款3民生費、項1社会福祉費、目2老人福祉費、節8報償費、長寿祝い金について、数年後には団塊の世代が75歳に達する状況であることから、全国的に長寿祝い金を減らそう、あるいはなくそうという時期に来ていると考えるが、今後どのような取り扱いをしていくのかとの問いに対し、長寿祝い金については、今後、町の負担がどれくらいになるのか試算をした上で議会にお諮りしたいと考えている。また、現在、高齢化率が38%を超えており、10年以内には40%を超えるのは確実であるため、保健福祉課としては健康寿命を延ばすために様々な施策を講じていくとの答弁。

歳入の款1町税、項2固定資産税、目1固定資産税、昨年度と比較して約1,400万円の増額で計上してある。説明の中で太陽光と新築住宅ということであったが、割合としては太陽光発電が大きいと思うが、新築住宅をどの程度見込んでいるのかとの問いに対し、固定資産については土地の評価は下がる一方であるため、母屋と償却資産の太陽光発電の増額を見込んで計上しているが、新築住宅については20棟ほどを見込んでいる。なお、償却資産の太陽光発電については、今年度の状

況を考慮した上で8,000万円程度を見込んで計上しているとの答弁。

款5農林水産業費、項1農業費、目6特産振興費及び目7園芸振興費の節19負担金、補助及び交付金、産地パワーアップ事業補助金について、今回2件の補助金が計上されているが、大崎町として補助金を活用して企業活動を行うことになる法人に対して、どのようなサポートをしていくのかとの問いに対し、機会をとらえて情報の開示を求めながら、販売状況はどうか、育成状況はどうかなど状況を把握した上でしっかりサポートしていくとの答弁。

さらに委員から、町としても法人がいい方向に育っていくように、県とも連携を図るよう要望した。

款5農林水産業費、項1農業費、目10農地費、節19負担金、補助及び交付金、県営畑地帯総合整備事業について、この事業は何年度まで実施予定なのか、また、これまでに施工された畑かん事業に伴い、道路が沈下したり破損したりしている状況が見受けられるが、この状況についてどう思っているのかとの問いに対し、今のところ、当該事業は平成33年度までということで計画されている。ただいま指摘のあった、過去に施工した畑かん事業に伴う道路の沈下等については、これまでも県に改修工事をお願いしてきたが、この事業が平成33年度に完了することが決まっていることを踏まえ、改修については県に積極的に要望して実施してもらいつもりであるとの答弁。

款7土木費、項5住宅費、目5住宅建設費、節19負担金、補助及び交付金、危険家屋解体補助金について、当該補助金の対象となる要件、審査方法、補助の期間について説明を求めたところ、対象となる要件については、公道、国道、県道、町道、農道に面していること、それから人家密集地半径200メートル位内に10件以上母屋が建っていること、それから道路境界に関して、家との距離が軒下以下であるという条件を今のところ考えている。審査方法については、民間の建築士にお願いする予定である。補助金の期間については、3年間を予定しているとの答弁。

委員から、社会教育課に関する予算の中で、総合体育館の雨漏りの改善に対する予算計上がなされていないようであるが、ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅の供用開始や平成32年度に開催されるかごしま国体を考慮すると、総合体育館の利用率が向上してくる可能性があると思うが、このようなことを考えて予算措置はしなかったのかとの問いに対し、総合体育館については、現在雨漏りや床の凹凸が生じており、整備するところは多々あると考えているところである。また、最近では、体育館の室内の空調等についても整備の必要性を増していると考えているが、今の町全体の財源等を考えると、要求する優先順位が上位でないということが現状であるとの答弁。

款2 総務費、項1 総務管理費、目10 企画費、節15 工事請負費、ふれあいの里公園ランニングコース整備工事について、3,817万円が計上されているが、平成31年4月から供用開始されるジャパンアスリートトレーニングセンター大隅には一般開放される1キロ弱の外周路が整備される。合宿される方はそこをに使われるのではないかと思うが、その必要性について説明を求めたところ、これについては宿泊先をあすばる大崎と設定して、実業団の方にモニターとして合宿していただいたときに、朝夕の暗いときに練習ができるような環境が整っておれば、さらに宿泊客や合宿者が増加するのではないかという見解や、平成28年度に有識者によるスポーツ振興ゾーン整備計画を作成しているが、その中にも同様の意見をいただいていたことから、今回、県の地域振興推進事業を活用して実施したいと考えているとの答弁。

さらに委員から、今回計上された予算額であれば、菱田橋から永吉までの線路跡の町道に照明を整備することも可能であり、効果が上がるのではないかと、また、ふれあいの里公園内の円形広場を周回とする既存の1キロコースを整備することについて検討されなかったのかとの問いに対し、線路跡の町道についても一応検討はしており、町道を管理している建設課と協議はしている段階である。また、当初はふれあいの里公園内の円形広場を周回とする既存の1キロコースについても計画していたが、単年度で施工するには事業費が多額になってしまうということもあり、まずは今回計画した480メートルのランニングコースを整備し、その効果検証を踏まえた上で1キロコースの整備については検討したいとの答弁。

款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費、節13 委託料、会計年度任用職員制度支援事業委託料について、この委託料の内容はどのようなものなのかとの問いに対し、会計年度任用職員制度が地方公務員法の改正により、平成32年4月から始まることから、現在補助的な業務に携わっていただいている臨時職員の身分的補償や収入の補償等、必要な事項を整備する必要がある、地方自治法や憲法、民法に抵触しないように整備するためには専門家の意見を交えた形で条例整備をしていく必要がある、そのための支援業務として今回委託料で計上したとの答弁でありました。

その後、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第6号、平成31年度大崎町一般会計予算については、原案のとおり可決すべきものと出席委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、平成31年度大崎町一般会計予算審査特別委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。

議案第6号「平成31年度大崎町一般会計予算」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

議案第6号「平成31年度大崎町一般会計予算」について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小野光夫君） 起立多数。

よって、議案第6号「平成31年度大崎町一般会計予算」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第7号 平成31年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算

○議長（小野光夫君） 日程第3、議案第7号「平成31年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（児玉孝徳君） 議案第7号、平成31年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算について、本委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。本議案については、去る3月11日に委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め審査いたしました。

この予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億5,259万2,000円とするものであります。

内容については、3月6日の本会議において説明がされておりますので、委員会での主なものについて報告いたします。

委員から、保険税率の見直しの予定があるかとの問いに対し、保険税率の見直しは平成20年度から行っていない状況にある。今後は、平成35年度までに賦課方式を4方式から3方式に変更しなければならないため、保険税率の見直しについて

は賦課方式の変更時期に合わせ行うことになると考えているとの答弁。

さらに委員から、今のところ、来年、再来年については保険税が上がることはないのかとの問いに対し、ここ数年は財源が不足する場合、基金を取り崩して対応できると考えているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第7号、平成31年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。

議案第7号「平成31年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

○2番（稲留光晴君） 県が2019年度と2018年度を比較をした税率を出してありまして、大崎町も2018年から2019年度への医療分とですね均等割とですね審査をしているということですが、その利率が31年度から変更になるようなそういう質問等はございませんでしたでしょうか。

○総務厚生常任委員長（児玉孝徳君） ありませんでした。

○議長（小野光夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより議案第7号「平成31年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算」を採決いたします。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小野光夫君） 起立多数。

したがって、議案第7号「平成31年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第8号 平成31年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（小野光夫君） 日程第4、議案第8号「平成31年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（児玉孝徳君） 議案第8号、平成31年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算について、本委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。本議案については、去る3月11日に委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め審査いたしました。

この予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6,304万円とするものであります。

特記すべき質疑はなく、その後、討論に入りましたが討論もなく、採決の結果、議案第8号、平成31年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。

議案第8号「平成31年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより議案第8号「平成31年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算」を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小野光夫君） 起立多数。

したがって、議案第8号「平成31年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第9号 平成31年度大崎町介護保険事業特別会計予算

○議長（小野光夫君） 日程第5、議案第9号「平成31年度大崎町介護保険事業特別会計予算」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（児玉孝徳君） 議案第9号、平成31年度大崎町介護保険事業特別会計予算について、本委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。本議案については、去る3月11日に委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め審査いたしました。

この予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億6,336万円とするものであります。

内容については、3月6日の本会議において説明がされておりますので、委員会での主なものについて報告いたします。

委員から、一般介護予防事業費が前年度に対して減額となっているが、その要因は何かとの問いに対し、一般介護予防事業費の中には高齢者元気度アップポイント事業があるが、この事業の中にあるグループポイント及び個人ポイントのうち、グループポイントの予算を平成31年度から一般会計予算へ組み替えたためであるとの答弁。

また、委員から、ふれあいサロンやころばん体操と合わせて認知症対策を実施できないかとの問いに対し、ふれあいサロン活動は集落の公民館等でふれあいの場として、仲間づくりやお茶を飲みながら話をしたりして活動しているが、そのような場を活用して認知症サポーター養成講座を実施しているところもあるので、今後も引き続き取り組んでいくとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、議案第9号、平成31年度大崎町介護保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。

議案第9号「平成31年度大崎町介護保険事業特別会計予算」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより議案第9号「平成31年度大崎町介護保険事業特別会計予算」を採決いたします。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小野光夫君） 起立多数。

したがって、議案第9号「平成31年度大崎町介護保険事業特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第10号 平成31年度大崎町水道事業会計予算

○議長（小野光夫君） 日程第6、議案第10号「平成31年度大崎町水道事業会計予算」を議題といたします。

本案について、文教経済常任委員長の報告を求めます。

○文教経済常任委員長（中倉広文君） 議案第10号、平成31年度大崎町水道事業会計予算について、審査の経過と結果について報告いたします。

本議案について、当委員会では3月7日に委員会を開き、全委員出席のもと、担当課長並びに係職員の出席を求め、審査いたしました。

委員会における補足説明と質疑、答弁の主なものについて報告をいたします。

予算書24ページ、収益的収入及び支出の支出の部について、目1原水及び浄水費、節14委託料119万6,000円の内訳は、各施設の高圧受電設備管理業務委託料68万4,000円と、水源地内の貯水槽内面の清掃業務委託料51万2,000円出あります。

25ページ、目2配水及び給水費、節14委託料254万3,000円は、特定困難な漏水箇所を発見のために業者に委託している漏水調査業務委託料130万8,000円と、配水池貯水槽の清掃業務委託料51万3,000円、水質の毎日検査業務委託料25万6,000円であります。節18修繕費1,259万3,000円は、水道本管の漏水や仕切弁等の修繕費用1,020万円と、量水器の修繕・購入費用239万3,000円であります。

26ページ、節14委託料713万5,000円は、シルバー人材センターに委託している水道メーターの検針業務委託料359万円と、水道情報管理システムデータ整備委託料209万円、さらに、水道会計システムの保守料68万7,000円が主なものであります。

29ページ、資本的収入及び支出における支出の部、項1建設改良費、目1建設改良事業費、節4工事請負費1億112万円は、配水管布設替工事が12路線、舗装工事が3路線、消火栓新設工事が2基、電気設備工事2カ所あります。主要な工事は木入道下原線、宮園地区配水管布設替工事で、既設管が石綿管であることから、耐震機能を備えたダグタイル鋳鉄管に更新するものであります。節5委託料1,980万円は、国道220号線、益丸地区歩道設置工事に伴う配水管布設替工事の実施設計業務委託料で、延長は1,100メートルであります。

質疑に入り、22ページ、項2営業外費用、目3雑収入、節1分水収益47万3,000円のジャパンファーム分水料金について、この料金は固定金額なのか。量水器等は設置されていないのかとの問いに、分水料金は固定金額でメーターは設置していない。金額については、人件費や施設に係る経費を試算し、分水料金を算出したとの答弁でありました。

さらに、当該企業の施設拡大に伴い利用水量もかなり増加すると思われるが、一般住民に対して水圧の減少など不利益は生じないのかとの問いに、野方地区の簡易水道の水源として東川水源と倉元水源があるが、現在、簡易水道は主に倉元水源を使用しており、東川水源は予備の水源としていることから影響はないと考えるとの答弁でありました。

24ページ、目1原水及び浄水費について、中山水源は現在十分な管理がなされているが、隣接のスギの立木についてもある程度伐採するなど、今後の維持管理に費用が嵩まないような対応をすべきであるかとの問いに、隣接のスギの立木については、大木であり、かつ付近に電線もあることから専門業者への作業委託が必要だと思われる。今後の管理面を考慮し、伐採する方向で検討をしていくとの答弁でありました。

同じく目1原水及び浄水費について、前年度に対し120万円の減額の主な要因は何かとの問いに、節4賃金535万円で、臨時職員2名を予定しているが、平成30年度は3名分計上していたことから、その分の減額が主な要因であるとのことです。

さらに、1名減員したとのことであるが、作業内容が変わるのかとの問いに、平成30年度は水道工事時のマップ整備のために1名増で計上していた。通常の水源地管理については、2名で対応できると考える。また、システム更新については職員でカバーしていくとの答弁でありました。

25ページ、節18修繕費1,259万3,000円について、量水器は年間どの程度交換しているのかとの問いに、本町に約7,000基弱設置されており、耐用年数を考慮し、年間に約900基の交換を行っているとの答弁でありました。

29ページ、資本的収入及び支出の支出の部、節4工事請負費1億112万円について、益丸地区の配水管布設替工事の本管は、歩道のどちら側に布設してあるのかとの問いに、主な管については、志布志方面に向かい左側の歩道に150ミリメートルの鋳鉄管が布設してある。まだ、同右側歩道も部分的に50ミリメートルの管が布設してあるが、水圧不足等の要望もあったことから、今回150ミリメートル鋳鉄管の布設を計画しているとの答弁でありました。

また、同じく工事請負費の中で、倉元ポンプ場及び水源地シーケンサ取替工事について、シーケンサとはどのようなものかとの問いに、シーケンサとは、配電盤の中にある電気系統の設備で、荒佐配水池の水位が一定程度下がった場合に、倉元水源地から倉元ポンプ場へ、さらに同ポンプ場から荒佐配水池へと水を送るための指令を出す装置である。当該機器は一定の年数が経過しているため、耐用年数を考慮し、平成31年度に取り替えを計画しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、議案第10号、平成31年度大崎町水道事業会計予算は、原案のとおり可決することに全出席委員の意見の一致をみました。

以上で、文教経済常任委員会の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。

議案第10号「平成31年度大崎町水道事業会計予算」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより議案第10号「平成31年度大崎町水道事業会計予算」を採決いたします。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小野光夫君） 起立多数。

したがって、議案第10号「平成31年度大崎町水道事業会計予算」は、原

案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第11号 平成31年度大崎町公共下水道事業特別会計予算

○議長（小野光夫君） 日程第7、議案第11号「平成31年度大崎町公共下水道事業特別会計予算」を議題といたします。

本案について、文教経済常任委員長の報告を求めます。

○文教経済常任委員長（中倉広文君） 議案第11号、平成31年度大崎町公共下水道事業特別会計予算について、文教経済常任委員会における審査の経過と結果について報告をいたします。

本議案について、当委員会では3月7日に委員会を開き、担当課長並びに係職員の出席を求め、補足説明を受け、審査いたしました。

委員会における補足説明と質疑、答弁の主なものについて報告をいたします。

予算書9ページ、目1下水道総務費、節11需用費35万円は、下水道関係の書籍代及びコピー代等の消耗品費6万6,000円と、窓あき封筒代及び納付書印刷に係る印刷製本費28万4,000円であります。

10ページ、歳出目2維持管理費、節13委託料1,419万6,000円は、大崎クリーンセンター維持管理業務委託料913万円と汚泥処分費297万円、また、水質検査料99万円が主なものであります。

質疑に入り、9ページ、項1公共下水道事業費、目1下水道総務費は、前年度比3.5%の減額であるが、要因は何かとの問いに、下水道総務費の減額については、下水道に関わる職員の異動で号給等の変化により給料や職員手当、また共済費等の減額が主な要因であるとのことであります。

また、目2維持管理費について11.3%増額の主な要因は何かとの問いに、平成30年度当初予算では委託料の中の汚泥処分委託費が10カ月分のみの計上であり、その後、補正予算で追加したが、今回の当初予算では12カ月分の計上であり、その2カ月分が増額となっている。加えて、需用費の修繕料について、毎年100万円の修繕料を計上しているが、クリーンセンターの高圧受電設備が供用開始から17年経過しており、受け入れ用の開閉器や高圧ケーブル、地絡継電器などの修繕を予定していることから、さらに100万円を増額しているとのことであります。

次に、この修繕料について、マンホールポンプの経年劣化も懸念されるが、この金額で対応できるのかとの問いに、マンホールポンプは1カ所に2基設置しており、交互に稼働をさせている。1基に不具合が生じた場合は、もう1基のポンプを稼働させ、その間に新たに予算計上し、修理、更新等が実施できるよう対処してい

るとの答弁でありました。

10 ページ、節 13 委託料の中の汚泥処分委託費について、決算審査で委託費の単価を検討するよう申し入れたが、その結果はどうだったのかとの問いに、単価の根拠としたものは、本町とそおりサイクルセンターで締結している生ごみ処分に係る単価をもとにしているとのことでありました。

また、下水道整備はなぜ廃目となったのかとの問いに、平成 30 年度は堂地地区、丸尾地区の 2 カ所において住宅が建設され、その部分の接続工事のために予算計上していた。平成 31 年度は、現在のところ計画がなく、計上しなかったとのことでありました。

さらに、この下水道整備費について、町長の施政方針では移住・定住者の確保に努めるとあるが、年度途中で住宅整備等が実施されようとした場合、どのように対応するのかとの問いに、予算策定の段階では住宅整備等の計画はなかったが、今後の可能性を考慮すると、下水道総務費については頭出しをしておくことが好ましかったと考える。今後、必要性が生じた場合には、財政と協議し対応していきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第 11 号、平成 31 年度大崎町公共下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決することに全委員の意見の一致をみました。

以上で、文教経済常任委員会の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。

議案第 11 号「平成 31 年度大崎町公共下水道事業特別会計予算」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより議案第 11 号「平成 31 年度大崎町公共下水道事業特別会計予算」を採決いたします。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小野光夫君） 起立多数。

したがって、議案第11号「平成31年度大崎町公共下水道事業特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第12号 大崎町町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小野光夫君） 日程第8、議案第12号「大崎町町税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（児玉孝徳君） 議案第12号、大崎町町税条例の一部を改正する条例の制定について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。本議案については、去る3月7日に委員会を開催し、担当課長の出席を求め審査いたしました。

まず、担当課長からの補足説明がありましたが、その内容については次のとおりです。

この条例は、「地方税法第404条第1項市町村が行う価格の決定を補助するため、市町村に固定資産評価委員を設置する」の規定により、固定資産評価委員を設置するために条例改正をするものであるが、本町ではこれまで、地方税法第404条第4項の規定による「市町村は固定資産税を課される固定資産が少ない場合においては、第1項の規定にかかわらず固定資産評価委員を設置しないで、この法律による固定資産評価委員の職務を市町村長に行わせることができる」の条文の解釈から、大崎町では評価委員は設置していなかったものである。なお、固定資産評価委員を設置している市町村の状況を見ると、副市町村長あるいは税務担当課長が兼任している場合が一般的である。このため、町税条例第76条第2項の規定にある固定資産評価委員を非常勤の職員とした場合、適任者が狭まり、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する人材の確保が難しいことから、税務関係の職員を含む広い範囲で選任ができるよう条例第76条第2項の条文を削るものであるとの説明がありました。

質疑の主なものについて報告いたします。

委員から、審査委員会との違いは何かとの問いに対し、審査委員会の場合は固定資産の価格に不服があったときに開かれるもので、この評価委員の場合は、その前の固定資産の評価額を出すときに、前の準備をするのが評価委員になる。また、県内の固定資産評価委員の設置状況を見ると、43市町村の中で7つぐらいの市町村が未設置となっているとの答弁でありました。

以上、質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、議案第12号、大崎町町税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。

議案第12号「大崎町町税条例の一部を改正する条例の制定について」の委員長
の報告に対して、何か質疑はありませんか。

○7番（中山美幸君） 本会議において担当課長から、現行の評価委員はないと
のような答弁がございました。この点について、委員会における評価員と評価委員会委員
との差違について議論がなされたかどうか、また、現行の条例76条には評価委員
の数は1人とするということが記載してございますが、改正案については評価委員
の数を1人とするということにおいて、非常勤の職員とする部分が削除するだけと
いうことになっておりますが、その点についての議論があったかどうかについて、
また、本会議において評価委員はなしとされた担当課長の答弁が訂正されたかどう
かについて、お伺いいたします。

○総務厚生常任委員長（児玉孝徳君） まず、評価員と評価委員会との違いですね、こ
れに対しては先ほど言いましたとおり、固定資産の評価額を出すときの前の準備と
いうことで、課長からお伺いしました。

課長の訂正は、課長の最初の説明の通りということで説明がありました。訂正は
なかったです。それと、非常勤職員とするところを削除するというだけでし
た。

○議長（小野光夫君） ほかに質疑はありませんか。

○2番（稲留光晴君） 非常勤を削除してということは、常勤というそういう考えでい
いという判断だったのでしょうか。

○総務厚生常任委員長（児玉孝徳君） はい。先ほど説明しましたとおり、税に対して
知識、経験を有する人材の確保が非常勤では難しいという説明でございましたの
で、それで条文を削除するということが可決いたしました。

○議長（小野光夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第12号「大崎町町税条例の一部を改正する条例の制定について」、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第12号「大崎町町税条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第9 議案第18号 大崎町持続可能なまちづくり条例の制定について

○議長（小野光夫君） 日程第9、議案第18号「大崎町持続可能なまちづくり条例の制定について」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（児玉孝徳君） 議案第18号、大崎町持続可能なまちづくり条例の制定について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。本議案については、去る3月7日に委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め審査いたしました。

まず、担当課長からの補足説明がありましたが、その内容については次のとおりです。

条例制定に至った背景については、世界の様々な動きとして、2015年の国連サミットで、様々な課題に対応するため2030年までに貧困をなくすなどの国際社会共通も目標となる持続可能な開発目標、SDGsが定められたところである。SDGsでは「誰一人取り残さない」、その理念のもとに貧困を終わらせ、すべての人が平等な機会を与えられ、地球環境を壊さずに経済を持続可能な形で発展させ、よりよい生活を送ることができる世界を見つめ直すための17の目標が掲げられ、世界中の国々がその達成を目指している。このことを受け、日本でも2016年にSDGsの実施方針が出され、自治体に各種計画の策定に当たってはSDGsの要素を最大限反映するよう奨励されているところである。今後の本町の予定は、2019年度の総合戦略の改定及び2020年度の総合計画の策定の際にSDGsの要素を反映させることと、職員や町民等にSDGsの理念の普及・啓発に努める予定である。町ではこれまでに、リサイクル事業をはじめ、SDGsの理念に基づいた取組を行ってきている。今回、条例を制定し、町の責務や町民、関係団体の役

割を明確化することにより、これまでのまちづくりをさらに磨き上げ、前に進める取組を推進していくとの説明でありました。

質疑の主なものについて報告いたします。

委員から、大崎町が目指す持続可能な開発目標というのは、SDGsの理念については17の目標と169の細目があるが、これらを含めたものなのかとの問いに対し、SDGsの理念には17の目標と169の項目のターゲットがあり、現段階で想定しているのは、総合戦略並びに総合計画において、この目標やターゲットの要素をなるべく盛り込むよう策定したいと思っている。具体的には、今から検討していく段階であるとの答弁。

さらに委員から、大崎町の住民に対してどのようなメリットがあるかとの問いに対し、SDGsを推進するにあたってのまちづくりについては、全般的に住み続けられるまちづくりを目指していく中で理想の自治体をつくりあげていく部分において、その指標になることについてメリットがあると思うとの答弁。

さらに委員から、それを大崎町でやるメリットというのが具体的に何かあるかとの問いに対し、大崎町はこの基準にのっとった計画を外部に示すことで、世界の他の自治体と並べたときに、大崎町はより高い目標を持ってまちづくりを進めている自治体であり、投資するに当たって、魅力のある自治体だということをアピールできるとの答弁でありました。

以上、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第18号、大崎町持続可能なまちづくり条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。

議案第18号「大崎町持続可能なまちづくり条例の制定について」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第18号「大崎町持続可能なまちづくり条例の制定について」について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第18号「大崎町持続可能なまちづくり条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 同意第1号 教育委員会委員の任命について

○議長（小野光夫君） 日程第10、同意第1号「教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 本案は、現在、教育委員会委員の福島慎吾氏が平成31年3月31日で任期満了となりますが、引き続き同氏を任命いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

氏の住所は、大崎町井俣2434番地1西平良集落で、昭和46年10月25日生まれの47歳でございます。氏は、長崎県の五島列島出身であり、平成5年に愛知県の保健衛生大学短期大学を卒業された後、平成16年に大崎町の中沖地区に転入して住居を構え、現在は鹿屋市の大隅鹿屋病院で臨床検査技師として勤務されています。

氏は、中沖小学校のPTA役員を歴任されるなど学校現場に精通され、教育委員としても精力的に活動してこられました。また、中沖分館役員としても積極的に地域の行事に協力されるなど、地域の活性化に尽力されている方でございます。温厚な性格で豊かな発声を持ち、人格識見ともに、教育委員会委員として適任と思われるので、よろしく御審議賜り、御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。

何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第1号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより、同意第1号について採決をいたします。

採決は、無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（小野光夫君） ただいまの出席議員数は10名であります。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番、諸木悦朗君、4番、宮本昭一君、5番、中倉広文君を指名いたします。

投票用紙を配布いたします。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載をお願いします。

〔投票用紙配布〕

○議長（小野光夫君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（小野光夫君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

職員の点呼に応じて順次投票を願います。

点呼いたします。

○事務局長（下村俊郎君） それでは、お名前をお呼びいたします。

1番、児玉孝徳議員、2番、稲留光晴議員、3番、諸木悦朗議員、4番、宮本昭一議員、5番、中倉広文議員、6番、吉原信雄議員、7番、中山美幸議員、8番、上原正一議員、9番、中倉毅議員、11番、神崎文男議員。

〔投票〕

○議長（小野光夫君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 配布漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。3番、諸木悦朗君、4番、宮本昭一君、5番、中倉広文君、立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（小野光夫君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数10票。有効投票10票。無効投票0票。

有効投票中、賛成、10票、反対、0票。

以上のとおり、賛成が多数であります。

よって、同意第1号は同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

-----○-----

日程第11 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（小野光夫君） 日程第11、同意第2号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、現在固定資産評価審査委員会委員であります新留勝郎氏が、平成31年3月31日で任期満了となりますことから、新たに濱屋政文氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

氏は、大崎町永吉4400番地に在住され、昭和31年7月25日生まれの62歳でございます。昭和55年10月1日に大崎町の職員に採用された後、教育委員会管理課参事、農業委員会事務局長、住民環境課課長を歴任し、平成29年3月に定年退職され、その後、税務課において再任用職員として勤務されております。

長年培われた公務員としての知識や経験から人望も厚く、人格識見ともに高く、固定資産評価審査委員会委員として適任と思われまますので、よろしく御審議賜り、御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野光夫君） これより質疑に入ります。

同意第2号「固定資産評価委員会委員の選任について」、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第2号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。同意第2号について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより、同意第2号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を採決いたします。

お諮りします。

同意第2号は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、同意第2号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、同意することに決定いたしました。

-----○-----

日程第12 閉会中継続審査・調査申出書

○議長（小野光夫君） 日程第12「閉会中継続審査・調査申出書について」を議題といたします。

委員会の決定に基づき、お手元に配付してある写しのとおり、4委員長から申し出があります。

お諮りいたします。

4委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野光夫君） 御異議なしと認めます。

よって、4委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査は決定いたしました。

-----○-----

○議長（小野光夫君） 以上をもって、本日の日程の全部を終了し、本定例会の全日程

を終了いたしましたので、平成31年第1回大崎町議会定例会を閉会いたします。
どうもご苦労さまでした。

-----○-----

閉会 午前11時15分